

平成29年第1回大多喜町議会定例会

## 9月会議会議録

平成29年 9月6日 開会

平成29年 9月15日 散会

大多喜町議会

## 平成29年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録目次

### 第1号（9月6日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	6
一般質問	6
麻生剛君	6
渡邊泰宣君	21
山田久子君	31
吉野一男君	50
野中眞弓君	56
吉野僖一君	68
根本年生君	73
散会の宣告	93

### 第2号（9月7日）

出席議員	95
欠席議員	95
地方自治法第121条の規定による出席説明者	95
本会議に職務のため出席した者の職氏名	95
議事日程	95
開議の宣告	98
議事日程の報告	98

報告第 5 号の上程、説明	98
報告第 6 号の上程、説明	99
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
日程の追加及び順序の変更	122
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
議案第 4 9 号～議案第 5 5 号、報告第 7 号～報告第 9 号の一括上程、説明	133
散会の宣告	172

### 第 3 号 (9月15日)

出席議員	173
欠席議員	173
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者	173
本会議に職務のため出席した者の職氏名	173
議事日程	173
開議の宣告	175
行政報告	175
諸般の報告	176
議案第 4 9 号から議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	176
日程の追加	210
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	211
休会について	213
散会の宣告	213
署名議員	215

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

( 第 1 号 )

平成29年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

平成29年9月6日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	野中眞弓君	3番	渡辺善男君
4番	根本年生君	5番	吉野僖一君
6番	麻生剛君	7番	渡邊泰宣君
8番	麻生勇君	9番	吉野一男君
10番	末吉昭男君	11番	山田久子君
12番	野村賢一君		

欠席議員(1名)

2番 志関武良夫君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	西郡栄一君	企画課長	米本和弘君
財政課長	君塚恭夫君	税務住民課長	和泉陽一君
健康福祉課長	西川栄一君	建設課長	野村一夫君
産業振興課長	吉野敏洋君	環境水道課長	山岸勝君
特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君	会計室長	鈴木久直君
教育課長	古茶義明君	生涯学習課長	宮原幸男君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 吉野正展 書記 金杉孝枝

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

### ◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） おはようございます。

本日は、平成29年第1回議会定例会9月会議を招集しましたところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆様、また滝口監査委員にはご出席いただきまして、まことにご苦労さまでございます。

本日、2番志関議員から所用のため欠席する旨の通告がありましたので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

本日は休会の日ですが、議事の都合により、平成29年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより9月会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

平成29年第1回議会定例会9月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、議会定例会9月会議を再開させていただきましたところ、議長さんを初め、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承いただきたいと思います。

さて、今回の定例会の会議事件でございますが、本日は一般質問が行われ、あす債権放棄の報告が2件、条例の一部改正が1件、一部事務組合の規約の改正に関する協議が1件、そのほか一般会計、そして大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計、また国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、そして水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の補正予算を提出させていただいているところでございます。

そして、議事日程の最終日には、平成28年度の各会計の決算につきまして認定をいただきたく、提出をさせていただいております。

ここで、平成28年度の決算概要について若干述べさせていただきますが、一般会計の主要事業といたしましては、国土調査事業では地籍調査面積の大幅な増加、町道改良事業では中野大多喜線、宇野辺当月川線の道路改良工事や、増田小土呂線の歩道工事などを実施し、役場本庁舎の非常用発電機設置工事や消防車両の購入、さらには本年1月から実施しました中学生の学校給食費の無料化に係る補助などを実施してまいりましたが、ふるさと納税による寄附金が大幅に減少しましたので、歳出額の平成27年度決算対比では10.5パーセント減の63億8,300万円余りとなりました。

また、特別会計と事業会計につきましては、それぞれの会計の目的にあった決算となっております。なお、それぞれの決算に対する財政の健全化の指標につきましては、いずれも早期健全化基準を大きく下回っており、財政の健全化が図られているところでございますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

結びに、各議案とも可決または承認くださいますようお願い申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会7月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願います。

なお、このうち8月28日に夷隅郡市広域市町村圏事務組合第2回定例会が開催されました。この件につきましては、10番末吉昭男君から報告願います。

○10番（末吉昭男君） それでは、平成29年第2回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が8月28日10時から開かれまして、議長、副議長、私と3人で出席いたしましたので、報告させていただきます。

まず、議案第11号といたしまして、職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、これは消防機関の職員定数が平成4年に180名に改定して以来変更がなく、昨今事務事業の増大により職員不足が生じてきていることから、女性職員も含め200名体制とするものでございます。

議案第12号につきましては、平成29年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算についてでございますが、消防本部に女性消防職員を採用したことに伴います施設の改修が必要となったため、その設計業務委託料として248万4,000円を増額補正するものでござい



す。

議案第13号につきましては、千葉県市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますけれども、これは現在、千葉県内の全市町村から千葉県町村会へ委託されている軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受け付け事務についてございまして、この件につきまして千葉県市長会長から千葉県市町村総合事務組合に共同処理の実施について依頼があったことに伴います千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正するための協議でございます。

続いて、議案第14号でございますけれども、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますけれども、現監査委員の任期満了に伴いまして、新たに大多喜町の花崎喜好氏を選任するための同意を求めるものでございます。

議案第15号につきましては、平成28年度夷隅郡市広域市町村圏一般会計歳入歳出決算認定について及び議案第16号が平成28年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合外房線複線化事業特別会計歳入歳出決算認定についてございまして、これにつきましては、皆様のお手元に配付させていただいたところでございます。いずれも全員賛成で可決されたところであります。

以上で報告を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から7月24日、8月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願います。

次に、9月会議に係る議会運営委員会開催までに受理した陳情書についてですが、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情書」が提出されています。お手元にその写しを配付しましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、9月会議の審議期間としては、本日から9月15日までとし、本日も明日7日そして15日を本会議開催日とし、この間、12日と13日に総務文教・福祉経済合同常任委員会協議会を開催する予定でございます。

12日は、総務文教委員会が所管する事務、13日は、福祉経済常任委員会が所管する事務について、決算の内容説明を受けることとしています。

執行部の皆様には、よろしく申し上げます。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可したので、ご承知願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い議事を進めてまいります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

11番 山 田 久 子 君

1番 野 中 眞 弓 君

を指名します。

---

#### ◎一般質問

○議長（野村賢一君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問をされる議員の皆様に申し上げます。

本日の一般質問は、通告制としています。通告のない事項については質問しないよう、あらかじめ申し上げます。

---

#### ◇ 麻 生 剛 君

○議長（野村賢一君） 初めに、6番麻生剛君の一般質問を行います。

○6番（麻生 剛君） 6番麻生剛です。

私は、通告どおり、住民本位の教育行政についてご質問させていただきます。

答弁のほうは、うそ偽りのない真摯な姿勢でお願いしたいと思います。私ども議会は、そして執行部は、常に町民監視のもとで行われております。その場限り、議会限りというような形での答弁は一切求めません。真心がこもった答弁をお願いしたいと思います。

かつて大多喜町の教育界、これには黄金時代が存在しました。私自身、その時代の申し子として実話を披露させていただきます。

昭和40年代から50年代にかけて、私の母校、大多喜中学校は、荒法師と異名をとった小高茂男校長先生がいました。「日本一を目指そう」を合い言葉に、学力はもとより、芸術、文化、そしてスポーツを推奨した、当時は千葉市の葛城中学校、これはご存じ県下最高の進学校と言われました千葉高校への進学者を多数を輩出した名門校であります。その葛城中学と学力を伍して競い合ったと、そのように私ども記憶しております。

そのように、私どもの大多喜は県下では、千葉に並ぶ、あるいは千葉を凌駕する、そのような教育水準、中学校レベルまではそのような形を私自身体験いたしました。いわゆる、エズラ・ヴォーゲル博士の「ジャパン・アズ・ナンバーワン」を地で行った校長先生がいた。

また、小高茂男校長先生の先見性は非常にすばらしく、当時いずれ将来の我が国は重化学工業から路線を転換いたす、そのようなことを私どもの朝礼の時間に言いました。今の京葉・京浜工業地帯がそのようになってきた。いわゆる国家百年の大計を考えて教育をしていた、そういった教育界の至宝であった。また、当時大多喜町の教育界というのは、地域のオピニオンリーダーを多数輩出いたしました。

今、いすみ鉄道として観光鉄道として内外ともに注目されるようになった路線、あの路線皆さんご存じだと思います。JRの前の国鉄、赤字ローカル線として再三再四廃止の憂き目に遭い、風前のともしびでありました。しかし、鉄路をなくすな、教育路線を死守せよ、子供教育の機会均等の場をなくすな、立ち上がった社会正義の男、市原敏次先生であります。私の数学の師でもあります元大多喜中学校校長、木原線を守る会会長でありました。そして、それを支えた事務局は、山中喜七先生という大多喜高校教諭、この方も私の恩師でありました。

このように、当時の木原線を守る会は、学校、経済団体、労働団体、官庁役所、そして一般人、全てを巻き込んだ産学官民一体の住民運動を展開したものです。当時の国鉄もこの住民の声を無視することはできず、鉄道は残りました。中央の世論では非常に厳しい中、住民が立ち上がった住民の民意というものを尊重した日本の住民運動史上無血革命の画期的な例だと私は記憶しております。

この資料に関しましては、大多喜町立大多喜図書館天賞文庫のほうに事務局の山中喜七先生より寄贈されておりますので、もしご参考になりましたら、皆さん方も見ていただきたいと思います。

そして、現在は、第三セクターいすみ鉄道として脈々と続いて、当町の看板にもなっております。何事も信念を持って取り組んだ人々であり、ふるさとの未来に尽くしてくれた恩人たちでありました。

そのほか、枚挙にいとまありませんが、皆さんも知っているように、大多喜のシンボルといえば大多喜城、再建の父は言わずと知れた渡邊包夫先生であります。元大多喜高等学校教諭であり、日本画家、全国的にはテレビなんでも鑑定団初代団長としても知られております。

私の恩師でもありますので、先生は、大多喜高校に赴任して以来、城内の遺構を整備し、ついにかつての白亜の天守閣をも再現するに至りました。この間、何と30年の月日を要したのです。この議会にご出席の方々も、恐らく大多喜高校にお通いなさって渡邊包夫先生の授業をおとりになり、いろいろと勉強なされたと思います。

かつて渡邊先生は、私に学生時代、パリにはエッフェル塔、凱旋門、ベルサイユ宮殿といった都市のシンボルがある、それが文化の象徴である。大多喜には天下の名城大多喜城がその役目を果たすものであり、城をシンボルとしたふるさとをつくることにより、ふるさとの子供たちの誇りとなっていければ地域を愛する心、愛郷心の源になるはずだと、常日ごろ語っておられたのを今でも思い出します。

最初は、地域の方々、あるいは一般の方々からは、必ずしも理解されずに、ラッパとかほら吹きと言われましたが、その強い信念は変わらずに、県、国をも動かす原動力となり、実現に至った次第です。思いは必ずかなう、まさに実践なされた方です。

また、美術の学校の授業を通し、ヨーロッパの社会、インフラ整備、美の意識を伝えてくださいました。既に電線の地中化が行われていたヨーロッパ、我が国との社会環境整備の違いを指摘したり、その中であってジャポニズムという、日本がヨーロッパの芸術に多大なる影響を及ぼした文化の多様性などを教えてくださった方です。高校レベルは言うに及ばず、大学、大学院に匹敵するような非常にレベルの高い講義、授業をなさってくださいましたことと、私自身、現在にもこの先生から受けた都市計画へのもとを今でもかみしめて日夜活動している次第であります。そうした先生自身も、力はあるながらも中央画壇とは一線を画し、地域文化向上に貢献し、そして私たちのために尽くしてくださったことを今さらながらに敬意を表する次第であります。

きょうは、私は住民本位の教育行政について、私なりの観点より質問させていただきます。

開かれた住民参加の行政執行というものは、地方自治の基本であります。その中でも、あすのふるさと、未来の我が国を担う人材育成を所管している教育行政は、最も責任が重大であります。大多喜町民憲章の中でも、文化の香り高いまちをつくる、ふれあいと思いやりを大切にし、温かいまちをつくる、夢と希望のあるまちをつくると高らかに宣言しております。

確かに、目指すべき道筋は申し分ない、しかし、これが要は着実に確実にこの目標が実行されているかどうか問題なのであります。

行政の問題点として、よく前例主義が挙げられます。いつもどおりとか、平年どおり行う、これでは可もなく不可もなく同じことをただただ繰り返すのみであります。そこには全く創

意工夫の跡は見られません。

さて、そこで具体的な問題に入らせていただきます。

現在、スポーツ、芸術分野における一流のプロとの人材交流は、当町では図られているのか、本物との出会いは、児童生徒の才能を早期に発見することの契機にもなり、また潜在能力開発の一助にもなり得ると思われるが、当町ではいかに対処しているのか。このことに対して教育長よりお伺いしたいと存じます。お願いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） それでは、ただいま麻生議員のほうからスポーツ、芸術分野における一流のプロとの人材交流は図られているかというご質問について、お答えさせていただきたいと思います。

まず初めに、一流のプロという定義が、これが定かでないため、お答えに苦慮するところなのですが、例えば本年度5月には、競歩のほうでオリンピック金メダリスト、この方が、ドイツの方ですけれども、B & Gのほうで実際にパワーウォーキングということで行っていただいております。プロではございませんが、世界一の超一流の方でございます。

続いて、本町のほうでは、ジュニアスポーツリーダー講習のほうで、例えば平成29年度、今年度ですけれども、ジェフユナイテッド千葉のほうのコーチ、これはプロの集団ですので、この方がコーチとしてこの夷隅郡市のほうの一つの指導者としてお越しいただけると伺っております。

あと、過去にはメダリストになりますけれども、6年前ですか、B & Gの水泳教室のほうで、やはりメダリストということでお呼びしております。

それに際して、本教育委員会では、町内におけるスポーツ、芸術分野の推進を図る新たな取り組みとして、将来的な視点に立ち、一流のアマチュアとの継続した交流を柱に、学校教育を起点としたスポーツ、芸術分野の質的向上、活動の推進に努めているところでございます。

例えば、芸術分野では、大多喜中学校の全面的な協力のもと、全国トップレベルで活躍している高等学校の団体を招聘した取り組みを平成26年度から平成28年度まで継続して実施しているところです。

具体的には、平成26、27年度には、習志野市教育委員会や市立習志野高等学校のご理解のもと、同校吹奏楽部を、平成28年度には、県立幕張総合高等学校のご理解のもと、同校合唱団を大多喜中学校に招聘したところです。

なお、当日は、ここに議員の皆様の中にも毎回お越しにいただいている議員の方もおられて、その成果は肌で感じていただいていると思うんですけれども、当日は町内の小中学生の個人及び団体への技術指導、あるいは合唱指導を行っていただき、その後、全国金賞に輝く模範演奏や合唱を披露していただきました。この全国金賞というのは、とりもなおさず今年度の高校野球でいうならば、甲子園で優勝した埼玉県の花咲徳栄、この両校とも日本一ですので、トップレベルの技術を持った高校生でございます。

この様子につきましては、町内の小中学生や高校生、町民の皆さんに広く公開し、多くの方々から感動の言葉をいただいております。

本年度においては、昨年度に引き続き、県立幕張総合高等学校合唱団を11月に招聘しており、今後、町内はもちろんのことですけれども、夷隅郡市の合唱サークル団体等への周知も図ってまいりたいと考えております。

また、スポーツ分野ですが、昨年度のお城マラソンでは、箱根駅伝で活躍した順天堂大学陸上競技部駅伝長距離、ここから全員は無理なので3名の選手をゲストランナーとして招聘し、子供たちとの交流を図っております。とりわけ箱根駅伝、皆様方もごらんになったと思いますけれども、10区で区間賞をとりました千葉県ゆかりの作田選手との触れ合いには多くの子供たちが感動し、子供たちに多くの夢や希望を与えてくれました。中には、これは高校生ですけれども、僕もここから順天堂大学へ行って箱根駅伝を駆けたいとか、中学生は非常に参考になったと、そういった一人一人が感動に胸を膨らませておりました。

今後とも、スポーツ、芸術分野で一流のプロに匹敵する効果が期待できるこれらの取り組みを継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 教育長、ご答弁ありがとうございました。

当町でも一流の方々との接し方、そして将来自分もプロを目指すんだというそういう気持ちにさせた、そういう声が上がっている、これはすばらしいことだと思います。教育長がそのように一流の方々との交流をどしどしこれからも積極的に進めていく姿勢、それはひとえに私もその昔、天下の小野喬、体操の選手が、これはご存じのように鉄棒では世界一と言われた私どもの世代であります。大多喜中学校に招聘し、そして、そのときに朽方三雄先生という、体操では県下にその名をとどろかせた方々が、目の当たりにそれを見せていただいたことを今さらながら心をときめかす次第であります。

教育長は、当町では超一流の方々との交流を今後とも続ける、その姿勢は私は高く評価しますし、これからも継続していかなければならないと思います。

そして、もう一点お尋ねしたいのは、入り口ではそういう形で確かにそういう場を設ける。しかし、その方々が次へ進む将来への道筋、それに対しての指導、アドバイス、これに対しては教育委員会のほうではどのような形で行われているのか、お願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 指導、アドバイスになりますと、教育委員会として子供たちに直接的に関わることはないかなと思うんですが、それに近い答えをさせていただきたいと思います。

例えば、あすを担う可能性豊かな子供たちへの教育につきましては、いかに多くの良質な教育活動を提供してあげられるかが、学校教育を推進する上での重要な要件であると考えております。やはり種をまかなければ芽は出ない、そのとおりでございますので、いろいろな場面でこの種となる教育活動をどんどん子供たちに与えてあげたいと思います。

その流れの中には、当然、小中高との連携、あるいは大学との連携も入ってくると思います。教育委員会では、そういう視野も含めて、その学びのつながりを今も推進しているところでございます。

まず、この視点に立ちまして、平成26年度から本年度まで継続して積極的に取り組んできたのが、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、やはり小中学生にとっては年齢も近く、そしてその可能性を身近に感じることができる、一流の技術を持った高校生や大学生との交流、これをまず大事にする。そして、先ほど申しましたように、小中高との学びの連続性、この中でスポーツ、芸術分野、これも当然入ってまいりますので、ぜひつなげていきたいと考えております。

やはり子供たちは、技術的な質の向上はもちろんのことですけれども、団体、チームとしての協調性を学ぶことが大事ですので、その結果、例えば大多喜中のことで申し上げますと、大多喜中学校吹奏楽部として平成28年度に県吹奏楽部コンクールのC部門で金賞、なおかつ理事長賞を受賞しております。本年度は、県コンクールのレベルのワンランク上となりますけれども、B部門で参加するなど、そして今回は銀賞でしたが、かなりのレベルの高いB部門ですので、その中で子供たちは本当に生き生きと、19人しかいませんけれども、よその学校は30人、40人、あるいは50人のところもあります。そういったところと何ひとつ劣ることなく成長した姿を見せていただいております。

また、大多喜中学校の女子駅伝チームなのですが、こういった順天堂大の駅伝チームの刺激もあり、一つになりますけれども、当然大多喜中学校は長距離的にはそんな得意な学校じゃなかったんですが、非常に朝の短い時間の練習でしかなかったんですが、1年間、しかも長い子については3年間続けて、郡市内では3連覇とかですね、本当にいい結果を出してくれております。

それには、先生方の子供に対する、先ほど指導はどうするかということがありましたけれども、私は常々先生方に校長にお願いしているのは、子供たちは指導ではないと、支援、援助、時には指導が大切だよと。とにかく子供たちが伸びるためには、支援、援助を第一にあげてくれと、そういった中で各学校とも、支援、援助に努めていただいて、子供たちを褒めて育てる、こういった観点からやったところ、非常にこういった長距離のほうでも大きな成果を出し、さらにすばらしかったのは、男子が今まで、例えば過去の学校数でいうと9校の中で大体4番目、5番目が多かったんですが、今年度は2位と、女子が1位で男子が2位と、非常にレベルの高い、意欲の高い姿を見せていただきました。これより、子供たちは確実に自身の可能性を信じ、将来の夢や希望の実現を身近なものとして捉えるようになってきております。

なお、この交流会に対しては、多くの保護者の方、町内外の関係サークル団体の代表の方々から高い評価をいただいております、今後とも関係団体の理解のもと、この活動を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 教育長、答弁ご苦労さまでした。

とりあえず、今の現状の中では精いっぱいやっているんだということが伝わってまいりました。ただし、私どもの目指すものは、町民憲章にあるように、かなりのレベルが高いものだと思います。それは、希望の目標値でもあり、そして目指すべき道でもあります。今後それに向かって各位努力していただくことを望む次第です。

次の質問に入らせていただきます。

過疎地域にあっても教育の機会喪失はあってはなりません。現状において何ら新しい企画がなされていないとしたら、当町の文化行政は衰退の一途をたどっているのではないのでしょうか。

昨今の地方の市町村では、さまざまな文化交流、催事が行われ、当町との差が拡大して



いるのではないか。私どものところに寄せられた住民の声の中にも、大多喜町教育委員会は文化行政について冷淡である、そのように感じている。このように住民自身に思われてしまうことこそが問題であり、住民に寄り添うべき行政が、住民遊離の行政にゆがめられているのではないのでしょうか。住民が教育委員会に対して文化事業を計画し協力要請があればその芽を摘むことなく、より一層伸ばしていくため協調姿勢をとるべきだと思いますが、この件についていかが思いますか。お伺いしたいと存じます。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 住民の方の芽を摘むことなく協調姿勢をとるべきだと思うがというご質問ですけれども、それについてお答えさせていただきたいと思います。

現在、町の文化団体連絡協議会には、36団体、延べ400の方が加入しておりまして、本協議会の代表の方や役員の方々とは、関係会議開催時に意見交換を行っておるところでございます。また、11月3日の文化の日に合わせて、本連絡協議会と町の共催事業として文化祭を開催しております。

ご指摘いただきました協調姿勢という点では、各文化団体の皆さんと定期的に意見交換を行っておりますので、意思の疎通は図られている状況であると考えております。しかしながら、町の皆様方からの芸術文化にかかわるご意見やご要望等に対しましては、適宜耳を傾けまして協議、検討してまいりたいと考えております。

なお、教育委員会としましては、教育委員会以外が行う教育関係行事を共催し、及び後援することに関しては、行事の共催及び後援に関する規定により、これまでどおり適正に対応してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 教育長のご答弁、一応教科書どおりというふうに判断せざるを得ません。

なぜならば、確かに今言ったように、町が主催する、あるいは文化団体のいろいろな方々のコミュニケがある、その中でももしかしたらお言葉のようによく意思の疎通が図られているのかもしれない。しかし、私どものところに寄せられたものは、文化団体の方は言うに及ばず、それ以外の方々も含めまして、大多喜町民の方、近隣の方も含めまして、大多喜町に対してはよそよりもおこなっているのではないか、あるいは冷淡ではないのか。

では、実例を申しますと、これやはり実例を申さないと、議会の中でも、あるいは委員会

の中でもわからないんだと私今感じました。

私のところに、過日ある方が、これも大多喜町では名の通った方でありまして、やってまいりました。日ごろは大多喜のふるさとを愛し、そして文化行政に対しても、非常に教育委員会にも、あるいは公民館活動にも協力している方が、何かいつもとは違う、肩をがっくりし、そして私のところに訪ねてきたわけです。私も、これはちょっとただごとにならないことだなと。何があったのかい、そのように問いかけしました。

そうしたら、その方は、実は私はこのふるさとから世界を目指して文化を発信したい、そして教育委員会のほうにこういう問題があって、この暮れにジャズの一流のフェスティバルを開くんだということで、教育委員会に協力を依頼しお願いしたということなんです。それを聞くと、そのジャズの内容、もうこれは日本はもとより世界的なレベルであります。これは誰が見てもすばらしい、私が知っている限りにおいては、あの東京ディズニーランドのときのオープニングを飾った藺田憲一先生とデキシーキングスのジャズを呼ぶ、そのほかさまざまなグラミー賞受賞の方や、これはグラミー賞、これは皆さんもご存じだと思います。このような方々を一民間人のあなたがよく企画してやったねと、ここまで持ってくるまでが一番大変なんだと、それをやったあなたの姿勢はすばらしいと、後は教育委員会がちょっと後押しすれば内外に知られるだけじゃないかと。

しかし、教育長、よく聞いておいてください。教育委員会のこのときの態度は、都合が悪いから、日程の都合が悪いから協力できません、こう言ったそうです。それも、再三再四、日にちを延ばして、本当に住民のことを考えていればそのとき調整に入るのが教育委員会でしょう。

そうしたら、教育委員会のほうで、10月か11月なら協力できますよ、こう言ったそうです。教育委員会がそこまで言ったんなら私どもも調整いたします、住民の方はこう申して10月、11月ならその一流のミュージシャンの方も、私どもが頼めば、教育委員会の皆さんの意向でもあり、生徒児童がその日ならば一緒になって交流できるのであれば、ここまで段取りをしながら、また教育委員会の答えは何というか、教育長、よく聞いておいてください。また無理であると言うんですよ。また無理である。本当にあれなんですよ、ノーと言える大多喜ですな、まさに。

それで、その住民の方は非常にハートのある方ですからね、ハートがあるんですよ。私どもも以上にあるんです。ならば、10月、11月が悪いならば、9月ならいかがですかと、また譲歩したんですよ。譲歩することはないと私は思ったんですけれども。そしたら即座に言われ

たそうです。9月はお城まつりの準備があり忙しい。私はその方に言いました。これは、平成の教育委員会としては最も愚劣である。私も20年ぶりにこのふるさと議会に立たせていただきましたけれども、私が知る限りにおいては、大多喜町の教育委員会でここまで踏み込んだ行動をとったことはなかったはずだ。

そして、その方は言いました。教育委員会が今回は協力してくださらなかった、しかし私も住民のみんなでスクラムを組んで、この大多喜町の文化を支えていく、そして予定どおり世界的なジャズフェスティバルを開くんだ。これこそまさにふるさとを愛する気持ちのあらわれだと私は感動した次第であります。

教育長、ここでひとつ耳を傾けていただきたい。教育委員会もいろいろな事情があるかもしれない。いろいろな事情、それは忙しいとか、いろいろな事情だと思います。しかし、今までやっていたことよりもすばらしいことを企画したのであれば、それは重荷ではなくて新しい出発だと、この住民の方からの声を生かせば、大多喜町教育委員会がまた新しい新企画を応援しているんだという形になったと思います。

理念において、教育長の考え方、恐らく教育委員会の考え方私も悪くはないと思います、先ほどの答弁を見ている限りにおいては。しかし、何が悪い。言うは易く行うは難しなんです。私ども政治科学は、社会科学は、行動実践科学なんです。行動しなければだめなんです。それが行政執行であります。

今回の教育委員会、私はなぜこのように申すかという、4月から現教育長になって、教育長の人事案件に私は同意いたしております。それは、人格識見ともに申し分ない方、そのように聞いておりました。そして、教育委員会の皆さん方も、顔を見れば非常に温厚であるし協力的である、そういうふう感じたからであります。

しかしながら、やっていることは違う。平成になって教育委員会、とりわけ大多喜町教育委員会として、これは恥です。一連の行動を見まして、今までのことは難なくこなしていると思います。しかし、今回の行動、この問題に対しては、しっかりとした謝罪をすべきだと私は思いますし、また、今後このような問題がある、このような発議がある、そういうことに対しては、やはりその人の身になり、住民サイドになり協力する、そういう段取りをすべきだと思います。

これに対して教育長の真摯なるご答弁、求めたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） ただいまのご質問ですけれども、私もそういう問い合わせがあった

ことは報告は伺っております。

ただ、今議員がおっしゃられた内容とは事実誤認があるのかなと思っております。そこら辺は、直接担当しました課長のほうから、その経緯をうちできちんと確かめた経緯のほうを答弁させていただきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 麻生議員の今おっしゃられました内容につきましては、一部私のほうと違う認識でいらっしゃるのかなという気がします。

まず、協力というのは、最初は、そのジャズフェスティバルに吹奏楽部の学生に演奏していただきたいということで申し出がありましたので、そのたびごとに何回かやりとりをさせていただきましたが、その場ではできます、やれますというようなお答えはしておりません。そのたびごとに学校のほうに確認をしてお答えさせていただいております。

そういう結果で、結局中学校のほうで対応できないということでお答えさせていただきましたが、演奏はできませんが、そこに行って聞くことはいいでしょうということで、パンフレットとかそういうものについて配って、子供たちに、土曜日、日曜日でありますので、参加はできるということで、うちのほうは参加することはやぶさかではないということで、その方にお伝えしたところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 私は、教育委員会の皆さんにもう一度チャンスを与えたいと思う。これは事実誤認とかそういう問題じゃないんです。あなた方が、ハートのある愛情こもった接し方をすれば、住民の方が困って途方に暮れて私どものところに来るわけがないんです。

確かに、一緒に演奏することができない、今課長がそう申しました。私は別に課長答弁を求めておりませんでした。一緒にもし演奏することができないと、もしこれが事実だとしたら、なぜできないのか。できるように指導するのが教育委員会です。

一流の日本を代表する世界に通用する方々と同じようにやれるんです。これ、やっている方なら望みますよ。プロ野球の選手と一緒にキャッチボールがやりたい、プロの球を打ちたい、一緒に交流試合したい、練習試合したい、やっているプレーヤーならそうです。演奏者も同じなんですよ。

もし、そういうような指導者が学校現場にいたなら、教育委員会として指導して更迭すべきでしょう。現場が間違った方向にいったらそれを改めるのが教育委員会です。

教育委員会には、その熱気もあれも、よくしようという気力もないんですか。私は嘆かわしいと思う。今回は教育委員会の方々が、教育長や先ほど答弁して下さった教育課長、教育課長は別に答弁を求めるようには通告しておりませんでしたから、突然のことですから大変だったと思います。

教育長、どうですか。もし部下がそうだった、教育長の教育課長は部下だ。部下が決して本来求めている教育長の意思とは違った方向にいった。あるいは学校現場もそうだ。学校長を初め、担当の先生、なぜならば生徒の気持ちを聞いていないからですよ。これは、すばらしい演奏を一緒にやれなんていうことは言っていないんです。すばらしい演奏を一緒にやることによって、その場でのプロとの臨場感が体験することのすばらしさをこんな機会めったにないんだということはその住民の方が言っているんです。

思えば、私がかつて24年前に皆さんも知っていらっしゃる、ここにいる方でも一緒に行ってください方もいるよ。千葉のロッテマリーンズ、ロッテオリオンズ、そちらに行ったときに、当時はまだメジャーに行っていないイチローに握手したり、キャッチボールをやってもらえる手ほどきをしたり、そういうことをやって、そこからじゃあプロは出たかというと出ていないかもしれない。しかしそういう身近に触れ合う機会をつくるということの大変さ、これね、この住民の方がここまで持っていくのは大変なんです。学校現場で、あるいは教育委員会で机の上に座ってあれこれ指示しているわけじゃないんですよ。

どうでしょうかね、教育長、もう一度私は聞きたい。

今後このような企画があった場合、多少学校現場でいろいろな多種多様の意見があるかもしれない。しかしながら、一流の方々と一緒にやれるというこういうチャンスがめったに来ないんだから、どうですか、再考を促すことを指導することはできると思います。それについてご答弁いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） まず、学校現場という実態を実際に理解していただきたいことは、私も大多喜中学校で、平成25、26、27年と校長を務めさせていただいておりました。また、学校経営に関しては、校長にこれは全権を委ねております。

そういった中で理解していただきたいのは、子供たち、先生方も学校行事、これはいっぱいあるわけです。例えば、9月に入ると、3年生はもう部活動のほうは引退して勉強のほうに切りかわります。ただ、吹奏楽部については、10月の文化祭がありますので、そこまでは何とか頑張る。それ以降もそれぞれ行事があり、あるいは受験もあり、そして大多喜中の具

体的な例でいうのであれば、吹奏楽部19人しか今いませんけれども、3年生が卒業というか退団すると6名ですので、十二、三名になってしまいます。そうすると楽器のパートも全て変えなきゃいけません。そういった中で、さらには11月には、幕張総合高校の合唱団を呼ぶ、合唱のこともある。あるいは、12月には小中高の吹奏楽部のいわゆるクリスマスコンサートもある。こういったもろもろの行事、これをもう少し重く受けとめていただければありがたいなど。決してあぐらをかいておるわけではございません。先生方も子供たちも、目いっぱい一生懸命やっております。そういった中で、例えば先ほどのご依頼、大多喜中学校吹奏楽部の子と一緒に演奏させてほしいと、その気持ちは確かによく理解しております。

県下でもございました、流山のジャズフェスティバルと、ここら辺についても、ただその学校規模は500名、600名の学校でございます。あるいは、今回東京世田谷区でちょっと話題になってしまいましたけれども、あれは区の全部の中で募集を募った中でのジャズ一緒にやろうと、そういった中で、ある一校だけを言っているわけではございません。教育委員会の大きな行事の中で希望者を募ってという、幾つもの学校ですね、そういった中では個人の希望で参加することはこれはあるのかなと思いますけれども、まずご理解いただきたいのは、とにかく学校というものは、校長の学校経営の中で、とにかくこういう状況の中で、ちょっと子供の参加については見合わせさせていただきたいというお話がありましたので、私も現場を預かった人間としてそれは理解できますし、また、ここまで大多喜中学校のほうで成果をいっぱい上げておりますので、こういった中でその先の無理は言えないと、そういう理解でこの話は進んでおりました。そこら辺を学校現場の実情もご理解いただければと思います。

なお、例えば、これからの社会教育行政のあり方ということも問われるんだと思いますけれども、これは平成25年1月、第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理、これは文部科学省の諮問機関ですけれども、が取りまとめられまして、社会教育行政の今後の方向性として、公民館等の社会教育施設において講座等をみずから行うとする従来の自前主義から脱却し、首長部局、大学、民間団体、企業等の多彩な主体に対し、みずから積極的、効果的な連携を仕掛けていき、協働して連带的、社会的課題に対する取り組みを進める、いわゆるネットワーク型行政の推進を通じて社会教育行政の再構築を目指していくことが示されております。

そういった例でいきますと、例えば、私は本町には非常にすばらしい例があるなど、これも理解していただきたいのは、例えば老川地区の平成26年度から行われております養老溪谷

音楽祭については、これは主催が養老溪谷音楽祭実行委員会、共催が楽しいふるさと創る会、協力が大多喜町観光協会、養老溪谷観光協会、養老溪谷旅館組合、やまゆりの会、efco.jp、後援としまして大多喜町教育委員会、いすみ鉄道株式会社、小湊鉄道株式会社となっており、ネットワーク型行政の事業としても非常に、特に過疎地域のモデル的な事業だと考えております。できれば、こういった事業をどんどんネットワーク型を推奨しながら我々教育委員会も支えていきたいと考えております。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 教育委員会のご答弁の中で、他を例に出しておっしゃった、その中で確かに私どものいろいろと参考になったことがあります。今言ったように、先ほどの住民の方も、もしよろしければ生徒さん、児童さん、有志の方でもやっていただきたいと、こう申したと言ひます。ですから、教育委員会あるいは教育長中心になって、こういう問題があったときに学校単独で無理であれば、有志の方、学校連携してお互いに興味のある方には広域的に考えていただければと思ひます。なぜならば、今高校野球でも一校で編成できなければ他校とも一緒に手を携えて一校を出すと、大多喜町もきっとそんな段階に来たのかもしれない。

今、教育長の答弁の中であつたように、他に見習うとしたら、大多喜町がその子供さんの有志、父兄の有志、そういう方とこの住民の方々との発議を一緒になってその調整役として教育委員会が入って、建設的な面でこの町の文化を盛り上げていただきたい。そうすれば、飯島町長になって大多喜町憲章ができたんでしょ、その憲章をしっかりと受けとめて行くそういう行政執行になると思ひます。

私は、今回の一般質問で、余りにも住民の立場をないがしろにしている状況だ、これは今でもまだその気持ちはあります。しかし、この住民の立場を理解するために、教育委員会も行政執行機関も有志を募りそして行く、そして子供たちにそのような機会を与えていく、奪わない、伸ばしていく、そんな教育行政にこれからなっていいただければと思ひます。

よく、私が師と仰ぐ丸山眞男先生、これはもう皆さんもお名前は聞いたことがあると思ひます。我が国はタコつぼ化し過ぎているんです、余りにも。そこからよどんでいて前に進めない、はい上がれない。そうではないと、ですから私ども社会科学を信奉する者は自己内対話ということをよく行つております。自分がそれを実践しなくてもその人の身になって考える、そういうことなんです。行政の方々は、あるいは教育委員会の方々は、そのように住民の方々のレベルと一緒になつて同じ目線で自己内対話を繰り広げて行つていただきたいと思ひます。

います。

私自身、きょうは教育行政一本に絞って質問させていただきました。そして、この4月に私も人事案件には同意している教育長を指名して、この問題取り組ませていただきました。私は、飯島町政、この1月から見ております。そして、人事案件も含めて全ての案件に私は同意しております。当然、この町をよくするために、コップの中の嵐じゃいけない、大河を歩め、そういうことだと思うんです。

私自身、この政界に身を置いてかれこれ25年です。還暦は過ぎました。この間、非常にこのふるさと議会での思い出も尽きません。常に私はふるさとのため、日本のため、世界のために闘い続けてきております。そこで、皆さん、私の政治信条を理解していただきながら、これからの教育行政に参考にしていただきたいと思います。

私の衆議院議員公設秘書時代の同僚で、成瀬正樹さんという方がいます。この方は、皆さん、ラグーマンなら存じ上げています。高校時代全国制覇をなさった天理高校ラグビー部のキャプテンであります。伝説のラグーマン、成瀬正樹です。皆さん方にはよくスピードイーターニング、ああいうテレビコマーシャル聞いたと思います。あのスピードイーターニングを公設秘書を退職してからつくった方です。私は彼と同じ事務所にいて、同じ席を並べていろいろ学ばせていただきました。

彼は、警察官時代、捜査の全面の指揮をとり、あの佐川急便事件を扱いました。ご存じでしょう、皆さん。時の内閣が吹っ飛んだあの事件です。彼の信条、巨悪は決して眠らせない、どんな小さな悪でも見逃さない、そこを突破口にして本丸まで攻め上がる。捜査の真髄であります。彼の生きざまであり、人生の信条です。私自身、数多くの友とめぐり会いましたが、既に彼はよみの世界へと旅立った。しかし、彼から学んだことを人生の指針として政治の場で実践していきたいと思います。

そんな中で、私は、今回、先ほど来申し上げた教育に関して取り上げたのには大いなるわけがあります。それは皆さんもご存じの山本有三、司馬遼太郎の作品の中で小林虎三郎の米百俵の話、これはご存じだと思います。話は明治維新にさかのぼります。時の官軍と対決し、最後まで徹底抗戦した越後長岡藩です。私は、越後長岡というのは中越地震のときにも行ったりして非常に思い入れのあるところなんです。

そのときは、ご存じのように河井継之助という、アームストロング砲を持って官軍と対決し、最後まで徹底抗戦したあのすばらしい人たちを輩出しました。しかし、この話は長岡藩に米百俵が救済米として届く話があります。飢えて飢えて非常に苦しい中、長岡藩ではこれ



をみんなにひとしく分けようじゃないかと。しかし、小林虎三郎は、そうではない、今みんなでこの米を分けてしまったら、それはいつときでなくなってしまう。そうではない、教育だ、人材育成の機関をつくるんだ、この百俵を糧にして越後長岡の将来を背負う人材をつくっていくんだと。そしてどうでしょうか、小林虎三郎のこの言葉が時の人々を動かし、越後長岡に教育機関ができ、そしてあすを背負う人材が出てきました。越後長岡、山本五十六しかり、西山町では田中角栄先生しかり、このような方々を生み出す素地があるわけです。100俵の米が1万俵、10万俵、100万俵の米になる。教育というのはそういうものだと思います。

教育委員会の皆さん、学校現場においてしっかりと、目先のことにこだわらず、大河の流れを読み、私どもふるさとのかつての先人たちがこの地域を盛り上げてくれたように、一緒になって支えていこうじゃありませんか。私は、教育長を初め、教育委員会の方々と手を携えるためにあえて苦言を呈した次第であります。

これを持ちまして、麻生剛の一般質問を終了させていただきます。

どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で麻生剛君の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩したいと思います。

（午前11時09分）

---

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

---

◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を行います。

7番渡邊泰宣君の一般質問を行います。

○7番（渡邊泰宣君） それでは、7番渡邊でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきますと思います。

野生鳥獣の被害対策については、過去に多数の議員からの一般質問で取り上げられていると思います。また、私たちが会合がある都度、鳥獣対策は何かかならないのかという問い合わせをよく耳にします。野生獣の農地への侵入防護柵の設置については、以前は個人の土地

でも補助対象で設置することができましたけれども、数年前から、条例ですか、何か規約が変わったようなことで、個人の設置は無理になり、これはあくまでも金網の防護柵ですね、について、金網と電気柵も含まれますけれども、その設置が個人では無理ということになってしまいました。特に被害の大きい中山間地では、補助事業としての設置ができなくなり、耕作もやめる人が増加するのではないかという懸念もあります。

千葉県内の鹿の生息数は、推定で1万頭を上回っているとのことですが、猪、猿の生息数は、把握をされていないようです。被害状況から予想すると、猪は鹿に近い生息数ではないかというふうに思われます。猿は鹿以上の数に及ぶのではないのでしょうか。

また、大多喜町の捕獲数は、猪が一番多く、次に鹿、猿。猪、鹿から思うと猿はずっと捕獲数が少ないようであります。これは猿の生態とか、あるいはいろんな面でちょっと難しいところがあるのかなというふうに思っておりますが、捕獲するには、やはり猟友会の銃に頼るほかにないのかなというふうなことも考えられます。従来の対象の中で設置された金網、電気柵等では、猿の侵入を妨げることはできません。

このような状況の中、猪、鹿、猿、その他の動物も捕獲数は年々増加しているようですが、被害は減少していないというように思います。このような状況になったことについて町の考えを伺いたいと思いますが、特に農地への侵入防止柵について、どのような考えがあるのか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 渡邊議員のご質問に産業振興課からお答えさせていただきます。

現在の野生鳥獣の侵入防止柵につきましては、以前は千葉県単独事業により地元負担が6分の1で設置ができましたが、平成26年度からは国庫補助事業としてのイノシシ等有害獣被害防止対策事業と同じに統一されたところでございます。

県の単独事業として対象となっております採択要件でございますけれども、原則1カ所につき150メートル以上の設置でございました。これが平成26年度から現在と同じ国庫補助事業要件であります受益戸数が3戸以上、並びに農家の自力施工によります整備の場合では資材費の定額助成という形に改正となったところでございます。

この改正につきまして、以前、個別に実施していましたが被害防止を、国の進める集落単位での広範囲で施工した防護柵設置により被害軽減を推進するという観点に基づきました採択事業となったため、平成26年度に県単独事業を国庫補助事業と同じ採択要件ということに改

正したものと聞いております。

ご質問のございましたとおり、小さな範囲の農地での施工が現在できなくなっておりますが、集落単位での広範囲な農地の被害を食いとめることを図るための事業となっております。渡邊議員のおっしゃるとおり、採択要件に満たない農地におきましても、設置要望が多数出ております。このため、町としましては、千葉県に対しまして、国庫補助金の減額分に対する千葉県による補填、また防護柵の設置要件の緩和を強く要望しているところでございます。以上でございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私も、ただいまの答弁にありましたように、特に中山間地というのは、面積とか、あるいは土地柄、地形上の問題で資材の状況がやはり余計かかるというようなことも、これは十分承知しておりますけれども、やはり被害の大きさというのははかり知れないものがありまして、よく電気柵ですか、その辺についても通常平地とか、ちょっとしたところでは電気柵も3段か4段ぐらい、4段張っているところ少ないですね。3段ぐらいで野生鹿、猪等の侵入は防いでいるように見受けておりますけれども、山間地に行きますと、とてもそんなものでは用は足りません。私もその被害をここ二、三年、幾ら手を尽くしても防ぎ切れないような状態があります。

そんな中で、有効な手段はないのかというような方法で伺っておりますが、まず電気柵については、私も試みてみましたが、電気柵を張ってその上に内側に網を、従来の防護用の、これは金網ではないんですが、ポリでできた網ですが、それを張ってみたんですが、やはり壊されてしまうんですね。それぐらいに山間地の米がうまいのかどうかわかりませんが、執拗に壊されてしまって、今回もやはり被害申請を出したというような状況であります。ですから、できるだけ早い時期に、個人の農家でもそういうものが設置できるようなものにしてもらえたらということが一番頭にあります。

今回も、前にも話したように、この問題については、多数の方が一般質問で話しておられますし、執行部のほうも答弁がもう出尽くしているような感じも受けますけれども、やはりこれはどうしてもその電気柵、あるいは一番猪とか鹿についての防御については、金網による防護柵が猪については特に効果があると思います。中には早く設置した人たちは、猿の防止をするために電気柵をさらに上に1段なり2段なり張って、それで猿の進入を防止しているというようなところもあります。そんな関係から、できるだけ早い時期にそのような補助対象で設置できることを願っております。

そのほかに、これは私がこの通告書を出した後でしたかな、市原市では、これは8月22日の新聞に載っていた内容ですが、「イノシシ対策隊始動」という、1年目の事業の中の成果で、町会と連携した有害鳥獣の捕獲について取り組んだ事業のようです。これ市原市の鳥獣被害対策実施隊というような見出しで新聞に載りました。同隊は、こうした地域ぐるみの活動を一層拡充するため、昨年7月から活動を始めたようで、結果として昨年度の猪の捕獲頭数は、前年比892頭増の2,998頭で過去最多になっているようです。こんなことがありますので、できればこういう対策等の取り組みについて伺いたいと思いますが、どうでしょうかね。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 市原市の鳥獣被害対策実施隊のお話ということでございますけれども、本町におきましては、現段階ではやはり猟友会のほうへ委託をしておるところでございます。実施隊という件につきましては、これは啓蒙・普及を図る、そういうところが主だというふうに聞いておりましたので、現段階では大多喜町は猟友会、現実的にとめ刺しまでやっただいて、そういう実施隊にかわるものがもう既に機能しておりますので、今後の猟友会の動向によりまして、そのような実施隊の導入も考えていかなければいけないのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長に申し上げます。もう少し大きな声でお願いできたらと思います。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ただいまの答弁の中にありましたように、今、猟友会が一番の中心になってこの活動を行っていただいております。これは私も十分に承知しておりますし、私の地域にも猟友会のメンバーの方が来て捕獲しているところを何回も見ております。その人たちの状況を見ますと、やはり大分高齢化してきているのが現状のようです。平均年齢何歳かわかりませんが、多分、私と同年配の人が大体中心になってやっているのが現状だと思います。

そんな中で、この猟友会ばかりに頼ってはなかなか難しいのではないかと思いますし、今取り上げましたこの鳥獣被害対策実施隊、その辺についてもやはり今後検討する余地があるのではないかなというふうに思いますけれども、猟友会のメンバーが、また若い人がどんどん入ってくれば、それはまた結構なことでありますし、行っている県はちょっとわかりませんが、中には女性の役場の職員が率先してこういった有害駆除に狩猟免許を取って行

っているというようなことを新聞か何かで見たような気もしますが、やはり猟友会ばかりに頼っているのは、今後とも大変な状態だと思います。

そこで伺いたいと思いますが、有害鳥獣の防護柵は、これはとにかく必要なことでありますし、個体数が減らないということが一番の問題ではないかと思えます。町の猟友会が実施している駆除では、これ一番の頼りと思えますが、先にこれは話してしまいましたけれども、ほかにこういった活動できる組織ができればいいんですが、何か案がないのか、また猟友会の高齢化が心配ですが、含めて伺いたいと思えます。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 個体数の減の対策と猟友会のほうの高齢化、そのご質問ということでございますが、現状の大多喜町でございます。町猟友会のほうに、先ほども申し上げましたように、委託をいたしまして、住民の方々からの通報により随時の有害捕獲としてわなの設置ですね、また見回り、駆除並びに個体の処分、とめ刺しでございますけれども、これを委託しておる状況でございます。猟友会といたしましても、非常に活動を今活発にしているところで、例年の捕獲の数につきましても、右肩上がりというところがございます。町に通報していただいたところで、対応につきましては猟友会のほうに町から連絡をいたしますので、農業者の方々への負担も軽減しているのではないかとこのように考えております。

そして、個体数の減のための取り組みということでございますけれども、現段階では、猟友会の駆除が最も効果的だということに考えております。しかしながら、一市町村での駆除には当然限界がございます。個体につきましては、移動が可能な個体でございますので、県が主体となっていただきまして、市町村を超えた広域的な駆除の取り組みが効果が高いというふうに考えております。県への要望も今後も引き続き行ってまいりたいと思えます。

また、猟友会の高齢化ということでございますけれども、現在の猟友会、28年度現在でございますけれども、会員数は49名、平均年齢66.6歳ということで、最高齢の方は89歳、最年少の方が29歳でございます。平成28年度実績の第一種の免許保持者、これは銃でございますけれども、24名、第二種になりますが、くくりわな並びに箱わな保持者につきましては42名でございます。免許保持者の年齢層は確かに年々高くなっておるところでございますけれども、引き続きまして大多喜町狩猟免許補助金を奨励いたしまして、わな猟の免許の新規取得に要する経費で要請しております。狩猟免許講習会受講料並びに狩猟免許試験申請費用を助成し、若い年齢層の取得推進に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 平均年齢が66.5歳ということで、最高齢の方は89歳というのは、これは本当に頭の下がる思いでございます。ただ、この89歳の方が山の中に入るということはちょっと難しいんじゃないかというふうに思っておりますが、若い人では20代の人がいるということで、これも非常に頼もしい限りでございます。

そんな中で、私もそのほかの案ということで期待しておりましたけれども、なかなか出てきませんが、次の質問の中で、東北地方を中心として活躍しておりますマタギについて伺いたいと思いますが、マタギとは、東北地方、北海道で古い方法を用いて集団で狩猟を行う者を指しております。狩猟を専門とすることがその定義とされておりますが、獲物は主に熊のほかにはアオシシカモシカ、それとニホンザル、ウサギなどが獲物として、これをとったものを生活の糧にしているというようなことで、私の調査の中では入ってきておりますが、特に先ほど述べましたように、当町では猿の捕獲が少ないように思われます。何か年間でも100頭台のように聞いておりますが、特に猪、鹿は猟友会のほうで右肩上がりに捕獲しておるようでございますが、その中でも猿の被害も、これは防ぐ方法が少ない上において、相当難しい防御の方法となっておりますが、やはりこういう方たちの力をかりて一緒にできないのかなというようなことで伺いますが、このマタギの協力をお願いするという考えについて、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） マタギの協力というところでございますが、現在の猟友会の捕獲の成果のほうの確認をさせていただきたいと思います。

27年と28年の比較でございますけれども、まず猪でございます。27年度が1,032頭、そして28年度が1,431頭、前年比139パーセントです。鹿が527頭に対して28年が669頭、127パーセント、そして猿、27年が106頭、28年が126頭、119パーセントの増、そして小動物ですが、308頭に対しまして、28年が527頭で171パーセントの増というところでございます。いずれの獣種につきましても、右肩上がりですべているというところでございます。

また、今年度の7月現在でも、前年比同程度の捕獲が現在進んでおるといふふうに数字が上がってきておるところでございます。そのような形で、猟友会につきましては、年々わな等の増設をしていただきまして捕獲圧を高めていただき、捕獲頭数も増加しているところから、その活動につきましても今後も期待を町はしているところでございます。

マタギというお話がございました。議員の、東北、北海道地方での狩猟を集団で行うというところの協力を得たらいかがかというところがございますけれども、マタギと猟友会の一番の違いというところは、一斉捕獲時に用いる猟犬にあると思います。安全面から、現段階では猪用の猟犬を使いました一斉捕獲は、これは事故等の関係がございますので、行っていないというところがございます。今後、捕獲強化に必要ということであるならば、地域への情報等の提供によりリスクマネジメント、これを十分検討させていただいて、実施になげられればというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 今、各けものに対しての捕獲頭数が答弁の中に入りましたけれども、猿についてはやっぱりちょっと少ないような感じもしますし、小動物の中で最近特に被害の拡大しているキョンなんですけど、キョンは今まで猪や鹿が食べないようなものも食べてしまうというようなことで、被害も相当拡大してきております。また、このキョンは体が小さい上に動きがすばしっこいというところで、やはり猟友会のほうも捕まえづらいというようなことでありますが、キョンの捕獲頭数はわかりますかね。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） キョンにつきましては、平成27年度が126頭です。そして28年度が177頭でございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） やはり捕獲数もふえているようでございますが、いずれにしても捕獲数がふえても被害が減らないというような状態が続いておりますし、特に、先ほどお話ししましたように、中山間地においては減るどころか被害の状況がひどいような状態になっております。せっかく設置した電気柵とか金網ですか、その辺も壊されたりだとか、それからキョンについては金網でもくぐってしまうんですね、小さいから。その辺がやっぱりちょっと対策の仕方が、またいろいろ変えなくてはいけないような感じで、中には私もやっているんですが、目の細かい網を張ったりなんかして防いでいるというのが現状であります。

そんなところでありますが、それでは次に進ませていただきます。

ドローンの活用利用について伺いたいと思います。

近年の話題の中によく聞く言葉と思いますが、一番記憶に残る事件では、首相官邸に墜落して大きな話題となりましたが、無人飛行機のこと、広範囲に活用ができる利用価値の高

い飛行機と思います。災害時の情報収集を行う手段として、また多くのものは無理かと思いますが、小さい集落への非常食等の搬入もできるようです。人が行けないような危険なところ、あるいは行きづらいところの情報収集など、あるいは最近では水稻の防除作業等にも利用されているようです。この水稻の防除作業につきましても、二、三年前でしたか、町の産業まつりで大多喜の野球場で実演やったのを私も見ましたけれども、今盛んに行われている無人ヘリに劣らないくらいの能率を持ってやっておるようでございます。

今回、私の一番注目するところが、有害鳥獣駆除の対策について利用できないかということと取り上げてみました。前の質問の中でもお話ししましたように、猟友会の皆さんも高齢になりつつありますので、駆除作業の負担が重くなってきているのではないのでしょうか。皆さんも頑張ってくれていると思いますが、特に山の中に入っての獲物の追い出し作業は大変な作業と思います。そこで、このドローンを利用したらよいのではないかと思います。このようなことについて町の考えを伺いたいと思います。

まずは有害駆除、あるいは農薬散布の利用についての考えはあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 冒頭ご質問ございました無人ヘリとドローンの関係でございますけれども、無人ヘリとドローンが同じ程度の能力というお話ございましたが、メーカーのほうでは、ドローンのほうがどうしても機体が小さいので、散布面積的にはやはり劣るという話を聞いたところでございます。

本題のほうでございますけれども、ドローンを活用しました各種の事業展開ということで、有害獣並びに農薬散布というところでございますが、国並びに県、また民間企業からさまざまな利用提案が現在出されているところでございます。また、全国各地の自治体でドローンを使ってどのような事業ができるのか、そういう検証もしておるといふふうに聞いておるところでございます。また、その中で一つ、有害獣の対策に利用できないかということで民間企業と共同で研究、実証実験が進んでいるというふうにも聞いておるところでございます。

しかしながら、現段階ではやはりドローンがどの程度の効果的な方法で利用できるのか、これがまだ模索段階ということでございますので、確立していない状況の中では、今後の推移を見守りながら見てまいりたいというふうに考えておるところでございます。

ちょっとここで情報なんでございますけれども、大多喜町にもドローンの企業が企画の提案を持ってきていただいたところでございまして、7月に大多喜町で実施いたしました無人



ヘリによります農薬空中散布、この状況をぜひ視察させていただきたいということでございました。当日、朝早く来ていただきまして、現場を見ていただいたところでございます。今後、ドローンを使いまして提案をさせていただきたいということを申し上げておりましたので、有害獣並びに農薬散布関係で企画提案をしていただけるといってお話になっております。期待していきたいというふうに考えております。

また、猟友会の件でございますけれども、猟友会も、先ほどのとおり高齢化ということで、なかなか山の奥まで入りまして追い立て等がしづらくなってきているというお声も聞いておるところでございますので、今後、会とも話し合いを行いまして情報提供していただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ただいま大多喜町でも、ドローンのデモ、そういうものをやったという話を伺いましたけれども、私も二、三、その業者に電話で問い合わせして聞いてみましたけれども、やはり農薬散布については能力はちょっと落ちると、無人ヘリから比べると落ちるというようなことではございました。

それから、野生鳥獣のこれに利用できないかということにつきましても、やはりいろいろと飛行時間とかそういうものも考慮すると長時間は飛べないというようなことで、また障害物が、野生鳥獣のことにつきましては山の中に入りますので、例えば木があったりとかそういうものがあるので、まだまだ難しいところがあるようです。それで、鳥獣の追い払いとか追い出し、追い込みについても、どういうものが有効なのかということについては、まだ今研究段階というふうに聞いております。

また、大多喜町に実演をやってもらえるかどうかということにつきましても、喜んで来てくれるというようなことで、最近来た業者とは違うと思いますが、私の問い合わせしたところと違うと思いますが、そんなような回答でした。このドローンにつきましても、まだまだこれから取り組まなければいけないと、いろんなことを研究しなくちゃいけないというようなことで私も回答を受けております。

そんな観点から、私も冒頭に述べましたように、この有害駆除について、もう多くの方が一般質問をしております。そんな中で、進展性がまだまだ少ないような感じもしますし、できればさっき話しましたように、市原市のやっておる、そういう団体ですか、そういうものを大多喜町だけではちょっと難しいかと思いますが、周辺の市町村とか、あるいは千葉県

全体で取り組むというようなことの、何かプロジェクトを設けたらいいのではないかと思います。その辺について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 渡邊議員のこの有害鳥獣の被害、そういったことで農家の皆さんが大変ご苦労されていることはよく知っております。

私ども町のほうも、千葉県に対しまして、常にこの有害鳥獣についてはお願いをしているところがございます。それで、私は知事との懇談会で、ことしもこの有害鳥獣、ヤマビル対策についてのお話をしてまいりました。それで、またそのほかにも、千葉県の町村会を通じて、こういったことも国にも要望しております。

きのうは、自民党移動政調会というのが行われまして、議員の方も行っていただいたんですが、そこでもお願いをしているわけがございます。その中で、やっぱり最後に政調会長の声明として一つ出していただいたことがありまして、それは、今までいろいろと千葉県でも54市町村の六十数パーセントの市町村で有害鳥獣についての要望が出されている。そういうことで、もう既に被害の状況ではないんだと、それを超えている状況であるということで、自民党としては、これから一つのチームを組んで、これをしっかりとやっていきますということを、実はきのう政調会の最後のときに、政調会長の談話として発表していただきまして、自民党千葉県支部としても、政調会として、これは本当にしっかりと取り組みますという、きのうもお話をいただいたところがございます。

その中で、私ども町も、今まで手をこまねているわけではないので、先ほどいろいろ質問もありました、そういう有害鳥獣を利用した生活ができないとか、いろんなプランも考えながらやってきているんですが、議会でもご質問のありますように、なかなかいい答えがないということは現実でございます。

しかしながら、今のドローンにつきましても、先週そういうことで実験をしていただきました。それで、これも今これから大多喜町が特別取り組もうということで、一つどこか地域を決めて飛ばしてみ、赤外線で有害獣がいるのを確認できるかどうか、そういう実験もやろうとか、いろいろお願いしているわけがございます。そういうことで、そういったことの中で一つ一つ積み重ねまして、何かやはりどこかに解決策を見出すための施策というのは、これからもしっかりとやっていきたいと思っております。

ですから、今ちょうどドローンにつきましても、これからその業者と協力して、どこか一つの山を提供して、そこで実験する。それは、最終的には、やっぱり有害獣だけじゃなくて、

災害にも活用できるものでございますので、こういったことも含めまして、しっかりとそういう対策を進めてまいります。なかなかチームを組んでできる話ではございませんが、何らか皆さんからいろんな情報をもらいながら、一つでも前進できるように努力してまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ありがとうございます。

私は、本当にこれから、一般質問で取り上げただけでは用は済まないような問題なので、できるだけ大きな範囲というか、大多喜町ばかりでなく、その周辺の市町村あるいは県を通して総体的にこの対策について取り組んでいただけたら幸いと思います。私も今の町長のお答えに大分安心しましたけれども、またこれからさらにこれ進んでいただけたら幸いと思います。

ちょうどチャイムが鳴りましたので、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で渡邊泰宣君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

(午後 零時02分)

---

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時57分)

---

#### ◇ 山 田 久 子 君

○議長（野村賢一君） 次に、11番山田久子君の一般質問を行います。

○11番（山田久子君） 11番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は大綱2点にわたり質問させていただきます。簡明なるご答弁をいただきますよう、よろしく願いいたします。

初めに、大綱1、農村資源を生かした産業の創出と所得増大対策について、お伺いいたします。

農業は、本町の基幹産業の一つであると考えますが、近年、生産農家数、就業人口とも大きく減少しております。本町の第1次産業の就業人口を国勢調査の推移で見ますと、平成17年は612人、全産業の11.3パーセント、平成22年は316人、6.8パーセントとなっております。その後も数値はまだ定かではございませんが、減少していることが考えられる状況ではないかと思えます。

先日、若い方から、通年型農業が営めるよう指導強化の取り組みや、若い人が地元で住み、暮らしていけるだけの収入が得られるように、農業参入企業を各地域に誘致してはどうかとのご意見をいただいたところでございます。農業及び関連産業者の所得を増大させ、就業者をふやしていくことができれば、就業人口の維持や定住化にもつながってくるものと思えます。

そこで、本町では、農業対策・林業対策にどのような考えを持っているのか、具体的な考えをお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 山田議員のご質問に産業振興課からお答えさせていただきます。

本町では、水稻を中心に野菜、果樹などの生産及び畜産が営まれています。これまでも、マスメディアへの取り上げなどによりまして、町外においても高い知名度を誇りますタケノコを活用しました地域特産物の開発や技術指導・生産指導による生産性の向上、有害鳥獣の駆除などに取り組んできました。しかしながら、本町の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手及び後継者の不足、米価格の低迷による農業者の生産意欲の低下などによりまして年々厳しさを増しております。

また、猪、猿、鹿といった有害鳥獣対策では、生息域、行動範囲が拡大しているため、捕獲や防護柵の設置といった各種対策を実施しておりますが、被害額の軽減につながっていない状況にあります。

こうしたことから、本町の農林業を振興していくためには、農業生産基盤の維持管理や集約化により生産性の向上を図るとともに、新たな担い手や認定農業者の育成、農業生産法人等の誘致をタケノコ等の特産物について生産・加工・流通体制の充実を支援し、地域特産物の活用による高付加価値化、有害鳥獣対策の強化等によって農業経営の安定強化を図っておるところでございます。

そして、町民が住み続けるとともに、町外からの移住者をふやすためには、産業が活性化

し、働く場が十分にあることが必要です。そこで、地域の特性を踏まえて産業振興に取り組み、さまざまな働く場の創出を図るとともに、求職者は就職しやすく、事業者は採用しやすい環境を整備してまいりたいと考えます。

主な具体的な施策といたしまして、旧上瀑小学校の活用事業として、農家の余剰野菜等を調理して販売するスモールキッチンなどに有効利用してもらい、企業誘致や起業していただきます。

2つ目としまして、農業次世代人材育成投資事業としまして、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対しまして、就農意欲の喚起と就農後の定着を目指し、所得確保等を図るため、1件当たり年間150万円を最長5年間助成しております。

3つ目といたしまして、農業生産法人等の誘致事業として、農業生産法人等の誘致を積極的に行い、農業経験者の雇用の場を確保してまいります。

4つ目といたしまして、農産物特産品の開発としまして、農産物の長期保存化を図り、町の特産品を研究・開発してまいります。

このほかにも、地域営農の活動に対する支援事業といたしましての活動に対する交付金、農業振興補助事業として町内の農道・林道の維持管理、補修費用の一部補助、また土地改良施設維持管理適正化事業としまして、老朽化したため池等の農業用施設の整備・補修事業等を実施しております。

また、林業についてでございますが、時代の変化により現在では経営が成り立たない状況でございますが、千葉県森林組合との連携によりまして、森林所有者との合意形成を図りながら、森林施業の共同化や委託を促進しまして、国土の保全、水源の涵養、地球環境の保全の視点に立ちまして、林道・作業道等の維持管理を推進しまして、森林の保全及び育成、治山対策の推進に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

ご答弁いただいたところでございますけれども、今、るる具体的なお話ということでしたいたんですが、私にとっては何か具体的でないような、そんなイメージを持ちました。

まず、ご答弁いただいた中から伺わせていただきますが、次世代育成の事業の中で、お金の補助をしているということでございましたけれども、新しい若い就農者の方が、指導をしていただく機会というのが非常に少ないというお声をいただいております。

若い人たちは一生懸命やる気はあるんだけど、実際どのようにしたらいいのかわからない、その中で自分たちが提案すると、ご指導いただく立場の方から「それは大多喜町でやってもだめだよ」という返事になってしまって、いや、わからないから相談をしているんだから、「じゃ、大多喜町でこんなのやってみようか、一緒にやってみようか」と、こういうお声がないということを伺っております。この辺について町はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 町に就農していただける、最初の就農段階のお話だと思います。

大多喜町に、産業振興課の中には、現在技術者、これははっきり言うておりません。技術的な指導が町ではできないという状況でございます。しかしながら、千葉県におきましては、農業事務所、この中でも農業関係の専門の指導員の方々がいらっしゃるところでございます。その方々に技術的なご指導はいただいているところでございますが、そのような提案がもしあったということであれば、やはり県の技術者といたしましては、真摯に受けとめていただきながら農業者の育成に努めていただきたいというふうに考えます。また、そのようなお話があれば、町のほうからも県のほうに要望は強くしてまいりたいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） よろしく願いいたします。県の指導者の方も一生懸命やってはくださっていると思うんですけども、やはり現場の農家の方とは少し気持ちがずれているという感じを受けます。

それと同時に、今の課長の回答を聞いていて思ったんですが、県に投げるだけじゃなく、町でもやはりしっかりとお取り組みをいただくことができないのかと思います。先輩方、人生の先輩方に伺いますと、昔はよく町の職員が回ってきてくれた。そして話を聞いてくれた。その中でまた自分たちも考え、相談をして取り組んできたけれども、今町は全く回ってこないというお声を聞いております。この町の農家支援ということに対する姿勢がやはり薄いのではないかと、このように感じるんですけども、課長いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 町職員は、現在のところ、農家のほうへ出向いてお声を聞くというところが確かに少ないと思います。事務仕事のほうが優先してしまっているところもあるところではございますけれども、個々の組合の活動にも現在はできるだけ出てい

るようなところでもありますので、今後、そういうお声がないように、農家の方々の声に耳を傾けるように、農業推進のほうにぜひ職員の日を向ける、そういう指導を私のほうからしたいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） よろしく願いいたします。町は農政という立場だというお考えが強いように感じます。確かに事務的なそういった仕事のほうが重点なのかもわかりませんが、やはり町民の皆さんが頼るのは役場なんですね。ぜひ今後とも力強いお取り組みをお願いしたいと思います。

次にですが、農業生産法人の誘致ということでお話がございましたけれども、今現在、こちらについてお取り組みをいただいているようなものというのはおありになるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 農業生産法人ということで、既に皆様ご存じのとおりでございますが、横山地先にございますラン、コショウラン栽培でございますね。こちらにつきましては、既に今月、9月中旬には施設がほぼ完成するというお話を聞いておるところでございます。本格稼働、1期の本格稼働ということをお聞いております。

また、次の法人ということで、現在水田をお借りして直接耕作をし、お米をつくりたい、そしてそのお米を自分のところの会社にて、全国展開をしている会社でございますけれども、そこで販売していきたいと、そういう企業が名乗りを上げていただいて、農家のほうに現在意向を確認しております。これ下大多喜のほうなんですけれども、現在、地権者の方、数名の方が名乗りを上げていただきまして、30年、来年からの作付につきまして前向きに考えていただいているところでございます。

あと、ほかに老川のほうでも一つ、たしか企業が小学校を借りて農業関係をやりたいという話も聞いておるところでございますけれども、詳細は申しわけございません、私のほうでは何とも言えないところでございますけれども、はい。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。少しずつまたお取り組みをいただいているということでございますが、また地域の皆様からのいろいろなご相談ございましたときにはまたお力添えをいただきまして、よりよい形でこういったものが進んでいくことをお願いしたいと思います。

次でございますけれども、先ほど長期保存化というご回答をいただきました。これはどういったものをどのような方向で考えているのか教えていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 冒頭、回答させていただきましたが、一番大多喜町の特産品として有名なものはタケノコでございます。タケノコの水煮等は、従前既に開発されているところでございますが、このタケノコをさらに地域のブランドという形でどのようなものが長期保存可能なのか、これを28年中にも県の助成事業によりまして実施・提案を先生のほうからいただいたところもございますので、この部分について、タケノコ、ふるさと産品宣言もさせていただいておるところでございますので、タケノコをメインにいたしまして、その周りも、山菜等もまた一緒になろうかと思いますが、タケノコをメインにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。また、それを現在考えて試作もつくっていただいている、そういうところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません、今の試作の件なんですけど、もう少しどの程度まで進んで、どういう方向性になっているかというのわかりますか。28年度事業ということであれば、もう今年度29年ですので、ある程度進んでいただいているのかなというところもあるんですが。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） どのものをつくったのかというのは、ちょっと私にも、申しわけございません。担当として把握していないところでございますけれども、地域のお母さん方に、主婦の方々に参加していただいて、そのタケノコ料理で長期保存できるようなものをということで、勉強会を開いていただいたところでございます。ちょっと資料がなく、大変申しわけございません。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 大変きついようなことを言いますけれども、やはり事業として実施していただきましたら、その結果がどうなっているのか、それをちゃんと把握をしていただきまして、本当によいものであればどんどん進めていただきたいし、課長の目から見てここはこうしたほうがいいんじゃないかというご意見があれば、また提案していただけるように、せっかくやっていたいただいた事業でありましたら、その後の経過ですとか結果には力を入れていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。



次に、先ほど集落営農というお話をいただいております。今大多喜町でも何軒かの方が集落営農をしていただいている中で、やはりその集落営農の請負手が足りない、不足しているというお声を聞いております。やっぱりこういう請負手を育ててもらわないことにはもう成り立たない、一旦受けたんだけど、やはりやり切れないで、受けたものをお返ししているというお声もいただいております。場合によっては、ABCという方がDEFというところの場所において、それぞれがみんながばらばらに入ってしまったために、水の管理や草の管理ということで、非常に手間がかかってしまっているような集落というか、集約方法になっているというようなことを聞いております。

そういった部分で、この集約の方法というのはなかなかやはり生産量だとか、頼まれている方とかいうのもあって難しいのかわからないんですが、この辺を少し、集約の仕方ですね、どの方がどこの地域を受け持つていくのかということも、少し考え方として必要になってきているのかなというふうに思うんですが、課長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 集落営農ということで……

（「議長、すみません」の声あり）

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ごめんなさい、集落営農というのとは別で、ちょっと忘れてしまったんですけども、田んぼとかを1人の方が請け負って、Aの地区、Bの地区、Cの地区の中から委託されたものを1人の方がやっていくという、何と言えればいいんですか、そっこのほうの部分ですね。集落営農ではない、そちらのほうの部分ですね。何だっけな。ごめんなさい。

ちょっと名前忘れてしまいましたので、この件は結構です。すみません、申しわけないです。そういう専門用語はちょっと忘れてしまいましたけれども、そういう問題が出ているということで。

○議長（野村賢一君） 何かわかれば。答弁してやってくれる。

産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） その回答だと思うんですけども、町、国もそうなんです、現段階では人・農地プランというものが作成されております。そして、そのプランの中核となるものにつきましては、地域の担い手、主に水稻が大多喜町は主となる産業でございますので、その主となる担い手の方々、この方々に農地を集約しましょう、国の施策でございま

すけれども、農地を集約しましょうと、そういうことになって計画を立てておるところでございます。

それは、各地区、5地区ございますが、5地区の中に15名から20名程度の大規模に現在営農していただいている方の集約化を図っていくと、そういうことでございます。そして、その方々が、基本的に各地区に出耕作というんでしょうか、入り耕作というんでしょうか、多分そういうことをお話しになっているんじゃないかと思うんですが、この集約するというお話の中で、富んでいる土地を自分の担い手の方々がすぐ近くで営農できる、そういう多分お話じゃないかなというふうに思いました。

その件につきまして、やはり国も当然そういう土地のやりとりというんでしょうか、飛んでいるところをぜひ一つにしてやってくださいと、そういうところもこの人・農地プランの中にも入っておるところでございます。

また、今後、既に条例で定めさせていただきました農業委員会につきましても、農業委員の推進委員、そういう方も今後選任していかなければいけない話になるわけでございますが、その推進委員につきましては、現場に入りまして、そういう農家の方々のご意見を聞き、そして農地の集約化、この土地はこちらに貸してあげてくれないか、この土地については向こうに貸してあげていただけないかと、そういう具体的な農家に寄り添った、より耕作しやすい状況に持って行っていただくという役割も今後持っていただく委員でございますので、今後はよりそういう集約化、使いやすい農地の形態になってくるのではないかと、私もその方向でぜひやっていただきたいというふうに、次期の推進委員のほうにはまたご説明をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 課長、フォローありがとうございました。また、ご説明ありがとうございました。ぜひそのような方向性でお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、山林関係なんですけれども、皆様既にご承知のように、過日の大雪で倒れた木や崩れかけた山林が、人の手が入ることなくそのままになっているところが多いと思います。この状況について町はどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。また、これに対して何か政策的なものも町でご検討いただいたことがあるのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 先ほどの答弁の中にも少し述べさせていただきましたが、現在、千葉県の森林組合等に事業の補助金を出しておるところではございますが、間伐ですね。民有林の間伐を今現在推進しているところでございます。やはりそのような形で各種事業を使いながら、確かに林業という面では生活が成り立たないという現状でございますけれども、先ほどの大雪、また水害等に対応できるような森林、森づくりが今後もやはりこれは継続的に行っていかなければならないというふうに考えておるところでありますので、町のほうも、そういう施策ございますので、積極的に民有林の方々に合意形成を図りながら推進していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

それで、町では、今そういった森林組合が間伐の事業などをやっていただいておりますが、この事業をやっていただいていることを知らない方も結構いらっしゃるみたいなんです。こういった事業をやっている、もしくは個人の山でも、助成金を受けて手入れをすることができるという、今事業もあるかと思えます。

森林・山村多面的機能発揮対策交付金なんていうのも個人の山でも使えるというような、そういうことも聞いておりますが、こういったことを知らない方がほとんどだと思います。町の直接の事業でなくても、やはりこれを町民の皆様にお知らせ、こういう事業がありますよ、こういう形で使えますよということでお知らせをしてあげること、また取り組みをしていただいたり、考えたりする形になってくると思うんですね。そういう周知がちょっと町は少ないように思うので、今後そういったところも積極的に町民の皆様にお知らせをしていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 事業のこの周知というのは確かに少なかったと思います。ただいま西畑地区のほうで、たしか100ヘクタールを超える間伐事業の実施が民間主導で行われているところがございます。そして、毎年おおよそ、たしか5ヘクタールから10ヘクタールぐらいずつ、一つの計画を立てなければいけない。その計画に基づいての交付金なり補助金というお話でございますので、その大きな、一つの大多喜町の民主導の計画の中に、その区域を徐々に今広げながら、民のほうの実施をしていただいているという状況でございます。

また、西畑に限らず大多喜町、森林が70パーセントを超えておるところでございますので、

やはり他地区でもそのような計画づくりを進めていくことが当然必要だというふうに考えております。周知につきましても、今後は取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） よろしくお願ひいたします。

それでは、次に中綱2、農村地域における農業者の就業構造改善等についてお伺ひいたします。

本年、農村地域工業等導入促進法が改正をされました。その趣旨は、今後、農業及び関連産業の所得を増大するとともに、地域社会としての農村を維持・発展させていくためには、農村に付随する多様な地域資源を生かした、いわば地域内発型産業の創出を図ることや、農村地域でも立地ニーズが見込まれる産業の導入により、農業者等の地域住民の就業の場を確保することが必要とのことから、支援措置が拡充されたようでございます。

新たに対象とされる業種の想定例としてでございますが、農産物直売所等の小売業、農泊・農家レストラン等の宿泊業、飲食サービス業、木質バイオマス発電、医療・福祉・情報通信業等が考えられているようでございます。この国の支援措置の活用なども考えに入れながら、地域住民の就業の場を確保する取り組みをしてはどうかと考えますが、町の見解をお伺ひいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） ご質問のございました法律でございます農村地域工業等導入促進法につきましては、ご説明あったように、昭和46年に制定されたところでございまして、当時は高度成長期でございました。そこで、農家の子供たちが地元で就職しやすいような措置ということで講じていただいたものでございまして、農業と産業の均衡ある発展、これを実現するためにできた法律ということでございます。

しかしながら、産業構造が変化する中でございまして、引き続き農村地域における就業の場、これを確保するために、この法律の支援対象事業種を工業等ということで5業種あるようでございますが、これに限定せずに、農村地域でも立地ニーズが高いと見込まれる、先ほど山田議員が言われたような産業にも拡大の見直しを行ったところでございました。

この法律の改正概要、先ほども議員のほうから言われましたが、対象5業種に限定を廃止したということと、あと各種業種要件の限定廃止によりまして法律の名前も変わったということでございます。さらに、今まで県が、千葉県が、都道府県でございすけれども、定める実施計画、これが上位計画だということであったわけですが、より計画の実現性をと

いうことで、県の策定が、これが廃止されていたということだそうです。

このことによりまして、町内の産業の活性化、当然雇用の促進、これ図ることができることとでございます。従前も工業導入等で各種の工業団地造成しております。また、企業も誘致したところでございますが、今後千葉県におきまして、市町村の担当者説明会、これを実施していただけると、そういう周知がございます、情報がございます。その情報を十分調査させていただきまして、必要な支援を受けることが可能か、これは判断をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今、必要な支援を受けることがどうか可能かということでしたが、これは多分町として実施計画を立てていないと、そういったことを検討することはできないかと思えます。町としてこういった実施計画を早急に考えてみるお考えはございますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） まず、千葉県が基本計画を策定する、その前に大臣が基本方針を策定しなければ、県が基本計画を策定できない。その基本計画に基づきまして、市町村が実施計画を策定するという段取りのようでございます。

町としまして、先ほどの農家泊、農家レストラン、バイオマス等の近々の大多喜町にとっても身に近づいたような業種でございますので、ご希望の方も多数いらっしゃると思えます。計画をですね、説明会を聞き、その実施計画の内容を見定めまして策定をしてみたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） よろしくお願いたします。

続きまして、中綱3、大多喜町都市交流センターを活用した町内生産農家の支援強化について、お伺いたします。

大多喜町都市交流センターの設置及び管理に関する条例の第2条設置には、町は、多種多様な資源の総合的な活用による都市との交流を通じた農業及び農業関連産業の経営基盤の確立と活力ある地域の形成を図るため、交流センターを設置するとあります。また、この第4条では、交流センターは、第2条の設置目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

（4）地場製品の展示、紹介及び普及宣伝並びにあっせんに関すること。（5）地場製品の

活用及び特産品の研究に関すること。(6) 地場産品の流通に関する調査及び研究並びに指導及び実践に関することとございます。

都市交流センターでは、さまざまにご努力をいただいているところでございますが、各季節の時期の野菜等は大量に商品が納められ、結果、地元生産者の商品が売れ残るなど、地元生産者の所得の減少となっているとお声をいただいております。タケノコ、大根、トマトなど季節野菜で、地元生産者のもので数量を確保できる場合などは、地場産品のあっせんに重きを置いていただき、交流センターの設置目的達成に取り組んでいただくことができればと思います。町として都市交流センターへご助言をしていただくことはできないものでしょうか、町の見解をお伺いいたします。

○議長(野村賢一君) 産業振興課長。

○産業振興課長(吉野敏洋君) 現在、大多喜町都市交流センターにつきましては、指定管理者制度で運営しておりまして、有限会社たけゆらの里大多喜で、管理運営についての協定をさらに締結しているところでございます。

この指定管理者制度でございますが、管理者が行う公の施設管理ということは、従来のように施設の管理権限、運用方針や責任を町に置くというのではなく、この全てを指定管理者に包括的に委任することによりまして、さらに柔軟で機動的に管理運営していただくことを目的としておるところでございます。

このため、町の役割ということでございますが、施設の設置目的条例でございます、先ほど議員もお話ございましたが、2条に合致しているかどうか、これについて指導・助言を行うことができるというふうに考えます。運用の内容につきましては、大多喜町都市交流センターの指定管理協定書に定めておりますけれども、管理の基本方針について、地域の特産物、これを優先して取り扱っていただきたいということと規定されておるところでございます。また、地域の雇用についても、ぜひ優先的にお願いしたいというところでございます。

しかしながら、昨今の少子高齢化によりまして、大多喜町町内での生産物の生産者の離農や後継者不足、これがどうしても影響しておるといふところであるようでございまして、年々生産者が、納品していただける方が減少しているということだそうでございます。そして、生産者を養成しようということで研修会を開いていただいているところであるようでございますけれども、その研修会にも従事者が減少しているというところで、なかなか研修会に集まっていただくことができないというところだそうでございます。

町といたしましても、雇用の促進、農産物の販売等にぜひ都市交流センターとしての役割

を十分発揮していただきたいというふうに考えますので、交流センターのほうにお話をしてみたいというふうに考えます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ぜひよろしく願いいたします。

さきの条例の第6条には、指定管理者が行う業務には、（2）交流センターの設置目的を達成するため、必要な業務を行うというふうなうたってございますので、ぜひ町としてもご支援をいただけるような形でお願いしたいと思います。

それに伴いまして、今現在、季節産品の出荷生産者数の町内、町外者数とそれぞれの出荷数量はどのような形になっているのか、おわかりになりましたらお願いします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 生産者数と出荷割合ということでございますけれども、代表的な野菜ということによろしいでしょうか。

まず、タケノコ、町の一番の特産品でございますタケノコでございます。町内生産者につきましては、69名の方が利用していただきまして、数量が、ちょっと都市交流センターのほうの大きなものから小さいものまでありますので、レジを通過した数字で調査をさせていただきました。レジ通過数ということでご理解願いたいと思います。まず、タケノコが2万2,214件、そして町外者の方の生産者数ですが、これは大多喜町特産品ですので、ほかの方々は出ていない、ゼロということで当然レジもゼロでございます。

そして、トマトでございますが、トマトにつきましては、すみません、これ28年度実績ということでご理解願いたいと思います。大玉トマトでございますが、町内生産者は13名、レジにつきましては1万7,003件、町外の方につきましては4件、約30パーセントを占めております。そしてレジ通過は2,780件、16パーセントでございます。

そして、キュウリにつきましては、町内は37件、レジ通過数が8,619件、町外生産者につきましては3件の8パーセント、レジ通過につきましては662件、7パーセントでございます。

そして、大根は、町内は28件、レジにつきましては4,536件通過でございまして、町外者は2件の7パーセント、そしてレジ通過につきましては463件の10パーセントという報告を受けております。

○11番（山田久子君） わかりました。そうしますと、町内の方を多く扱っていただいているということは、この数字から見ると言えるのかもわかりませんが、やはり実際に生

産者の方が感じているところというのは重い部分があるのかなと思いますので、先ほど課長がご答弁いただきましたように、お取り組みをいただければと思います。

やはり販路をみずから見つけて販売していらっしゃる方もいらっしゃいますが、そういったことができない方にとっては、この都市交流センターが唯一の販売場所になっておりますので、今後ともそういった生産者のお力になっていただけるようお願いいたします。

次に、中綱4、タケノコのえぐみ測定器を開発し、タケノコのブランド力をより高めるために、見える化をしてはどうかということについて、お伺いいたします。

本町のタケノコは、えぐみが少ないことで高く評価をされておりますが、えぐみの度合いを数値化し、見える化をすることができれば、タケノコの最盛期でも原価を下げることなく高く売ることができるのではないのでしょうか。また、えぐみの度合い別の調理方法を用いることで、通年販売商品も今まで以上に考えやすくなるのではないかと考えます。えぐみ測定器の開発について、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） えぐみの測定器開発ということでございます。お米につきましては、食味がございます。同じようなことで、えぐみの測定値、えぐみ値ということでご提案でございます。確かに大多喜特産の一つでございますタケノコ、これはさらに大多喜のブランドとして高めるためには、ご提案のありましたえぐみ測定器、これは非常にいい方法ではないかと考えております。

食品等の計測でございますので、やはりメーカーの開発がどうしても必要ではないかというふうに考えておりますので、測定メーカーに情報を提供しまして、もしその測定が、まず可能なかどうか、そこら辺を探っていただきながら、また可能であればその機器の製作、これに取りかかっていたらいいようになれば、情報をこちらのほうからも提供してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私は科学的なことは素人でございますけれども、えぐみというのはホモゲンチジン酸という物質とシュウ酸及びその化合物が主体となっていると言われております。また、渋みはタンニンが主体であったり、苦みはアルカロイド、カルシウム、マグネシウムほかというような感じで一般的には言われているようでございます。

そういうふうに考えますと、ある程度成分がわかっているのであれば、本当にそういった



研究をしていただくことによって測定器を開発することもできるのかなど、素人的には思うわけでございます。今課長のほうで、産業界等、そういったところにお取り計らいをしてみただけというお話をいただきましたけれども、これはいつごろまでにやっていただく、ご相談をしていただく、そういう予定でおりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 情報提供につきましては、これはもう早速にでもできると思います。ただ、この成分の検出というのが、そのメーカーの特性とといいますか、技術力とといいますか、その部分にかかってくるのではないかと思いますので、それはメーカーの努力次第という形になると思いますが、早急に情報提供して、この測定器の開発意向があるかどうか確認をして、情報提供していきたいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 情報提供に重きを置いていただいているのか、本当に開発をしようというふうな気持ちの部分に重きをいただいているのか、課長、どちらでございますかね。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 開発につきましては、メーカーの協力を得なければこれはできない話でございますので、情報が第一、情報を提供してのお話かなというふうに思っておりますので、当面は情報提供して、その企業の意向を確認したいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。やはり熱意がなければ伝わらないという部分もあるかと思いますけれども、できるだけ早い段階で情報提供していただきまして、早く開発することができれば、また早くいろんな部分で活用していただくことができると思いますので、今年度中に一度でも情報提供していただけますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 早いうちにします。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） よろしく願いいたします。

次に、大綱2、ヤマビル防除・拡大防止対策についてお伺いをいたします。

有害鳥獣被害に悩まされている本町では、ヤマビルの繁殖期の拡大も問題となっております。忌避剤とともに、今この場所に繁殖をしているヤマビルに対する対策を求められているところでございます。有害鳥獣被害はもう被害ではなく災害であると言われた方もおります。

有害鳥獣対策で、ここ1年間において新たに実施していただいた取り組みとして何があるのかお伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 平成28年度並びに平成29年度につきましてですが、その前もそうでございますけれども、有害獣対策につきましては、新たな取り組みにつきまして、さまざまな情報を関係機関並びにインターネット等から収集しているところでございますけれども、決定的な方法がないというところで現在大変苦慮しているところでございます。

また、29年度の施策のところでございますけれども、28年度と同様でございますが、町の猟友会への有害獣駆除の委託、さらにヤマビルの防除剤の購入費補助、この分につきましては5件、宅地並びに農地等の獣害被害防止の簡易電気柵購入費補助としてこれは30件、狩猟免許取得促進補助としまして5名分、有害獣被害防止実施団体補助といたしまして猪等の捕獲わなの施策でございますが、これが20基並びに箱わな用のICセンサーの購入といたしまして10基、有害獣侵入防止柵設置といたしまして2,285メートル、有害獣捕獲報奨金といたしまして猿につきましては130頭、猪につきましては1,250頭、鹿は650頭、小動物450頭となっておりますところでございます。

そして、千葉県に対しましてですが、千葉縣市町村会並びに千葉県知事との懇談会におきまして、先ほども町長からも言われたようでございますが、有害獣防止対策といたしましてヤマビルの対策も一緒にあわせまして支援の要望を強く行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

今、最後のご答弁で、千葉県のほうに要望をしてまいりたいというご答弁をいただきました。今年度で県のほうに要望働きかけというのは何回ぐらいしていただいたんでしょうか。また、今までご要望していただいていると思うんですけれども、県からはどのような回答をいただいているのかお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 県の要望につきましては、既に30年度の予算要望部分で7月に取りまとめを町でさせていただきまして、既に提出をしていただいているはずでございます。そして、県のこの要望に対する回答というところでございますけれども、なかなか進まないというところで、町としても歯がゆいところもございますが、広域的な駆除の推進、

そして各種の猿、鹿等における広域的な捕獲、生息調査を今後も引き続き実施していただいただけるとのご回答もいただいておりますのでございます。

鹿の移動個体によりましてヤマビル等が当然移動するというところでございますので、その生態の調査、これはやはりどこを回っているのかというところが重要な位置関係ということになるのではなかろうかと思っておりますので、生態調査もやはり当然必要なことというところで、県が実施していただいておりますというふうにご認識しておるところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今、課長のほうから県の行動に対して歯がゆいところもあるというふうにご答弁をいただきまして、そういうふうにご思っていただければ本当にありがたいなと思うんですけども、町は、この有害鳥獣対策に関して、町の取り組むべき課題の重要度として何パーセントぐらいなんだと、このように思っておりますでしょうか。100パーセントがマックスとした場合、どのぐらいの割合でこれが対策としてやっていかなければいけないのか、何パーセントぐらいだと思っておりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 私は100パーセントと申し上げたいところでございますけれども、なかなか何パーセントというところははっきり言って申し上げられないところでございますが、とにかく被害を少なくする。絶対にその取り組みを町はやめてはいけないというふうには思っておりますし、また今後も事業の推進は、これは住民の皆様方からたくさんの方が上がっておるところでございますので、決してなくしてはいけない、そういうふうにご考えておるところでございます。ちょっと割合は大変申しわけございません。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

課長は今100パーセントということで、これからは事業の取り組みは忘れてはいけないということでご回答いただきました。町長は何パーセントとお考えでございますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） パーセントではちょっとあらわせませんけれども、ただ私はこの有害鳥獣の被害、またヤマビルの被害につきましては、毎年のように県に行っては問題のお願いをしております。しかしながら、県の回答は、今課長の話にもありましたように歯がゆいという言葉がありました。県のほうも、これを国のほうに伝えるという答弁が結構多いんですね。その決定的な対策というものはどうかというところと全くないんです。この辺が、今回、知

事との懇談会の中でお話ししたのは、まず実態調査をはっきりつかんでほしいと、だから、実際千葉県にどのくらいいるんだと、そのことすらわかっていないのに対策は打てないだろうということを、先月の知事との懇談会でもお話をいたしました。

こういうこと一つ含めても、県のほうはまずお金を出すことに大体、そこに財布が集約してくるわけですね。ですから決定的な対策がないということで、これはなかなか人を頼る、やっていただけるのはお願いしなきゃいけないんですけども、町としてやっぱりみずから何かを考えていかなければいかんなと思っています。ですから何パーセントということは表現できませんが、とにかく最大限の努力をするということです。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ぜひよろしくお願いいいたします。最大限の努力をしていただけたということでございましたので、何とぞお力添えいただきますようお願い申し上げます。

すみません、時間もありませんので、少しまとめて質問させていただきます。簡明なるご答弁で結構でございますので、よろしくお願ひします。

次に、ヤマビルが町内どこまで発生していると認識をされているのか、また、このヤマビルの防除に対しまして、今現在町では忌避剤を補助金として交付していただいておりますけれども、今後殺ヒル剤のスプレーや殺ヒル剤、粉剤、液剤についても購入補助をしてはどうでしょうか。また、地域で実施してくださっている道路の草刈り作業や公園・遊歩道など、ヤマビルが多く発生している場所で殺ヒル剤などの薬剤を散布し、防除をする場合、地域へ薬剤の無償提供と散布機の貸し出しをしてはどうでしょうか、よろしくお願ひいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） できるだけ簡明にさせていただきます。

まず、ヤマビルの発生場所、繁殖拡大というところでございますが、猟友会からの情報と、ことしは農家へのアンケートを実施させていただいております、現在集計中でございます。猟友会の情報では、老川・西畑の山林中心でございます。また、総元の一部にも生息域拡大している情報を確認しました。当然、隣接の市原・君津も当然というお話でございました。これは移動媒体の鹿の駆除が絶対条件ということでございます。

続きまして、ヤマビルの防除剤でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○産業振興課長（吉野敏洋君） 殺ヒル剤購入費の補助というところでございますが、既に大多喜町では、補助対象といたしまして購入補助を実施しておるところでございます。これは

殺ヒル剤も含まれます。購入費の4分の1以内でございまして、1件当たり上限が1万円限度でございます。規定されているヤマビル防除剤ということは、ヤマビルに有効ということが認められている防除剤のみになりますので、農薬はだめというところでございます。町内2店舗のお店で……

(「簡単でいいです、すみません、ちょっと時間ないので」の声あり)

○産業振興課長(吉野敏洋君) すみません。

あと、それと地域作業時の貸し出し関係でございます。殺ヒル剤等を無償提供につきましては、これは現行のヤマビルの防除剤購入助成を実施しておるところでございますので、当面につきましてはこの補助を継続していきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長(野村賢一君) 11番山田久子君。

○11番(山田久子君) すみません、課長申しわけございません。答弁遮ってしまいまして。

次でございますけれども、やはり防除剤の中で害という問題が大きくなってくるのかと思います。今後、自然由来、害虫駆除剤にもありますような天然由来の殺ヒル剤の開発に取り組んでいただいて、安心して散布ができるようなもの考えることができないかと考えます。

また、これから、以前にもお話をしましたけれども、町に有害鳥獣ヤマビル対策委員会を設置してはどうかと考えます。そして、さまざまな対策を協議していただくとともに、検討委員会の名前で町民の皆様には有害鳥獣対策や安全な忌避剤の開発を求める署名活動をし、その署名をもって県等へ働きかけをしてみようでしょうか。検討委員会のお名前であれば、町民の皆様も安心して協力をしていただけるのではないかと思います。町の見解をお伺いいたします。

○議長(野村賢一君) 産業振興課長。

○産業振興課長(吉野敏洋君) まず、自然由来の殺ヒル剤開発ということでございます。これは当然自然に優しい、しかしヒルには厳しい薬ということだと思います。自然に優しい薬というのはやはり必要だというふうに考えておりますが、現在のメーカーからの情報を見るところによりますと、部分的には植物油性の由来の成分もあるというふうに聞いておりますので、必ずしも化学成分だけではないというところでございます。薬剤メーカーのほうに今後も聞いていきたいというふうに思います。

そして、ヤマビル委員会につきましては、ちょっと通告にないようでございますが、これにつきましては今後必要かどうか、これは考えていきたいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 山田久子君、時間でございます。

○11番（山田久子君） 以上をもちまして私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で11番山田久子君の一般質問を終了します。ここで5分間休憩します。

（午後 1時59分）

---

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

---

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君の一般質問を行います。

○9番（吉野一男君） 吉野一男でございます。通告に従いまして、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

町民の健康づくりについてお伺いします。

第3次総合計画で、今後のまちづくりにおいて、大多喜町をどういう特色のある町にすべきか尋ねたところ、健康・福祉の町、34.1パーセントで2番目に多い項目であります。

また、急速に高齢化が進む中で、さらに健康寿命を延伸していくためには、住民の主體的な健康づくりへの取り組みが必要であることから、健康増進に向けた啓発や仲間づくりの促進、健康づくり活動の場の提供等を推進していくことが求められております。

そこでお伺いいたします。運動したり、健康教室に参加したりすると、ポイントがたまり、景品に交換できる健康ポイント事業が全国の自治体で広がっております。例えば、大網白里市、三重県伊勢市、兵庫県川西市、千葉市、市川市、習志野市、木更津市、東金市、鴨川市、匝瑳市、白子町等、ほかの市町村でも行っておりますが、中高年の健康づくりが目的であります。運動習慣がついたり、肥満が減少したりするなどの効果があらわれ、医療費の抑制にもつながっているとのことですが。

そこでお伺いしますが、現在、町では、保健事業とボランティア養成講座で大多喜ウォークですね、それと男塾、栄養教室、体力測定、介護予防はつつ支援ボランティア養成講座、大人の脳トレ教室、料理の介護予防、体いきいき塾事業等を行っておるところでございます。自主グループといたしましては、毎週月曜日にさわやかフィットネス、毎週火曜日になごや

かジムクラブ、このような事業について行っているところでございます。

そこで、健康づくりにポイント手帳等を導入することをしてはどうか伺います。いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、健康福祉課からお答えいたします。

ご質問のありました健康ポイント手帳の導入は、健康ポイント事業に参加登録し、ポイントの対象となる健診の受診や健康教室等に参加することでポイントがもらえ、ためたポイントを景品等に交換することができる制度で、住民の健康づくりを後押しし、医療費抑制などを目的とする制度のことと思われまます。

この制度につきましては、厚生労働省が、2014年から全国6都市と連携し、実証実験を行ったところ、これまでに健康づくりなどへの関心がない方たちを掘り起こす一定の効果と医療費抑制効果があったとのことでありますが、当町と同じ人口規模の自治体の実施がないこと、また、必ずしも地域の実情が当町と同じとは限らないため、実証実験の結果がそのまま当町に当てはまるとは限らないと考えております。

仮に、当町で健康ポイント事業を実施した場合の効果を考えますと、ふだんから健康づくりに取り組んでいる方などのモチベーションを保ち、活動の継続につなげる効果はあると思われまますが、この方たちの医療費抑制については、ふだんから健康づくりに取り組んでいるため、効果は小さいのではないかと考えられます。

また、健康づくりに無関心であった方を掘り起こす効果については、景品がもらえるということだけで新たに健康づくりを始める方は少ないのではないかというふうに思われ、経費や職員の事務量がかかる割に、事業としての効果は小さいのではないかと考えております。このようなことから、現在のところ、健康ポイント事業を導入するという考えはございません。

しかしながら、吉野議員のご指摘のとおり、今後、住民の自主的な健康づくりへの取り組みが必要になると認識しておりますので、今回のご質問のありました健康ポイント事業を貴重なご意見として参考にさせていただきまして、現在実施しております各種健康事業や介護予防事業等の事業内容の充実等を図っていきたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ありがとうございます。

お伺いしたいんですが、一応今、実際町で行っている、はつらつ支援ボランティアの関係につきましても、町でポイント制度という形で出されていると思います。これについても大変いいわけですが、こういうことも踏まえた中で、それはボランティアの人が対象なんですけれども、参加した人たちに対してもポイントをつけるような形を持つことがまた健康にも一番大事だと思うので、案外そういう方が65歳以上の高齢者に多いわけですので、ぜひそういうものを、そのために健康教室に来ているわけですので、ぜひそういうものも入れた中で、ポイントをつけるという形でお願いできたらと思うんです。

それと同時に、今のはボランティアの活動に対してのポイント制度ということで、1回出て200ポイントですか、そういうことで出ているわけですが、それは大変よろしいと思います。結局その商品をもろうから云々じゃないんですけれども、やっぱりそういうものを指導する立場の人というのは、そういうことで出てきているわけではありませぬので、皆さんお年寄りが生きがいをつくって参加するというのが一番大事です。

結局、生きがいをつくるということが一番、病気にも勝つという形にもなりますので、病気に負けない形で健康づくりをやるということが一番大事だと思いますので、大変これは喜ばしいことだと思っております。そういう関係で、そういうものも含めた中で、町としてはそういうことで、今のところは考えていないということでもありますけれども、これは全国的にそういうことで、ポイント制度を使ってやっているところが多いわけですね。

今、町は少ないと言っているんですけれども、結局、市なんかは特にそういう点が、これは全国に広がっておりますので。これはいいからそういう形で、いいから結局、広がっているんだと思います。この辺、そういうことで、健康増進ということもありますので、病気を未然に防ぐという形となりますので、そういうものをふやして行って、健康教室をなるべく多く開催できるような形でもっていければと思っております。

形としては、ポイントをつけて、そのポイントをためた中でそれをもろうとかという形もあるんですけれども、やっぱり一般の人は、余りそういうものは、中高年にもあるんですけれども、来たくない人もいるわけですよ、実際に。やっぱりみずから進んで健康というのはやらなくてはいけないものですから、常に健康と考えると、健康教室に来てやるのが、第一のステップ、あとは自宅でもたやるとか、そういう形になりますので、これは健康教室は、町としても奨励してやっていただきたいというふうに思います。

今後において、これから高齢化社会になりますので、できればそういうものを多く開催し



してですね、高齢者にも来てもらって、開催するような形でお願いできればと思っております。

それと同時に、ポイント制度というか、そういうものがあれば、また皆さんの、ポイントがあるから来るという方もあるんですが、そういう人たちもまた出てきますので、そういう人たちも含めた中で、そうすると人数的にも多くなりますし、医療費も抑制になるということにもつながります。そういうことで、ぜひそういうものをふやして行って、ポイントがあればみんなついてきますので、何もなくて、来てくださいと言ってもなかなか来ないと思うんですけども、そういうことでポイントをつけてやる方向でできればお願いしたいと思います。

まして、このポイント制度というのは、結局、はつらつボランティアの関係なんですけれども、はつらつボランティアの、これ国の補助とかございますよね、当然ボランティアについては。これ補助事業ということでありますので、その補助事業という形で、この補助事業の負担割合がどのくらいになっているか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対して健康福祉課よりお答えいたします。

はつらつ支援ボランティアが行っている介護予防活動につきましては、地域支え合いサポーター制度という中で、ポイントをボランティアさんにつけさせていただいて、100点を100円というふうに換算して、上限1万ポイントまでポイントを換金できるというシステムになっております。

この事業につきましては、介護保険の地域支援事業の一つとしてやっておりますので、国、県、支払い基金、それから第1号被保険者、第2号被保険者が負担するようなことになっております。それで、国は25パーセント、県と町が12.5パーセント、第1号被保険者が22パーセント、第2号被保険者が28パーセントというような割合になっています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） そういうことで、結局、はつらつ支援ボランティアにつきましては、この補助事業があるから、絡めてポイントをつけているんだと思います。その対応、よろしいんだと思うんですけども、補助事業があれば、なるべくその補助事業を有効活用した中で、こういう健康づくりを町としてもやっていただければありがたいと思っております。今現在、そういうことで、余り補助事業の関係は、このボランティアの関係だけだと思うんで

すけれども、このほかにいろいろ健康づくりに対して補助事業があったら、それにまた町としてもぜひ対応していただきたいと思っております。

次に、健康づくり事業に取り組む地域の自主グループや自治会などの地区組織に補助金を出してはどうか、伺います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、健康福祉課からお答えいたします。

ご質問にあります、健康づくり事業に取り組む地域の自主グループや自治会は、町の研修を受けたはつらつ支援ボランティアが介護予防活動を行う地域のグループや町が行う運動教室等を卒業された方が組織する自主グループのことと思われまます。

まず、はつらつ支援ボランティアが介護予防活動を行う地域グループは、全ての団体が高齢者サロン事業補助金を活用しております、この補助金につきましては、介護保険の地域支援事業の対象となっていることから、町としましては、少ない負担で事業を実施することができております。

次に、町が行う運動教室等を卒業された方が組織する自主グループについては、定期的な体力測定の実施や血圧計、運動用マットの貸し出しなどにより、活動の見守り支援を行っておりますので、現在のところ、ご質問のありました補助金の交付等は考えておりません。

しかしながら、住民が、自主的、主体的に健康づくりや介護予防活動等を行うことは、今後、高齢化が進む当町において重要な活動になってくると考えており、それらの活動が継続できるよう、今回のご質問は貴重なご意見として参考にさせていただき、方法はいろいろな形になるかと思いますが、実施可能な支援を行っていきたくと考えておりますので、ご理解くださいますよう、お願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ありがとうございます。

そういう形でできれば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

申し上げますけれども、補助金関係なんですけれども、一般的に町で出している補助金なんですけれども、この関係につきましては、今、一般的に老人クラブとかもあるんですけれども、老人クラブの場合は、ちょっとほかから聞いた話なんですけれども、補助金を出した場合に、高齢者ですので、会計やるのがなかなか難しいという話も聞いております。そういうことで、なかなか役員を受けの方がないということで、老人クラブが現在解散している

ところも多々あると思います。

そういう関係につきましても、町としても、やっぱり補助した中で、ある程度、補助金で、領収書とか、そういうのを持ってきた中で対応すれば、ある程度それで済むような形をとっていただければ、役員がそんなに骨折らなくても、決算報告出さなくても、領収書持ってお願いしたいということであればできると思うんですよ。

だから、そういう点も、やっぱり補助金というのをそういうものでやってもらえれば、これから高齢化社会になりますので、そういうものでまとめた中で補助金を出してもらって、それで対応するということが、また、これはあくまでも一つのグループをつくってありますので、グループの中に補助金を出しますので、個人個人でやるわけではありませんから、その団体の中に補助金を出しますので、団体で責任者をつくって、そのものを補助するという、補助金を申請するという形になると思います。

例えば、今言った老人クラブなんかは、そういうことで役員の受け手がなくなって、老人クラブを解散するという例も伺っております。そういう点も含めた中で、ちょっとお話ししたんですけれども、できれば町としても、あくまでもボランティアにはそういうことで補助金を出してあるんですけれども、各もろもろの健康づくりに対して、ポイント制度は確かにいろいろ面倒くさい点もあるわけです。そういう点がありますので、できれば一つの団体をつくった中で、区の中の団体でひとつ補助金を出して、それで、その中で対応すれば、役場のほうとしても事務がやりやすい形かなと思うんですよ。そういう点で、ポイントは、ある面はいいかもわかりませんが、ある点でまだ煩雑になるという場面もありますので、出すとすれば、補助金を一括で出して、その団体に出して対応するというのが、一番ベターかなと思っております。

そういう点、今後も考えられるのは、役場の仕事もどんどんふえてまいりますので、そうなる補助金関係でばっと出したほうがやりやすくなるという関係もありますので、そっちのほうも検討していただければお願いしたいと思います。その点どうでしょうか、課長、お願いします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 補助金の交付につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在のところは考えておりません。現在行っている支援を続けながら、今後、いろいろな形になるかと思いますが、新しい支援等ができれば、そういうところで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） この健康づくりにつきましては、実際に国のほうの健康増進法の第3条に、国及び地方公共団体の責務として、国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する新しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析、及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

また、食育基本法の第10条に、地方公共団体の責務として、地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する、ということであります。

結局そういうことで、法律で決まっておりますので、当然この健康増進法、これはちょっと聞いた話ですけれども、町としてまだ出していない、つくっていないということですので、これはなるべく早目につくっていただきたいと思います。

それと、これが基本のベースとして、国のほうのベースがありますので、そうすると、健康づくりにポイントをつくったり、補助金を出したりする形になると思うんですけれども、それがベースになって、この健康増進法ができてくると思うんですよ。そういう点では、健康増進法並びに食育基本法、これはつくらなければいけませんので、それをベースにした、今までの健康づくりをベースにした中で対応して、またこれを伸ばしていくということが大事ですので、これが基本になりますので、ぜひそういうものを活用した中で、対応すれば、またスムーズに対応できるんだと思いますので、そういう点を、課長のほうにもぜひそういうことで、なるべく早くそういうものを策定をお願いできたらと思っております。

これが国のほうの指針でありますので、ぜひそういう方向でよろしくお願ひしたいと思います。

私の質問はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で、吉野一男君の一般質問を終了します。

---

#### ◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（野村賢一君） 次に、1番野中眞弓君の一般質問を行います。

○1番（野中眞弓君） 1番野中眞弓です。通告に基づいて一般質問をいたします。

まず、第1点目は、大多喜町スマートアグリタウン構想についてです。

このスマートアグリタウン構想については、全員協議会で何回か説明されております。私も議員は、こういう説明を受けました。当初は、企業が農家から土地を借りて行う、町は、税金を投入しない民の事業で、町が税金を使うことはない、ただ、町としては、土地の貸借の関係で仲介、支援はするということだったと思います。

ところが、実際は、正式にこの話が全員協議会で提起されたのは、8月18日の全員協議会でした。間もなく8月30日の全員協議会で、その前に町道の拡幅の話があって、それには5,900万円、補正予算がつかましたし、その後また従業員宿舍もないので、町が手当てをしてくれと、用意をしてくれということ、最終的には補正予算レベルで言うと8,100万円の補正予算が組まれました。町は、税金を使わないという当初の話からすると、これ話が違うんじゃないのという気持ちを抱いていました。

ただ、私個人としては、町道の拡幅については、地元の地権者や土地改良からトラックがすれ違えるようにしてほしいという要望も出ているんだということで、それについては賛成はいたしました。

私自身は、ここまでの話で抱いた印象というのは、スマートアグリタウン事業について、おおざっぱな説明であって、なぜおおざっぱかという、この事業は、企業の進出計画なんだというふうに受け取ったわけです。ところが、先日、まだ一月になりませんが、町民の方から電話で、町が直売所のようなものをつくるのに、田んぼを売ってくれと、買収に入っている、これ一体何なんだという問い合わせがありました。担当課で聞いたところ、それは事実だ。スマートアグリタウン計画からの利用図をいただきましたけれども、その四角で囲んだ黄色い部分、その事業を展開するための農振を外すために、とりあえず地権者の同意を伺いに歩いているんだと、そういう話でした。その土地は町が買い上げる。これちょっと違うんじゃないの、当初の説明とはと思ったんです。

私自身は、この計画に根本的に反対しているわけではありません。毎年、全国的に2万から3万ヘクタールの農地が、各地の農業委員会の正式な認定評価で原野戻り、山林戻りをしているという、最近農水省の発表でしょうか、あったということを耳にしました。そして、ここ数年、夏の農村地域の緑のうっとうしさ、田んぼがそれこそ原野に戻り、それから、路肩も草刈りが行われていない、草刈りをする体力が住民になくなっている。こういう実態を見ますと、農地を利用してくれる、荒らさないでものを生産するという事業が展開することについては、私は一抹の救いを感じております。

ですから、今、町にしてほしいことは、このスマートアグリタウン構想がどんなものなのか、きちんと全容を明らかにして、私たち議員だけではなくて、町民から理解と納得と、そして協力を得られるような事業展開をしてほしい。そして、住民に損害といたら大げさですけれども、損失を絶対に与えない、そういう町政を展開してほしいと思います。

伺いますが、先ほど申し上げましたように、この構想の内容、それから事業計画、それから、その全容を説明していただきたいんですけれども、このアグリ構想、どこから提案されてきたのかということも教えてください。

それと、町の構想になっている以上、どこかで審議が行われていたと思うのですが、どういう場で審議が行われ、町の事業として承認されていたのか、その経過なども聞かせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 野中議員のご質問に産業振興課からお答えさせていただきます。

ご質問にありました横山地先の耕地の部分でございます、大多喜町スマートアグリタウン構想、ここの耕地につきましては、現在、70歳代の耕作者1名の方によりまして、ほぼ耕作されている状況でございました。このままの状況でございますと、今後、横山の耕地は遊休農地となることが想定されておりました。このため、平成27年度におきまして、町としまして、何とか当地区の農業振興を推進するために、民間企業等からさまざまな提案等も受け、試行錯誤してまいりました。そして、町が全体の構想でございます大多喜町スマートアグリタウン構想をつくったものでございます。

この構想に基づきまして、関係行政機関の指導、協力、援助を受けまして、既に立地しておりますけれども、富士通株式会社と有限会社荒木洋蘭の共同出資会社の株式会社グランブーケ大多喜がコショウラン栽培に名乗りを上げていただいたところでございます。

そして、28年度については、地権者交渉について、大多喜町が支援を行いまして、地権者の同意を得ました。そして、現在のコショウラン栽培施設1期分でございますけれども、平成28年、今月中旬ごろ完成という話を聞いておりますが、現在、企業努力をいただいているところでございます。

そして、構想の内容、町の審議等の承認の経過というところでございますが、構想の内容について、既に昨年8月18日に構想を提示させていただいておりますけれども、コショウラン栽培施設を中心といたしました周辺の公共エリア部分、公園駐車場、休憩施設、さらに観

光マーケティングエリア、さらに水耕栽培エリア、これにつきましては、今後の長期的な視野に基づいての企業導入、さらに露地栽培エリア、これも同じく長期的な企業誘致部分でございます。そして、廃校の再生エリア、これは上瀑小学校の再生利用という形で計画をつくったものでございます。

事業計画の承認につきましては、大多喜町第3次総合計画の基本目標2に、産業・経済の農林業項目で、農業生産法人の誘致、工業の項目では、農地を生かした新たな産業創出、観光の項目では、他産業との連携による観光関連事業の推進について明記しまして、未来づくり重点プロジェクトとしても位置づけられており、総合開発審議会にて承認をされておるところでございます。

また、大多喜町総合戦略の基本目標1、産業を活性化し、働く場を創るでは、農業生産法人等の誘致事業といたしまして明記されており、大多喜町総合戦略推進会議において承認をされておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 私たちがいただいたのは、このスマートアグリタウン大多喜全体イメージというイメージ像であって、構想ではないんですね。構想という言葉が出てきたのは、10月28日にいただいた覚書なんですけれども、これ、覚書の説明することになっているんですが、この説明を聞いても議員のほとんどが、私、全部の議員に聞いたわけではないんですけれども、私以外の議員に伺ったところ、町がこのイメージ像の2と3、町負担の事業だということ、どなたもご存じありませんでした。つまり、みんな、この事業全体を、私が確認した限り、この事業全体は会社がやるんだと、そう議員は思って、そういう説明から抜け出ていないんです。

にもかかわらず、実際に今既に土地の買収の意向を尋ねる活動が始まっている。どうして、全体、町の総合計画である基本計画に入っていて総合何とか審議会で討議されたものであるのなら、少なくとも議員に明らかにしないのでしょうか。

そして、言い方は悪いんですけれども、まるでこそこそ何か隠し事をしているみたいに動くのでしょうか。そこが納得いきません。町長、どうしてこういうことになったんですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず、先ほど、お話を聞いたと思いますけれども、あの地域の遊休地がどんどんふえていく中で、そういうイメージといいますか、ああいう形で食と農業というも

のを中心に、やっぱり農地は農地として生かしていこうということの中で、ああいう考え方が出ております。

一つは、あの絵の中にありますように、実は、あのコチョウランともう一つ、あの絵のやつは、別の会社に来る予定であったんです。だが、やっぱりなかなか用地交渉の中でうまくいかない。そういうことで、もう1社のほうが、これは大多喜では難しいねということで、ほかの地域に行ったという経緯がございます。

そういうことで、私どもは、まだ本当に決まっているのは今のコチョウランの第1期だけです。ですから、まだまだああいう形でできたらいいなということで、これ相手があることなんです。ですから、相手がなければそれはできないわけです。ですけれども、地域の地権者の皆さんからは、ぜひ何とか進めてほしいということをお私には常に来ております。

しかし、それは町でできる話ではないんです。ですから、今、私どもが動いているのは、やはりそういうものが来たときに速やかにそういうものが動けるような形、ですから、まだ、町が買うとかそういう話ではなくて、まず売ってもらえるかどうか、そういったことを確認している作業ですね。実際に、今の段階で町がやる話ではございません。やるとすれば、コチョウランの2期、3期、これが動いたとき、あるいは、またもう一方で、さっき申し上げました反対側のラインが、その企業が来たとき、そういった形になると思いますので、具体的には相手がまだ決まらない中でこれが動き出すことではないと思いますが、ただ、事前に全体の中で、反対者がいれば、これはもう企業も来ませんので、そういう準備をしているということでございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 課長にお伺いいたします。本当に何にもなくてただ動いているんですか。私は、今、担当課が地権者の間に入っているのは、農振を外すために地権者の同意が必要なので歩いている、農振を外すというのは、何かこういう計画があるから、このために農地を使いたいので、きちんとした目的と計画がなければ、農振は外せないだろうということをお聞いております。

来年度の事業として、この観光、それからマーケティングエリアの事業に取り組むというような話をちょっと耳に挟んだんですけれども、そういうもとで動いていたのではないのですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今申し上げましたように、まだ1期の分が終わっていない状況ですよ



ね。ですから、今、私ども、さっき申しましたように、2期、3期の事業が動くときに、やはりまた、もう一つのエリアの中に、もう一つの新しい事業が入った、その中にそういうエリアがなくては、やはり成り立たないよねと。当然、皆さんにもその概要図は見せてはいます。

そういう中で、当然、そういうものにつきましては、農振を外さなければできませんよね。ですから、そういうお話もしておりますが、ただ、まだ2期、3期の工事が決まっていない。全体の中で決まっていないのに、それができる話ではありませんが、ただ決まったときに、速やかにそういったものが動けるような体制をとっておく、そういうことだと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 町長にお伺いします。2期、3期がいつになるかわからないけれども、2期、3期の話が出たときにすぐに取り組めるように、今から地権者の間に入っているということですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） そのとおりですね。やはりそれ以外の地域もこれから打診をしておかなければいけない。それで、反対者がいるとすれば、もうこの地域はこれ以上進めないという話になりますので、まずそういったところを事前に調査していくということは重要であると思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） そうすると、私の質問もちょっと飛んで、観光マーケティングエリア事業についての2つ目の質問なんですけれども、この観光マーケティングエリア、私は今、担当課が入っているのは、観光マーケティングエリアの事業について、関連して、土地の買収の意向を地権者に問うために入っているというふうに伺ったのですが、そうではないと、2期、3期というのは、観光マーケティングエリアではなくて、ラン屋さんの第2期以降というふうに捉えていいのでしょうか。そうすると、土地利用区分が違うんですね。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） そのとおりですね。コショウランの栽培は農地ですから、そのまま使えますね。ですから、そういう観光マーケティングエリアというのは、農地ではありませんから、農振を除外しなければいけないという、そういう用途が違いますので、そういう形になるんだと思います。

ただ、今申しましたように、この2期、3期がいつできるかわからないということではな

くて、これも一つの目標としては、2020年のオリンピックまでには何とかしたいという先方の考え方もあります。ですから、そのときに、じゃ、決まりましたよ、じゃ、動いた、じゃ、農地ができませんね、じゃ、これは終わりですねという話になるのは困るんですね。ですから、やっぱり事前に、今お話をしていますし、本当に2期、3期が動けば一気に動けます。

役所と違いまして、民間の企業はスピード感を持ってやりますから、このスピード感に乗りおくれたら、企業はすぐいなくなりますので、そういうことを我々は前回の第1期の工事のときに経験しています。ですから、今のコチョウランの反対側に、実は大手のもう1社、予定していたんです。ですけど、これが難航したために、実は、八街に行かれたんですね。そういうこともありますんで、そういったことをしっかりやっていかなければいけないと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 確認させていただきたいと思います。

今、担当課が入っているのは、コチョウランの栽培の2期、3期用用地が確保できるのかというそういう意味で、地権者の意向も聞いている。

それから、マーケティングエリアについては、2期、3期、要するに私はこの通告の中で、需要が成熟するまで取り組みを先延ばしする考えはあるかという、そこなんですけれども、2期、3期ができる、あるいはそこが稼働するという段階になって観光マーケティングエリアについて、町は事業展開をするというふうに受け取ってよろしいですね。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） そうですね、2期、3期がまず動くことが前提ですよ。それがはっきりしなければ、このエリアもつくることはまず難しいと思います。

ですから、そういう事業展開を一つ一つやっていきますけれども、今の状態のままでこれだけ先行するということはありません。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 来年度に事業化が始まることはないと考えてよろしいですね。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それは相手が動き出すということであれば、また改めて議会のほうにご提案いたします。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 早目にお願いします。今回のこれにしても、かなり前からラン屋さん

の話というのは、知っている、知っているみたいな形で話が飛び飛びに聞こえてきたんですが、正式に我々に提示されたのは去年の8月18日の全員協議会で、それから、すごくばたばたしたと思うんです。住民の方が、この観光マーケティングエリアのことについて、少し情報が入った方は、品川バスと同じになるんじゃないか。売るものも、売る人も、売る商売をしたいという人も何も見えない中で、建物や土地の整備だけして、その後、維持管理に大赤字を出していくんじゃないのということを心配する町民の声も聞こえています。

どんなことがあっても、やはり町民に負担をかける、赤字を出すような商業的な事業に町は取り組むべきではないし、もしも取り組まなければならないときには、万全を期して取り組んで、希望的な数字を並べてやるんじゃなくて、きちんとした着実な数字のもとに、町民の意思もきちんと確認しながら進めていっていただきたいと思います。

この事業に私自身は反対なわけではないんです。成功してほしいと思っているんです。そして、今のこれからいくと、何か正職員の見込みがすごく少ない事業体のような気がするのですが、本当に私たち、今ここに住んでいる人たちがここで暮らしが立てられるような給料をもらえる事業展開をできる、そういう企業にぜひできれば来ていただきたい、そう願っています。

それと、あと要望になりますが、観光マーケティングエリア事業について、取り組むときには具体的な内容、計画、それから市場調査とか、抜かりなく計画を立てて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、大きな項目2つ目に移りたいと思います。

職員の産休、育休及び介護休暇等の代替職員制度の新設について。

この質問をしようと思ったきっかけは、前回か前々回の補正予算でした。健康福祉課から10万円ちょっとの補正予算が出まして、その理由は、産休に入る方がいらっしゃって、その方がいなくなるので、ちょっと発送事務に手がかかるから、その発送事務の経費だということでした。

私自身は、産休代替がいる職場でしたので、産休とったら代替はいるものだと思い込んでいたんですね。後で確認しましたら、代替はいなくて、産休とった職員の分担は、その係の中でそれこそ分担してやるんだと聞いて、これはとんでもないことだという、今でも職員がどんどん減らされて仕事がきつくなっているのに、時間が来ても帰らない職員がたくさん見られるのに、産休でほかの人の仕事が回ってきたらどうなるんだというのがきっかけでした。

それで、今、この産休、育休、介護休暇について、法的な整備は少しずついろいろな点で

前進しています。ところが、こういう状況の中で、休暇をとらせていただきたいと申し出るのは、非常に肩身の狭いものがあるのではないかと、そう思います。ふだん、みんな、きちきちで仕事していらっしゃると思うんです。休暇職員の仕事を遂行する代替職員がいないために、本当に同僚の負担増で、疲労も増になる。過労死ほどにはならないかもしれないけれども、1人の負担がふえるということは、仕事の質の劣化にもつながると思います。住民サービスの劣化にもつながると思います。

行政の職場というのは、まず法を守る、民間のお手本になるということも大事な任務だと私は思います。出産、介護、それが休暇をとることが、歓迎、応援される職場づくり。そのことは少子化、もう一人、この職場だったら産めるという少子化対策、あるいは年寄りを家で見られるという高齢化対策にもつながると思います。職員が笑顔で住民に接する、住民サービス向上にもつながると思います。

産休、育休、それから介護休暇、そういう休暇の代替職員制度を早急に整えるよう提案いたします。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 野中議員の一般質問に総務課からお答えさせていただきます。

休暇を取得しようとする職員的心情を心配されまして、新たな制度のご提案をいただいたこと、ありがとうございます。

さて、ご質問のありました産前産後休暇、育児休業休暇等の休暇の取得につきましては、第2期大多喜町次世代育成支援、特定事業主行動計画の中でも職員の執務環境に関するものとして、育児休業等を取得しやすい環境の整備等に、育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成を定め、さらにその中では、育児休業の取得があった場合、事例ごとに当該部署において、業務分担の見直しを行うことと定めております。

また、課内の人事配置等によって育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、任期付採用や臨時的任用制度の活用により、適切な代替要員の確保を図ることになります。

町の臨時職員の任用及び勤務条件に関する規則では、臨時職員の定義を地方公務員法第22条第5項及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により任用するものと定めております。また、この規則では、このような事案が発生した場合に、将来的な職員数、定員の適正化を図る上からも臨時的任用ができるように規定されていますので、これらの制度を活用して対応していきたいと思っております。

それともう一点の関係でございますが、臨時職員の雇用が、年間通じての雇用がなかった

ということでございますけれども、職員の負担を減らして業務を継続するためには、臨時職員の雇用は、今までも実施しております。

しかし、町の業務は多岐にわたっております。金銭を直接収受する業務、人事給与に関する業務、賦課徴収に関する業務、あるいは専門的知識、資格がなければ困難な業務などは、資格を有する人や適材者が見つからないなど、臨時職員での対応が難しい場合もございます。そのような中、業務を適正に継続するためには、係長等と十分協議して対応した結果だと思っておりますし、時間外勤務で対応しなければならない場合もあることをご理解いただきたいと思います。

また、今後、各課長等にはワーク・ライフ・バランスとして、時間外勤務の減少を推進するとともに、産前産後休暇や育児休暇、あるいは介護休暇をとりやすい環境にするために、課長会議等においてもこれらの趣旨を周知徹底してまいりたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 長くて覚えられません。

今よりとりやすい環境をつくるという約束はしていただけたと考えてよろしいのでしょうか。どこの職場も専門的な、その方が、その部署の専門的な仕事であると思っておりますし、公の仕事で個人情報の保護の問題とか、そういう問題もありましょうが、産休が出たときには、多少の部署がえをして、代替職員が入ることによって部署がえがあったとしても、今までと同じような勤務時間内に終わるような体制は組むべきではないでしょうか。

それと、任期限定職員、何と言いましたか、任期付採用と、臨時的、産休の場合は、臨時職員で、育休の場合は、任期付職員というふうに今まで法律で決まっていたというふうに言います。でも、つい去年でしょうか、人事院は、産休のほうも任期付職員でもいいよと、つまり、同じ人が1年間、産休、育休やってもいいよというような規則変更をしているのではないかと思います。そういう点では、細切れにならないし、産休も、育休に入るとその手当は町のお財布じゃなくて、共済から出たりしますよね。ですから、財政的にはそんなに1人の給料がふえるということでもありませんし、何より子供をたくさん産んで育ててもらいたい、そういうまちづくりをまず役場から進めていただきたいと思います。

8月2日に町村議長会の研修会でしたか、そこで少子化の資料をいただきました。特殊出産何とか数で、1人の女性が何人子供を産むか、千葉県内の比較が出ておりました。大多喜町が4人で、県内ずば抜けて1番でした。でも、それは、子供を産める条件の人が、少しずつ子供を産んできている、大多喜町の子育て支援事業が実を結んでいるんだなと思っている

んですけれども、絶対数が少ないから、結局は生まれる子供の数が少ない。やっぱり産休、育休、介護というのは女性だけの問題ではなくて、家族全体の問題ですから、男性にも本当に大いにかかわり合いがあるわけです。家族そろって、男も女も力を合わせて、子育て、それから親の介護ができるまちづくりを進めてほしいと思います。代替職員を使わない方向ではなくて、できるだけ使う方向で取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、3番目に移ります。移動投票所の設置について。

高齢化が進んでいるにもかかわらず、大多喜町では生活に密着した公共交通網の整備がおこなわれています。不便なのは日常生活ばかりではありません。投票所が遠過ぎて投票に行けない人がふえています。選挙は、民主主義を支える最も基本的な国民の権利です。町としては、住民の投票権を保障しなければならないと思います。ぜひ移動投票所の導入を考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 選挙に関する一般質問のため、総務課からお答えさせていただきます。

選挙は、議員もおっしゃるように、民主主義国家において、国民が政治に参加し、主権者としてのその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会でございます。このために、有権者の投票機会の確保や投票環境の向上については、国による制度の改善を初め、それぞれの市町村選挙管理委員会において、地域の実情等を踏まえた取り組みが行われております。有権者の投票環境の向上に向けた取り組みといたしましては、移動が困難な有権者のために、送迎バスや公用車による送迎、あるいは移動期日前投票所の設置などがございます。

ご質問の移動期日前投票所とは、10人乗りのワゴン車を利用し、投票管理者と投票立会人の3名がワゴン車の最後部に乗車し、町民の方は、簡易テントで受付、名簿対照を行い、投票用紙の交付を受け、ワゴン車の中の記載台で投票用紙に候補者名等を記載し、投票箱に投函するものでございます。

この取り組みを最初に行いました島根県の浜田市では、平成17年に5市町村が合併し、690.7平方キロメートルという広大な面積を有し、投票所数は、合併当初105カ所あったものが、平成22年に見直しを行い、78カ所に統廃合し、平成28年にはさらに8カ所を廃止して70カ所に減少しております。

平成28年に統合された投票所8カ所の平成28年3月の選挙人名簿登録者数は、1投票区当

たり10名から28名で、高齢化により投票立会人の選任が難しいことなどの理由により統合された投票所で、山間部で地理的に道路状況の悪い地域3カ所を加えた11地区を対象として、車両による移動期日前投票所に取り組んだものでございます。

ご提案のありました移動期日前投票所は、従来の期日前投票所を設営する時間が大幅に短縮され、少人数による選挙事務が可能となっております。この、移動期日前投票所の設置につきましては、国、県、町、いずれの選挙でも同様の取り扱いが必要であり、一つの選挙だけ実施するというのは、町民に混乱を招くだけだと思います。

大多喜町では、町の有権者に一番身近な選挙である町議会議員選挙と町長選挙は、いずれも1月が任期満了日になります。今までも選挙執行日や期日前投票期間に雪が降ったこともございますので、冬の時期に屋外で10人乗りの車両で実施するのは難しいのではないかとこのうふうに考えております。

また、町では、今まで高齢者などの交通弱者対策として、外出支援サービスや福祉タクシー制度を活用していただいております。投票所への移動につきましてもこのサービスを利用することが可能となっておりますので、これらの制度を活用し、投票環境の向上を図ることが必要ではないかなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 寒さのために車の中での投票は無理だということなんですけれども、行けない人が、投票が遠くて車も免許証も返してしまった、あるいは車の運転できるおじいさん亡くなっちゃって、おばあさん一人だと。やっぱりそういう人たちが身近なところまで来て、例えば自分の住んでいる集会所まで移動投票所が来てといたら、そんなに1時間も2時間もいるわけではないし、私はやるべきだと思うし、外出支援サービスなんかでタクシー券を使うと、往復でやっぱり2枚消えるわけですね。それでなくても最近、もっとタクシー、それだけでは足りないという方もいます。選挙のためにタクシー券を使うなんてと、年寄りだったら思うんじゃないかと思うんです。だから選挙は選挙で、きちんと投票権を保障するという姿勢を貫いていただきたいと思います。

浜田市については、私は、最近のことだけしか目にしなかったのですが、ずっと経過を話していただきました。でも、大多喜だって投票所が1つ減り、2つ減り、老川、西畑地区については、非常に遠くて基本的人権が損なわれているなと思います。私も車の運転ができなくなったら、投票に行くのに7キロか8キロ、歩いていくのでしょうか。そういう人たちが大多喜町にはふえているわけですから、やはり町として積極的に取り組んでいただけること

を要望します。

28年から国の移動投票所に対する支援制度ができて、国政選挙は全額、国が出す、地方選挙については半額出すということで、今までよりか運行も楽になっていると思うんです。浜田市の場合、3日間用意して、経費40万、そのうち38万円の補助が出たそうです。例えば大喜でやるとしたら、40万、3日出すかどうかわかりませんが、補助金が半額出るとして、20万でできるわけじゃないですか。

国民のみんなが政治意識を持つていくのは大事なことだと思うんです。今、憲法を変えようという動きが活発になっています。きな臭い動きも非常に不安です。そういう中で、臨時国会では、憲法改正案を出すという話が出ています。戦争はどうしても嫌だというお年寄りたちが、その意思をきちんと表明できる場を確保すること、次の世代、未来に平和を申し送ることは、私たちの任務だと思うんです。ぜひ多少足が不自由でも投票できる、年をとっても投票できる環境を整えていただきますよう、重ねて提案して私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で野中眞弓君の一般質問を終了します。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

（午後 3時19分）

---

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時29分）

---

#### ◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、5番吉野僖一君の一般質問を行います。

○5番（吉野僖一君） ただいま、議長より一般質問の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

介護福祉タクシー外出支援サービスについて、お伺いいたします。

先ほども、前段いろいろ出てきましたけれども、今回、今町民でこれを利用している方からいろいろ要望が出てきましたので、他町村との比較等ございまして、できれば町民の要望



に沿って町の介護福祉支援サービスの改善というか、いい方向に持って行っていただければと思って、一般質問をさせていただきます。

現在、外出支援サービス福祉タクシーにより、町内の病院や金融機関、買い物等の送迎について月8回行っていますが、その辺は間違いありませんか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、健康福祉課よりお答えいたします。

外出支援サービス事業につきましては、月8回を限度として実施しております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） これは、他町村はどういうふうなサービスになっていますかね。比較検討はされておりますか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 他市町村との比較でございますが、外出支援サービスにつきましては、大多喜町独自でやっているところが多いと思います。実際に他市町村でこういう事業をやっているとは余り聞いておりませんので、比較というのは今やっておりません。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） その点については、また後ほど説明します。

利用者からは、現在、タクシー料金の2割または3割の額で、福祉事業、65歳以上の高齢者世帯の方で、買い物などでタクシーを利用する方が対象となっているそうです。免許返納者とか、そういうことでよろしいですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対しまして、健康福祉課よりお答えしたいと思います。

今、町で実施しております外出支援サービスというものと、福祉タクシー事業というものがございまして、それぞれについて制度の説明のほうを簡単にさせてもらえればと思いますが。

（「はい、お願いします」の声あり）

○健康福祉課長（西川栄一君） 初めに、福祉タクシー事業についてご説明いたします。

対象者は、65歳以上の世帯員のみで構成された世帯で、車を所有していないこと、町内に居住する子または子の配偶者が車を所有していないこと、及び公共交通機関を利用することが困難な方または歩行が困難な方であることの全てに該当する方と、重度心身障害者の方と

なります。

サービスの内容につきましては、タクシーを利用した場合、初乗り分730円を年間24回助成するもので、利用者にはあらかじめ利用券を1年分送付してありますので、利用者はタクシーを利用した際に利用券を運転手さんに渡していただだけで済み、後で負担金等を支払う必要はありません。

次に、外出支援サービス事業についてご説明いたします。

対象者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する方が対象となります。1つ目は、70歳以上で公共交通機関を利用することが困難な方、または歩行が困難な方。2つ目は、要介護または要支援認定を受けている65歳以上の方。3つ目は、65歳以上の世帯員のみで構成されている世帯の者で、車を所有されていない方。4つ目は、60歳以上の下肢が不自由な方で、世帯で車を所有していない方。5つ目は、運転免許証の有効期限内に運転免許証を自主返納し、世帯で車を所有していない方。6つ目は、重度心身の障害者で世帯で車を所有していない方となっております。

サービスの内容については、片道を1回とし、月8回までタクシーを利用できるもので、利用範囲は、町内の医療機関またはいすみ医療センター、シルバーハピネスの通院、通所、町内の商店での買い物、町内の公共施設または金融機関を利用する場合は対象となります。

また、利用者の負担金につきましては、世帯の町民税の課税状況により、タクシー料金の2割または3割を負担していただくことになり、後日納付書を送付し、金融機関等で納付いただいております。

以上が制度の概要でございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

今、課長から細かく説明されました。この制度は、大多喜町は何年から採用になっておりますか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 外出支援サービス事業につきましては、平成13年3月30日に要綱のほうをつくりまして、開始しております。

福祉タクシー事業につきましては、平成7年3月31日に要綱のほうを作成して、実施しているというところでございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

大多喜は、大分早目からこういう対応はして、すばらしい町だと思っておるんですが、ただその利用者から、使用した分を銀行とか郵便局とか農協さんに支払いに行かなくちゃいけないらしいんですよ。その辺を、今の時代ですから、できましたら自動振替にしてほしいという要望が出ておるんですが、その辺の対応は今後どうしますか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまの質問に対しまして、健康福祉課からお答えしたいと思います。

まず、福祉タクシー事業につきましては、利用者がタクシーを利用する際に利用券を渡し、料金が精算されるため、後日負担金等の支払いは発生いたしません。そのため、自動口座振り込みを導入する必要はございません。

次に、外出支援サービス事業であります。サービスを利用後、利用者に負担金を年4回金融機関で納付いただいておりますので、この分について自動口座振り込みを導入する考えがないかというご質問であると思われま。

現在、外出支援サービス事業につきましては、専用のパソコンソフトやシステムを導入しておりませんので、利用者の実績や負担金の計算、納付書の作成は職員がパソコンで行っておりまして、特にシステム使用料や保守料等の経費はかかっておりません。

しかし、負担金の納付を自動口座振り込みにも対応できるようにするためには、専用のシステム等を導入する必要が生じますが、外出支援サービスは、当町独自の事業で、これに見合うシステム等が既製品ではないため、専用のシステム等を構築する必要がございます。それには各種の経費が発生してまいってくるところでございます。

この経費について、同町が税や保険関係等のシステムを導入している事業者を確認しましたところ、システムを構築する経費、システム使用料がかかり、金額もそれなりのものになるという回答がありました。

このようなことから、年4回の負担金の納付につきましては、今後も納付書による納付をお願いしたいと考えておりますので、自動口座振り込みを導入することは現在考えておりません。しかしながら、納付についてお困りの方がいらっしゃる場合は、個別にご相談に応じ、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、行政の意見ということで伺いましたけれども、やはりその市町村

で、いろいろな対応をなさっておるんですね。

当町も、今後、少子高齢化社会で運転免許の返納者がふえると思いますが、今現在の支援該当者数は、町は今現在何名ですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 外出支援サービスと福祉タクシー事業を利用している方ということでよろしいでしょうか。

○5番（吉野僖一君） そうですね、合算でいいです。

○健康福祉課長（西川栄一君） 28年度末の数字になりますけれども、福祉タクシー事業は登録者が12人で、そのうち利用されている方が7人でありました。

外出サービス支援事業につきましては、登録者が386人で、そのうち利用されている方が252人ということでありました。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） そうしますと、外出支援が大分ふえていますね。これで5年ごとになると、私たちもそういう年代になると、すごくこれが今後ふえると思うので、できましたら、ちょっとけさ方パソコンの調子が悪くて資料がすぐ出なかったんですけども、陸沢が1回につき最大2,000円、そして年間最大が72シートですね。1シートが2,000円で、掛ける72、相当な額を出していますね。そういうことで陸沢は対応しております。

それと長生村が、ネットで見て、実際に役場の職員には聞いていないんですけども、利用者が一応タクシー代とか払って、それを逆に翌月の10日までに役場に申請して、その代金を翌月の月末までに、逆に行政から、役場から利用者に振り込むという、長生村はそういうシステム。これはどちらがいいか、町は今までやっていたとおりのほうがいいような感じなんですけれども、他町村がこういろいろとやっております。だから、できれば、その利用代金等も、今後いろいろ経費がかかるでしょうけれども、自動振り込みにできるだけしてほしいというのが町民の声でありますので、その辺、予算が、先ほど課長が語る説明しましたけれども、こういう社会であります。年4回ということで、その辺はちょっと私も勉強不足で聞いていなかったもので、現況で行くか、今後の課題ということで一応、一般質問、町民の声ということで対応していただきたいと思う。

それで、こういう過疎地ということで、千葉日報、これが8月15日かな、ちょっと脱線するかもしれない。タクシーで荷物とか配達とかオーケーとか、そういう、いろいろこういう絡みのことが、大多喜町も過疎地域の記事に、千葉日報に出ていましたので、そういうもろ

もろの宅急便の問題とかもいろいろあるみたいだし、こういう新しい制度もあるので、その辺の対応を今後どうするか。町のほうは、ちょっとこれ今、言っちゃったので申しわけないんだけど、そういうことに対しても前向きに検討するかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対して、私のほうからお答えしたいと思いますけれども、今、初めて聞いたことでしたので、今のご意見を参考にさせていただいて、今後、こういう事業の展開をするに当たりまして、今のご意見を参考にさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 突然の質問で申しわけなかった。今後、高齢化社会で相当人数がふえると思うので、そういう事務的な処理も大変経費がかかるかもしれないけれども、うまくシステムを活用して自動振替にしていればという町民の要望をお伝えしまして、私の一般質問を終わりにします。

どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦勞さまでした。

以上で、吉野僖一君の一般質問を終了します。

---

#### ◇ 根 本 年 生 君

○議長（野村賢一君） 次に、4番根本年生君の一般質問を行います。

○4番（根本年生君） 根本です。一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

私は、今回、国が進めている働き方改革について、この趣旨等を含めて、町の考え方をお聞きしたい。それと、今、町も働き方改革を進めていると思うけれども、その辺のことを詳細に聞きたいと思っております。

政府は、働き方実行計画を作成し、長時間勤務の是正に向けて取り組んでいます。そこで、働き方改革を勉強するため、私も、正直、働き方改革ということについては余り知識がありませんでしたので、やはりこれは勉強しないといけないなと思ひまして、国のほうに行ってみりました。

国は、総務省自治行政局公務員部公務員課兼女性活躍・人材活用推進室を訪問し、2時間ほど意見交換をさせていただきました。こここのところは、地方公務員の働き方改革について、

一般の企業ではなくて地方公務員の働き方改革について、いろんな面で指導、研究を行っている部署でございます。

3人の方に熱心に対応していただきました。総務省の担当者からのご意見は、主に次のようなことでした。

長時間勤務の是正を初めとする働き方改革は、官民や国、地方を問わず、我が国の重要な政策課題であり、地方公共団体の皆様には、働き方改革について、地域社会をリードする役割をご認識いただき、このことは国の方も言うておられたんですけども、各企業に働き方を求める前に、やはり行政側がその辺をしっかりと対応していないと、企業にこういったことを求めたり、いろいろなことをすることはできないでしょうということ、強くおっしゃっていました。

続きまして、時間外勤務縮減等に向けた取り組みを一層推進していただきたい、特に職員の心身の健康や士気を確保する観点から、時間外勤務が多い部署や、職員、時期等について、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン、私も調べさせていただいたら、こういったものがいろんなところでもう配布されています。恐らく町のほうにもこれは来ているだろうという国のほうの見解でした。それに基づき、要因を的確に把握し、重点的に縮減方策を講じることが重要であるということでした。

なお、私、労働基準法にも無知なところがありますので、労働基準法も勉強させていただくために、茂原の労働基準監督署の基準監督官ですか、その方ともお会いし、いろいろ意見交換をさせていただきました。

また、千葉県の人事委員会の担当者にも、県としては、町をいろんな面で面倒を見るところというんですかね、指導監督するところだということを知っていましたので、そこにもお話を聞いてまいりました。ここに、私が相談に伺わせていただきました関係者の方々に心よりお礼申し上げます。

町では、町長のリーダーシップのもと、地方公務員法、労働基準法、労働安全衛生法、地方公営企業法等の関係法令を遵守しながら長時間勤務の是正を行いながら、職員の健康を確保するとともに、働きやすい職場環境を形成することにご尽力され、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うために、一生懸命努力しているものと思われま。本日、働き方改革について、議員の一人として、皆様と一緒に長時間勤務の是正に向けて努力できたらうれしいなと思っております。

ただ、私、まだまだこういった面は勉強不足です。皆さんは行政マンとして30年、40年も

たっているわけですから、恐らく地方公務員法とか労働基準法とかは、勤めた時から常に触れていることだと思われま。す。ですから、ぜひ私どもに、こういったことはこうなんだよということを指導していただけると非常に助かりますので、私も、皆様に迷惑をかけるような発言とか、認識の違いとか、あるかもわかりません。その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、質問に移ります。

最近、違法な労働勤務をさせたということで摘発された企業が見受けられます。一度摘発を受けると、企業イメージが大幅に下がるばかりでなく、企業そのものの存続問題にも発展する可能性があります。これは企業が摘発を受けたということですが、町、特に労働基準監督署が監督するところについても、こういったことがあると、町のイメージは大きく損なわれる。まして、今、町は非常な危機的状況になっておりますので、こういったことは絶対に避けなければならないと思っております。

また、その多くの原因は長時間労働であり、その結果、過労死あるいは精神的障害に追い込まれた社員がいることが判明し、摘発につながったものでございます。役場の庁舎は、前回、麻生勇議員のほうからも、労働時間、労働の勤務体制等について質問があったと思ひますが、やはり夜遅くまで、かなり遅くまで電気がついている。申しわけないけれども、うちのほうから役場の明かりは、こうこうといつも見えるような状況でして、ああきょうも10時までついているな、11時までついているなということは一目でわかる状況でございます。

つい最近の話として、与えられた業務量が多いため、月100時間を超える、何か聞くところによると140時間とか150時間勤務をしていたということも聞いております。大多喜町職員の中から、長時間勤務により体調を崩し、長期の療養を余儀なくされる職員を出すことは絶対にあってはなりません。

それで、今回の質問に関しては、できるだけ町長に答弁いただければと、前回、全員協議会の際に、課長とかの方々の意見は十分私たちも聞いたつもりですので、できるだけ町長に、その見解をお伺いできればと思っております。

町長、この件は、長時間勤務の是正については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 労働時間というのは、これは役所に限らず、恐らく日本の全産業で大変な問題であると思ひます。これはなかなか一朝一夕にしてすぐ解決できるものではないと思ひます。

ただ、やはり長時間労働をなくしていくという方向は、これはもうどこの企業でも、私どもの職場でも一緒なんですけど、進めていかなければならないことはもう事実でございます。ですから、そういったところに向けて、これから努力していかなければいけないと思っています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 続いて、長時間労働がもたらす弊害については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 長時間労働の弊害というのは、いろんなことが言われているんですが、やはり最終的には、能率の低下につながると思いますよね。そして、最終的には、やっぱり精神的なダメージは多く受けますので、結果的に年間を通しますと、決して効率がいいほうではなくて悪いほうに働くのかなと思っています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 町長も、長時間労働はいけないことだよという認識であるということを確認させていただきました。

そのほかにも、体を壊す、その人の本当に人材価値をなくすとか、家庭、職場の環境を乱すとか、いろいろあると思いますので、これについてはぜひみんなで努力して、是正する方向でいきたいと思っています。

私も、1年2年でできることではないと思っています。しかし、これは絶対にやらないんだという強い意識がないと、なかなか減るものではないと思っておりますので、先ほどの議員の答弁の中で、最後にいたし方ない場合は時間外で対応するという答弁がありましたけれども、そういった認識がある限り長時間労働はなくなるんですよ。何としてもやらないんだという認識でないと、じゃ、最終的には、時間外勤務で職員の方々、残った方でやろうという認識であれば、いつまでたってもなくなると思います。その辺は皆さんで強い意識を持ってやっていただければと思います。

次の質問に行きます。

大多喜町職員には、原則として労働基準法及び労働安全衛生法、地方公務員法が適用されます。一部除外規定もありますが、その際、具体的な勤務条件は、町の条例によって定められていると思いますが、その条例は、労基法及び関係法令の基準を下回ることがあってはなりません。また、それらの関係法令に反するような勤務状況は絶対にあってはなりません。



いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 根本議員もご存じのとおり、地方公務員である本町職員には、原則として労働基準法や労働安全衛生法が適用されます。しかし、地方公務員法では、地方公務員という職務の特殊性から、地方公務員の労働基準としてなじまない労働基準法の一部の規定、例えば労使が対等の立場で労働条件を決定するという労働基準法第2条の規定などを除外しております。また、労働安全衛生法の一部規定についても、地方公務員への適用を除外しております。

そのような中、地方公務員の具体的な勤務条件は、地方公務員法に基づき、地方公共団体の条例によって定められていますが、労働基準法及び労働安全衛生法に定める基準を下回ることがあってはなりませんし、職員が不利益を受けないよう、労働条件の改正に伴う町例規の整備は随時実施しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） こういう関係法令に違反するような法律違反に該当するような勤務状況は、絶対にあってはならないと思っています。これは、今現在、絶対にはないのでしょうか。先ほど言いましたように、一部除外規定があって、いろんな面で違う面もあるけれども、そういったものを含めて、勤務状況があるのではなかろうかと、私は、全部が全部とは言いませんけれども、あるのではなかろうかと。

今、私が言いたいのは、そういったことがあるんだよということを全員で認識しないと、なかなか前に進まないと思うんですよ。私、常日ごろ思っているのは、働く職員の方が、楽しく明るく士気旺盛に働いてもらわないと、町民の前に立っていろんな活動ができないと思っていますよ。やはり、皆さん、長時間労働を是正して、1時間でも早く家庭に帰ってもらって、心豊かな家庭生活を送っていただいて、それで先ほど教育の問題もありましたけれども、1時間でも早く家庭に帰って、小さい子供と接する時間をふやす、そして小さい子供と一緒に地域と触れ合う時間をふやす。教育委員会とかいろんなところで教育、一生懸命頑張っている、本当にうれしい限りです。しかし、家庭における教育、地域との教育、これも非常に大事です。それには皆さんが長時間労働をして、いつまでも役場に残っている、土曜日でも日曜日でも役場にいる、そういったことでは、正しい教育はできないと思っています。

教育長、やっぱり家庭とか、地域との触れ合いの中から教育は生まれることが多いと思いますけれども、それには長時間労働をやめて、早く家庭に帰って、家族と一緒に過ごす時間

をふやすことが非常に大事ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

教育長、どうでしょうか。突然の質問で、じゃ、いいです。通告していないので、いいです。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 家庭教育のことは、ちょっと私の範疇ではございませんので。議員のおっしゃるとおり、そのようなことがあってはならないことであり、職員が働きやすい職場の環境整備等に努めなければならないと認識しております。

町としても、このような長時間勤務による体調不良者あるいは療養者を出すことがないように、ワークライフバランスの実現に向けて各課で目標を定め、全庁を挙げて時間外勤務の縮減等、その実現に向けて各課で取り組んでいるところでございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。教育長、すみませんでした。つい熱が入っちゃって、家庭での教育とか、地域とのふれあいの教育が必要ではないかと、それには皆さんが、やっぱり早く帰ってもらって、家族との時間をふやすことがいい教育になるんじゃないかなろうかという思いで言いました。すみませんでした。

続きまして、行きます。

職員の労働状況を保護するため、所定の行政機関が監督権限を行使することになっていきます。大多喜町の職員についての労働基準監督機関は、どのような区分になっていきますか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） これにつきましては、根本議員もご存じのとおり、労働基準法及び労働安全衛生法においては、労働者の労働条件を保護するために所定の行政機関が監督権限を行使することとしています。

この機関を労働基準監督機関といい、一般的には都道府県労働局労働基準監督署等がこれに当たっております。ただし、地方公務員については、特別職の職員及び現業職員の場合は、民間の労働者と同様に労働基準監督署が労働基準監督機関になりますが、非現業職員、企業職員及び単純労務職員を除く場合については、人事委員会またはその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされております。

本町の場合は、人事委員会はありませんので、その職権の行使をつかさどる機関は町長となりますので、一般職の非現業職員は、町長が労働基準監督署にかわって、職員の勤務条件が守られるよう指導監督を行うこととなっております。

なお、本町職員についての労働基準監督機関は、現業部門、非現業部門によってその監督機関が異なります。具体的には、学校給食センター、各保育園、特別養護老人ホーム、環境センター、企業職員、下水道事業ですね、及び単純労務職員については、労働基準監督署が監督機関になります。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、議長、私は何分まででしたっけ。

○議長（野村賢一君） 45分まで。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

続きまして、行きます。

今のお話で、労働基準監督署が監督するのは現業のところ、それで一般の職員については、町長が要は監督する義務があるんだよと。

そこで町長にお尋ねします。

今の現状を見て、私の認識としては、多少なりとも違反に当たる部分があるのではなかろうかという思いでいます。町長は、今までどのような指導勧告、労働基準監督署によると、是正勧告書ですか、というのはちゃんと様式が決まっていて、それを出して、回答をもらう。多分、どこに出すかという、すみません、総務課の人事担当に出すのかわかりませんが、それはどのような、いわば指導勧告等を行ったことがあるのか。またあるとしたら、どのような形で行ったのか、お聞かせ願います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、大変前から、やっぱり私も町長になってから、勤務状況というのはこれは問題があるなというのは感じておりましたので、そのときから、もう常に早く帰るよう話をしております。

それで、特に課長会議で、やはり各課長に、基本的に残業が本当にどうしても必要なものについては、それは報告するよという、そういう課長会議では常に長時間労働についてはテーマとして話をしています。毎月1回課長会議をやっていますので、ただ毎回出しませんけれども、事あるごとに出すことにはしています。

あともう一つは、私は、私が帰る時間、大体5時15分が一つの基準なんです、5時半ごろになりまして、各課の職員のところには必ずまいります。早く帰りなさいということ、必ず私は歩いて回っています。ただ、なかなかそういうふうには言いながらも、皆さんは「はい、はい」と言いながらなかなか帰らないのが現実でございます。ですから、毎日のように私が

職員のところに行くというのは、そういうことがあるんですね。ですから、もう早く帰りなさいということは必ず指導しています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 町長も、一生懸命是正に向けて頑張っているということは重々うかがえます。しかし、国のほうに行くと、やはり一番重要なのはトップの姿勢だ、トップのリーダーシップだと。やっぱりそのリーダーシップを発揮していただいて、各課長、各職員に、絶対に長時間労働はいけないことなんだよという認識を持って、それで当然やらなくちゃいけないこともあるでしょう。それについてはもうできるだけしない方向で、中で効率を高めて、長時間労働をやらないようにしていただければと思います。

続きまして、総務省から、やはり労働時間の適正な把握のためにに関するガイドライン、これ、さっきも示しましたね。これ、来ていると思います。

この中で、やはり一番問題なのは、労働時間というのは何なんだということの定義のときに、使用者で労働時間といえどこれは管理するものなんだ、把握するものなんだ、労働時間を把握して、初めてそれからいろんなことが始まるんだよと。誰が何時にきて何時に帰ったかもわからない状況で、それが正しいか正しくないかわからない状況では先に進まないということも強く発言していました。

町のほうとしては、今どのような方法でこれを管理しているのか。それが適正なのか、お答え願います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 平成29年1月20日に、今、厚生労働省、監督署等から、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインが公表され、このガイドラインに沿った監督指導が実施されることとなりました。

町の職員の勤務時間につきましては、午前8時30分から午後5時15分までと定められております。これは原則で、例外的なところもちろんあるということをお願いいたしたいと思っております。

また、時間外勤務命令については、その内容を事前に所属長に届け出し、その成果を確認することや、当庁、退庁時間に係る出勤簿は、当該職員が記入し、その時間を所属長が毎日確認し、定時以外の時間はどのような事由があるのか等、労働時間の適正な把握、時間外勤務命令の適正な運用管理に努めているところでございます。

本ガイドラインに定められた措置を全て網羅することは困難な状況ではあると思われま

が、現状で取り組んでいる労働時間の管理を適正に進め、仕事量の管理につなげていき、適正な業務に係る労働時間の基準の策定を進めていけるようにしたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ぜひお願いします。

それと、次の質問の中で若干触れたいと思います。これは再度確認したいんですけども、町の服務規程の中に、時間外勤務は事前に所定の手続きをとって行うとあります。しかし、私が見受けるところ、所定の手続きをとらずに残業している。これは何も自分が好きでやっているわけじゃなくて、与えられた業務をやり遂げるために、町民のため、大多喜町のために残業をやっている方が100パーセントだと信じております。そういった場合に、命令に基づいてやる残業、残っているのと、命令はされていないけれども、どうしても自分がやらなくちゃいけないだと、皆さん真面目ですから、一生懸命ですから、残業代なくても一生懸命やりますよ。本当にうれしい限りですよ。

だけど、それを容認しては、本当に職員の方々の士気も下がってくるし、片や残業代もらいながら仕事をしている、片や残業代もなしに仕事をしている。ある人は遅くまで残業しているけれども、隣に座っている人はもう早くどんどん帰ってしまったりとかですね。

やはりそういった面で、残業やるときは、班とかで、グループとかで、隣が困っていれば一緒に手伝ってやる。皆さんも行政マンとして恐らく多くの方は10年20年いるわけですから、手伝ってやることもできると思うんですよね。だから、そういった姿勢をとって、やはりみんなで協力して、一人の人が困っていたらみんなの手伝う、チームとしてやる。もし班で、課で終わらなかつたら、隣の課から応援を頼む。

何か自分の仕事でなければ、申しわけないけれども、皆さん手伝ってやっていると思うけれども、中には、の話で聞いてください。本当に特定の人に負担がかかっている、そういったことは本当にあると思うんですよ。だから、そういったことも含めて、皆さんで長時間勤務は是正しましょうよということでやっていかないと、なかなかなくなる。

この質問の趣旨に移りますけれども、命令に基づかないでやった場合、これはどのような処置になるのでしょうか。処置というか、命令に基づかないでやっているわけですから、服務規程違反になるわけですよね。服務規程違反ということは、これは労働基準法の就業規則にも当たるわけですから、大変なことだと思いますよ。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 課を超えて行っている事務といたしましては、選挙事務だとか確

定申告の事務だとか、そういったものもあろうかと思っております。ただこの時間外勤務というのは、あくまでも上司からの命令で行うものだというので、その管理下において仕事をしているというのが大原則だというふうに認識しております。

ご質問の内容として、例えば、有事の際の勤務等なんかも想定されます。この場合は、行政組織規則や災害対策本部規程に基づく業務分掌の遂行であって、あらかじめ定められた業務に従事し、その業務を遂行しますので、労働時間に該当することになるかと思えます。

また、多分、どのような場合かは私も十分に把握はしていませんけれども、現実的にはその使用者の指揮命令下に置かれている時間ということになりますので、事前に届け出がなくても、例えば上司が不在でいる、その決裁権者の人が不在でいるとか、そういう場合は事後になる場合もあり得るのではないかとこのふうには考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） これは、明らかに命令に基づかないでやっている場合があれば、服務規程違反になるわけですから、これはぜひ皆さんで努力して管理職の方、職員の方、皆さんで協力しないとできないと思っていますので、皆さんで協力してぜひなくすように努力してもらいたいと思います。

続きまして、私もいろいろ調べさせてもらっている中で、統計調査とかそういった定期的に来る調査物以外に、国からの調査物、報告書の作成、これが非常に多いんだという声を聞いております。そこで、報告書の作成に費やす時間がどのくらいあるかということもちょっとお聞きしましたら、全体業務の1割か2割かな、多いときは3割ぐらいあるかなということをお聞きしております。

それで、やっぱり上記の件を聞くためにも国に行かなくちゃいけないと思って、国に行った原因の一つはこのことにあります。

要は、地方で働き方を変えろ変えろと言っても、国のほうからですね、こういったことを突然短期間のうちにやれって言われれば、皆さん通常の日常の業務があるわけですから、日常業務は日常業務で追われているわけです。職員も減ってきた中で、日常業務だけでも大変な状況の中で、こういった調査物が突然来る。それも短期間で来る。そうすると何をやるか。残業をしなくちゃいけないですね。土日、私もふらっと、用があって役場に来たときに、入って、やっている職員の方に聞くと、ほとんどの方はこの調査報告書のために来ているということなんです。

やはりこういったことをなくしてもらわないと、幾ら地方を変えろ変えろと言っても変え

られないよということを強く国のほうに申ししてきました。

そうしましたら、国のほうも、それは重々承知をされていてですね、統計調査以外の調査についてのあり方ということで、やっぱり総務省のほうで、これは官民を問わずいろんな苦情がきているそうです。負担が多過ぎる、日常業務の差し支えになる。ですから、こういったことも声を上げて、国に言っていけないといけないんじゃないかなろうかと思っていますので、何か調査物について、こういったものが不利益なんだよ、こういったものが問題なんだよということがありましたら、誰か答弁していただけると助かります。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 根本議員にご心配いただき、また総務省に強く意見を述べていただいたことに対して、感謝を申し上げます。

ただ、町の事務というのは、法定受託事務もちろんございますが、自治事務というのもございます。町独自で進めていかなければならないというのもございますので、全てが国から来ている事務ではないということで、ご認識していただきたいと思います。

この国・県からの調査につきましては、その時々社会情勢に係る調査など、年々詳細な回答を求めるものが増えております。法令で定められているいろいろな調査につきましても、研修調書や附属調査が年々増加しているところで、調査に対する意見としては、簡略化するように町としても要望しているところでございます。

一方、これらの調査は、行政の状況を細かく根拠を示すことにより、住民に業務の透明性の確保を図る上でも必要なことであり、重要な業務であることは否めません。法定受託事務か自治事務かによって、先ほども言いましたけれども、異なると思いますが、各担当者の所掌事務によっても変わりますので、事務の時間は短縮されますが、これだけにより長時間勤務が縮減されるかどうかは難しいのではないかなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今の課長の答弁のように、報告しなければならないものもあるでしょう。しかし、中には報告しなくても、しなくても言っちゃ申しわけないけれども、ちょっと簡単にやればいいものを、ですから、これは、各担当のところに、多分報告の書類がメールで来るんですよね。それは当然業務ですから、管理職の命令が必要ですよね。国からこういったものが来たけれども、これはやっていいですか、ああ、それはやれよと言われればやるわけですよ。しかし、課長もベテランですから、その辺の判断は十分つくんだと思うんですよね。これは余り、どうでもいいからじゃないけれども、やらなくていいよというようなこ

ともできるでしょうから。

さっき言いましたように、こればかりじゃないかと思えますけれども、小さなものを一つ一つ積み重ねることによって、皆さんの本当に、残業というかそういったものがなくなればいいなと思って言わせてもらっています。

次に行きます。

特別養護老人ホームの件、この間、全員協議会でもいろいろ、これ、ありました。内容については、前回の全員協議会で細かく説明させていただきましたので、内容についてはとにかく余り言わないようにします。

ただ、町長宛てに是正勧告書が提出されたということでございます。町長にこの是正勧告書が特老に届いたと、それで労働基準法違反の可能性があるとという指摘を受けたことについては、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） ただいまのご質問につきまして、特別養護老人ホームからお答えさせていただきます。

現在、施設では、大きく分けて4業種の職種がありますが、今回の指摘事項の主な内容としましては……

○4番（根本年生君） すみません、内容はいいです。この是正勧告書が出されたということについての見解を、非常に遺憾だと思っている、なぜ今までわからなかったのか、その辺のね、内容はいいです。こういった指摘を受けたという内容はいい。この見解だけ述べてください。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） このたび指導を受けたわけでございますが、これを機会に事業の見直しを行いまして、可能な限り早期に指摘事項の改善に努力をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 非常に大変なことだと思っております。

それで、いろいろまた調べていくうちに、やはりこれは特老だけじゃなくて、本庁の勤務体制にも問題がある、本庁の勤務体制にも労働基準法違反の可能性があるとということを、私、認識しています。

だから、本庁が変わらなければですね、特老は変わらない。これは、いろいろ先ほど答弁



いただきましたので、課長の答弁は結構ですので、町長、本庁が変わらなければ特老は変わりませんよね。本庁の勤務体制は、やはりぜひとも変えていただきたい。強い意思を言っていただけると助かります。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 役所の、こちらの一般行政事務と特別養護老人ホームというのは、若干事業会計で違いますので、働き方も内容が違います。ただ、どちらも、どちらができたからどちらができるという話じゃなくて、やはり一般行政事務は行政事務で、やっぱりしっかりと残業のないような、いわゆる長時間労働でないようにしていかななくてはなりませんし、老人ホームにつきましては、いろんな、今、課長の話にもありましたように、職種が幾つかありますので、全部当てはまるわけじゃございませんが、やっぱりそれは老人ホームは老人ホームとしてしっかりと長時間労働のないようにしていかなければいけないんですね。

ただ、全体で考えるときに、やはり老人ホームの場合は、人の命を預かっています。それで、あそこに入られている人たちの平均年齢がもう90歳に近づくんですね。ですから、ぐあいが悪いといったときに、それを放っておけないんですね。ですから、なかなか現実の問題としては大変なことがあります。

ただそれはそれとして、やっぱり長時間労働にならないような努力をしていくことはもう間違いないわけですので、しっかりとやってまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 先ほど、特老は大変な職場だというようなニュアンスの発言がありました。特老は確かに大変ですよ。人を預かっていて、それで高齢の方だからこそ、そういったところの労働環境は充実させてあげないと、働く職員の方は大変だということなんですよ。そういったところほど労働環境をちゃんと守ってやって、適切に休みがとれる、適切な労働時間を守る、そういったことをケアしてやらないと、そういったところで働く職員の方は余計大変になってくる。大変なところほど労働環境を守ってやる、それが必要だと思っています。

続きまして、行きます。

恐らく皆さんは、労働時間、長時間、何とか是正しなくちゃいけないということは既に認識していると思います。でも、恐らく皆さん、長い間行政マンやっていますから、なぜ減らないんだということは、多分、大体答えはわかっているんじゃないかなろうかと思っています。

私が考えるところ、まず戦略の多さ。やはり一つの戦略、一つの政策があると、それに伴

って残業がふえますよね、いろんな業務がふえますから。ですから、戦略をある期間、ずっと1年間同じようなことをやるのではなくて、集中的にこの問題は半年間でやろう、それでやり遂げる、計画も立てる、あとは実行する。じゃ、次、終わったら次の戦略を考える、それを実行する。

やはりいろんな戦略が、私が思っているところでは、多過ぎる。果たしてこれで、申しわけないですけども、皆さん能力があるからできるかもわからないけれども、恐らく手に余るものもあるんじゃないかなろうかと思っていますので、戦略の見直し。あと長時間労働を評価する職場風土、事務分担、当然忙しい人、暇な人出てきますから、その辺の不公平感とか、あとは申しわけないけれども、管理職の皆様のリーダーシップ、要は管理職の皆さんの仕事の配分というんですかね、職員の方がどのような仕事を今持っていて、どのように忙しいのかということ把握することによって、優先順位をつけてやる。残ってやっていけば、いやこれはもう少しあとでいいからこの仕事を先にやりなさいよとか、そういったことをやってやる。やはりみんなで考えて、悩み、行動することによって、長時間勤務をできるだけ縮減し、職員の皆さんが健康で、職務に専念できる環境を整え、公務員本来の役割を果たせるよう努力すべきだと思います。

私、今回この問題を取り上げたのは、私が考えるところ、今、町の事業で町民の協力なしに成功させる事業は一つもないと思っています。一つの事業を起こしたときに、町民の協力がどれだけ得られるか、それが非常に重要だと思っています。ですから、皆さんには、長時間労働をやめて、夕方もきっちり帰ってもらって、そして、私、前にも言いましたように、地域の一員として、いわば地域のために住民と触れ合う機会をふやしてほしいんです。

今、役場の皆さんに聞いても、いや、そういったことを言っても町民の方はなかなか動いてくれないよとか、なかなかやってくれないよとあってあると思いますけれども、それをいきなり行ってやってくださいと言っても、それはやってくれるわけないのでですね、ふだんどのように町民とつき合うのか、町民のために役場の職員の方が頑張って親切丁寧に物事やっていくのか。役場の庁舎に来たら親切丁寧に教えてやる、地域に帰れば地域の一員としてお祭りの役員とかにもなることもあるでしょう。いろんなボランティア活動にも参加することもあるでしょう。そういったところに入って、地域とともに活躍する職員になっていたでいて、そこから住民との信頼関係をつくって、それで行政を行っていく。今見ていると、町民に任しちゃうと、あと手を引いていいんだよというような、そんな考え方がちらちらうかがえるような気がするんです。

ですから、町民とともに汗を流す。そのために長時間労働をぜひ是正していただいて、皆さん、今、地域に行って活動しろと言っても、今の環境では残業が多い、土日も休みなく働いている、家庭サービスもしなくちゃいけない、そういった状況の中で、なかなか地域に出かけることはできないでしょう。ですから、まず、そういったことができる職場環境を整えてあげることが非常に大切ではないかというように思って、今回これを取り上げさせていただきました。

みんなで長時間労働を是正して、皆さんが生き生きと明るく過ごせて、そして地域の中に入って行って、地域の住民とともに歩む大多喜町をつくりたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 議員の言われていることはよくわかるんですが、現実問題はね、本当にそんな簡単な話ではなくて、この行政職の中でも、やっぱりいろんなものがあるわけですよ。その健康福祉課については、やっぱりお年寄りの問題があって、そこからお話を聞きに行く、そうすると、じゃ、時間で帰ってこられるか。帰ってこられないこともあるわけですね。

これは、それぞれの課、産業振興にしたって、今言ったように、皆さんがみんな協力してくれる人ばかりがいれば、それは一番楽ですけれども、それはなかなか職員も大変ストレスを感じるようなご相談もいっぱいあるわけですよ。ですから、それはそういうことを乗り越えていかなければいけないことは事実なんです。でも、現実問題は、そういった問題がたくさんありまして、町民だって全部等しく同じ人じゃありませんので、本当に幅があります。ですから、そういったことにどう対応するかという、こういった問題もありますので、これはまたそういうことを踏まえて、我々もどういう対応をしていくかということは間違いなく、今言いましたように、長時間労働というのは、これはなくしていかなければいけないことは事実でございますので、そこに向けてはみんな目標は一つでございます。ですから、アプローチの仕方はいろいろあるかと思いますが、とにかくそこに向けて強い決意を持って進めていくということでございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、町長の言うように、非常に難しい問題も含んでいると思います。しかし、今言えることは、町の職員の数もどんどん減っていく、税収も減っていく、住民のニーズも多様化していく、その中で行政サービスを行っていくには、町民の力をかり

ないとできないんですよ。それは皆さんもよくわかっていると思います。それにはどうするのかということは今から考えていかないと、人口はどんどん減る、税収が減る中で、やはり町民とともに歩いていくしか、協力を得られるものは協力をしてともにやっていくしかないでしょう。

いや、できるというならいいですよ。できないんですよ、どう見ても。ですから、今から町民との信頼関係を得るにはどうするのかということ常々頭において、机に座っていることも大事でしょうけれども、それ以上に、外に出て行って、町民が今何を考えて、何を思っているのか、そういったことをじかに聞く、そしてともに行動する。そういった体制を整えていかない限り、皆さんのところに来る苦情とかそういったものは一切減らないでしょうし、皆さんがまた苦勞するだけだというふうに思っておりますので、ぜひ町民とともに活動する団体というか、行政になっていただければと思います。

以上でこの件は終わります。次があるものですから。

続きまして、品川行き的高速バスの件、この件について、時間までやりたいと思います。

町では、人口減少を解消するため、町に居住しながら通学通勤できるようにするため、また移住者、観光客の増加を見込んで高速バスを運行しており、その赤字分を全額町が負担しています。

高速バスを運行させて、もうすぐ12月で2年になります。当初、町が町民に約束した内容では、平成32年3月31日までに黒字化にすることでした。しかし、今現在、黒字化になる見通しは立っていないと思われま。

私も議会活動を行う中で、できるだけ地域活動に積極的に参加し、町民と町政の件について意見交換をする中で、多くの町民の方々から言われることは、高速バスの黒字化の件です。そのうちの大多数の人たちからは、黒字化は無理ではないかという意見をいただいております。私も、このままでは、今までの伸びとかいろいろ見ていると、たしか黒字にするには平均14人とか15人の乗車が必要だということを伺っています。しかし、今現在4人ちょっとですかね。大変厳しい状況であると思っております。その件で伺いたいと思っております。

平成32年3月31日までに黒字にするという自信はありますか。

(「31年」の声あり)

○4番(根本年生君) 31年ですか。そうですか。間違ったら訂正してください。

黒字化にする自信があるとしたら、それは何パーセントですか。100パーセントですか、それとも半分は無理だなと思っているのか、いやほとんど無理だろうなと思っているのか、

その辺の見解を伺わせてください。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 品川行き高速バスの件についてということで、企画課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、平成28年度の高速バスの利用実績が1日平均36人で、年間利用客が1万3,148人ということになりました。これは計画年間利用客1万6,079人と比べ、2,931人の減でございました。収支面では、6,332万4,000円を計画しておった補助額に対しまして、6,346万5,000円の実績となりまして、計画に対しまして14万1,000円の補助金増額となる見込みでございます。

なお、この数値につきましては、6月議会での報告数値と変わっておりますが、その理由につきましては、事業者からの実績報告が先般提出されまして、その額がある程度確定したことによるものでございます。

また、直近の乗車データを見ますと、7月末の1日平均利用客は52人となっております。昨年度の同時期までの累計利用客は3,810人という数字でしたが、今年度は6,431人となっております。今現在、約1.7倍の利用増となっている状況です。今後もこのような状況で利用客が増加していただけることを期待しておりますが、現段階では、計画目標に向けた利用増に向けての努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 努力してもらうことは、本当に努力してもらわなくちゃいけないと思っていますよ。1億5,000万円の基金を使っているわけですから。

ただ、私が今聞いたかったのは、今のままでいって、今のままの状況で努力して、黒字にする自信はありますかということを知りたいんです。細かい内容はいいです。今のままでいって、平成31年ですか、私、32年で書いたけれども、31年なんですかね。32年でいいですか。

○議長（野村賢一君） いいそうです。

○4番（根本年生君） ですから、黒字にする自信がありますかということを知りたい。率直な意見でいいですよ。私が聞いたところでは、多くの町民は、ほとんどの方が難しいんではなかろうかと危惧しているんですよ。やめろとかどうのこうのじゃないですよ。心配しているということなんですよ。その辺はどうですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 自信があるとかそういうことじゃなくて、我々は当初立てた目標に向かって全力で努力をするということでございます。今はまだ2年たちませんが、とりあえず一つ一つ、今は目標に向けて努力しています。

目標を下げるということは、私どもはなくて、やはり当初立てた目標に向かって、職員も一丸となっている形でどうやったら乗っていただけるか、またどうやって皆さんに知っていただくかということで、実際に乗っていただいた方については、本当に、町長便利だね、非常に東京が近くなったということでは言われていますし、また学生さんでもありますね、だんだんに乗るようになって、大学に通っていただいています。また通勤者もいますのでね、これから徐々にそういった方が、いわゆる定期的に乗る方をどんどんふやしていくという形で、また進めていきたいと思っています。目標というものは、あくまでも目標として努力していきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、努力することはこれは当然のことだと思っていますよ。一生懸命やってもらわなくちゃ非常に困ります。

ですけれども、黒字にするということで約束をしているので、今、現に計画より落ち込んでいるわけですから、もし黒字にするという目標は下げないんだということであれば、もう2年たつ、中間年ですよ。当初示した計画とかなり違ってきている部分もあるでしょう。当初、ゴルフ場のお客を何人にします、観光客を何人にします、通勤の方を何人にします、だから黒字になりますという計画表を出して、黒字化になるということでやっているわけですから。もし黒字化になる、私もぜひ黒字化になって継続させてもらいたいと思いますよ。それには、やっぱり計画の見直し、当初のやった計画を見直して、いやゴルフ場のお客をふやさうと思ったけれども、なかなかふやせないから次に行こうとか、どうしようとかという、計画の見直しが必要でしょう。

私は毎年やってもらいたかったけれども、中間年の、2年たつわけですから、もう一度計画を見直して、黒字になるんだということを発表して、町民に納得してもらおう。ああ、こういったことをやれば黒字になって大多喜町も活性化するんだなということを出していかないと、今から計画をもう一度練り直さないと、根本から、だめだと思いますよ。

それで、ちょっと時間がないので、次の質問も一緒にやります。

ですから、私の意見としては、もう黒字化ということは一回取り下げるといえるか、ちよっ

と後ろに引く。高速バスの品川行きが出ることによって、地域がこれだけ活性化するんだよ、人口がこれだけふえるんだよ、税収がこれだけ上がるんだよ、企業の誘致がふえるんだよ、ということをもっと前面に出して、そういった青写真をつくって、ですから、黒字化は難しいかもわからないけれども、走らせることによって町がこれだけ活性化するんだよということをもっと前面に出してやらないといけないんじゃないですか。

ですから、今、赤字だから多分、たけゆらとか中野とか老川とか走らせられない。当然、向こうから走らせてもそんなに人数がふえるとは思わないですからね。だから、黒字にするためだから走らせないというような、そういうような答弁もあったと思います。何人乗るかわからない限り。

だけれども、大多喜町の活性化を図るためには、たけゆらの里、中野、老川まで走らせて、向こうの人たちにも大多喜町に住んでよかったな、高速バスも来てくれて助かるな、ということをもっと大多喜町全員で享受するような形、だからそれは黒字にするということがあるとなか中できないんですよ。だから、それを走らせることによって、大多喜町が活性化するためにやっているんだということを出して、少しそちらのほうに重点を置いて、黒字化ということは一旦後ろに下げたらどうですか、と思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まだ、計画に50パーセントまで、いわゆる道半ばなんですよね。今から、もうその全ての計画を取り下げろという話にはなりませんのでね。

私どもは、もう既にことしの3月ですか、これからまた来年度の交渉をするわけですが、やっぱり1年こうやりながら、やっぱりあの問題をこうしたらいい、いろいろと計画は常に変えています。ですから、今これからまた来年度に向けてのものは、事業者と交渉するわけです。

ですから、今お話にもありましたたけゆらの里、あるいは老川につきましても、先般も蛍ウオッチングに京急の社長また専務の鬼頭さんも来ていただきました。それで、そのご相談も、社長から言われたのもですね、いや町長、老川まで一部入れたらどうかと。それは燃料費だけでもいけるんだということで、だから、それは乗客がどういうふうになるか、観光客の問題もあるだろうから、ちょっといろいろ検討しましょうよというご提案も受けていますけれども、その都度、我々もどこでどういうふうに乗るかということはやっていないわけじゃないんです。ローリングしているんです。

ですから、この計画に向けて我々は最後までやはり努力していく。それで一回決めたもの

をずっと走るんじゃなくて、その都度ローリングしていきます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今、町長のほうからも、黒字にするんだという強い答弁があったと思っています。

ですから、黒字にするには、やはり今ローリングして計画の見直しもしているということですから、ここで一回、その計画案を再度出したらどうですか。要は、当初の計画と今これだけ相違している。だけれども、この相違している分はこういった方策で黒字にするんだよと。2年間ですから、ローリングしているということなんですから、その計画をいま一度議会のほうに示してもらって、それで黒字化になるんだと。

議会としても、この高速バスを走らせることについては賛成しているわけですから、何としてもこれも黒字化にさせてもらわなくちゃいけない。そのために、中間年である程度計画の見直しをして、このままでいいということならそのままでもいいかもわからない。しかし2年たったので、いろんな面で修正の面が出てきているはずですよ。それをいま一度計画をつくり直して、白紙にしろということじゃないですよ、修正して議会に示したらどうでしょうか、町長。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） もう既にことしの4月、オリブでとまっていたものを大多喜駅まで延ばしましたね。こういうことなんですよ。ですから、全体の数字がどうこうって変える話じゃありませんから。

やっぱりいかに人を乗せるかということになりますと、もっととまる場所をどうするかという問題もあります。今回3月で見直してありますのは、大多喜駅まで入れて、やっぱり人がふえたということも事実であります。今度はその次に、今出ましたように、じゃ、たけゆらまで延ばしたらどうなんだという話なんですよ。全体の数字を、じゃ、もっとふやさうかなんていう話にはなりませんから。やっぱり人を乗せることがまず前提ですから、黒字にしていくために。そのためにどういうふうに今の路線を延ばしていくかという話だと思いますよ。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、今言ったように、大多喜まで今度、通りました、じゃ、次は何やるんだという計画を発表してくださいよ。それは予定ですから、当然修正もあるでしょう。だから、今こういったふうを考えているんだよという予想をですね、計画をぜひ立て



てもらいたい。示してもらいたい。

今考えていることを整理して、当然いろんなことを考えているわけでしょうから、ローリングしているということですから。ゴルフ場のお客は少ないけれども、じゃ、今後こうやってふやしますよ、観光客こうやってふやしますよ、新しい政策があるはずでしょうから。それをもう一度示すことは可能じゃないですか。それにつけて努力する。だからその計画を示してくださいと言っているんですよ。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） あのね、例えば、路線をちょっと変えるといったって、6カ月以上かかるんです。6カ月以上かかって、その間6カ月の間に話し合うんです。ですから1年かかるんですよ、路線を変える一つだって。

大多喜駅へ入れるのだから、実はもう10カ月かかっているんです。それは運転手のやりくりとか、結局今の体制の中で運転手が、いわゆる休憩時間というのが、事故の後、非常に厳しくなっています。ですから、1人の運転手が来たら、どれくらい休ませるかというのは非常に厳しいんです、今。ですから、そうすると、運転手をふやしたら余計お金がかかるわけでしょう。ですから、それはバス会社ともいろいろ話をして、やはり変えるのに1、2年かかるんですよ。当然申告するわけですね、国土交通省に。それはやっぱり4カ月以上前に申請しなきゃいけない。それまでにつくるわけですから。今、だからまさにバス会社と交渉している最中です。バス会社がそれはだめだと言ったら、なかなかそこにはいきませんのでね。だから、そういったことを今相談をしながら、じゃ、この路線で行きましょうという話になれば、また皆さんにお話をするわけですよ。

○議長（野村賢一君） 時間ですので速やかにお願いします。4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ぜひ町民の方は非常に心配していますので、安心させる意味でも、こういう計画に基づいてやっているんだということを、ぜひ議会の前に発表していただければうれしく思います。よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） これで、根本年生君の一般質問を終了します。

---

### ◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

あす7日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

(午後 4時47分)

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

( 第 2 号 )

平成29年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

平成29年9月7日(木)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	西郡栄一君	企画課長	米本和弘君
財政課長	君塚恭夫君	税務住民課長	和泉陽一君
健康福祉課長	西川栄一君	建設課長	野村一夫君
産業振興課長	吉野敏洋君	環境水道課長	山岸勝君
特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君	会計室長	鈴木久直君
教育課長	古茶義明君	生涯学習課長	宮原幸男君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 吉野正展 書記 金杉孝枝

議事日程(第2号)

- 日程第 1 報告第 5 号 債権放棄の報告について
- 日程第 2 報告第 6 号 債権放棄の報告について
- 日程第 3 議案第 4 1 号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4 2 号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 5 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度大多喜町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 6 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 4 7 号 平成 2 9 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 4 8 号 平成 2 9 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 4 9 号 平成 2 8 年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 1 2 議案第 5 0 号 平成 2 8 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 1 3 議案第 5 1 号 平成 2 8 年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 1 4 議案第 5 2 号 平成 2 8 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 1 5 議案第 5 3 号 平成 2 8 年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 1 6 議案第 5 4 号 平成 2 8 年度大多喜町水道事業会計決算認定について（提案説明）
- 日程第 1 7 議案第 5 5 号 平成 2 8 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について（提案説明）
- 日程第 1 8 報告第 7 号 平成 2 8 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

- 日程第19 報告第 8号 平成28年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第20 報告第 9号 平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について
- 追加日程第1 発議第4号 議案第44号平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）に対する付帯決議について

---

### ◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。

きのうの会議に引き続き、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいります。よろしくをお願いします。

---

### ◎報告第5号の上程、説明

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、報告第5号 債権放棄の報告についてを議題とします。

本件について、報告を願います。

教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それでは、報告第5号 債権放棄の報告についてご説明申し上げます。

議案つづりの1ページをお開き願います。

初めに、報告の概要についてご説明させていただきます。

今回、放棄した債権は学校給食費で、昨年4月1日から施行しました大多喜町債権管理条例の規定により、ことし3月31日に債務者11人、件数140件、63万9,028円の債権を放棄したものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

報告第5号 債権放棄の報告について。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

- 1、放棄した債権の名称、学校給食費。
- 2、放棄した債権の件数、140件。

3、放棄した債権の金額、63万9,028円。

4、放棄した時期、平成29年3月31日。

5、放棄した債務者ごとの金額、調定年度及び件数、放棄した事由でございますが、初めに表の一番右の列の放棄の事由について、ご説明させていただきます。

こちらは、大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定は、町の私債権の放棄ができる事項を、第1号から第7号まで定めております。

今回の債権放棄は、第1号に規定します時効期間が満了しているため、第2号に規定します債務者が生活保護法の規定により保護を受けている、またはこれに準じた著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であるため。

3番目に、第4号に規定する債務者が死亡、失踪、行方不明等で徴収の見込みがないためという3つの事由によりまして、債権を放棄したものでございます。

それでは、続きまして放棄事由以外について、債務者ごとに放棄の金額、調定年度及び件数の順に説明させていただきます。

債務者1、11万4,940円。平成13年度から平成15年度までの3年間、24件。

債務者2、7万5,220円。平成18年度から平成22年度までの5年間のうち4年間、17件。

債務者3、1万3,589円。平成17年度から平成19年度までの3年間、4件。

債務者4、2万5,820円。平成22年度の1年間、6件。

債務者5、6万9,860円。平成18年度、平成19年度の2年間で16件。

次のページをお願いいたします。

債務者6、10万2,369円。平成13年度、平成14年度の2年間で22件。

債務者7、4,640円。平成18年度の1年間で1件。

債務者8、8万3,810円。平成15年度、平成16年度の2年間で17件。

債務者9、6万3,240円。平成17年度、平成18年度の2年間で15件。

債務者10、5,220円。平成19年度の1年間、1件。

債務者11、8万320円。平成17年度から平成20年度の4年間のうち3年間で17件。

以上、合計で63万9,028円、140件の債権を放棄したものでございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（野村賢一君） これで、報告第5号 債権放棄の報告についてを終わります。

---

◎報告第6号の上程、説明



○議長（野村賢一君） 日程第2、報告第6号 債権放棄の報告についてを議題とします。

本件について、報告を願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） それでは、報告第6号 債権放棄の報告について、ご説明申し上げます。

議案つづり3ページをお開きください。

初めに、概要につきまして説明させていただきます。

今回、放棄した債権は水道料金で、昨年4月1日から施行した大多喜町債権管理条例の規定により、ことし3月31日に債務者数26人、件数94件、金額121万308円の債権を放棄したものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

報告第6号 債権放棄の報告について。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

- 1、放棄した債権の名称、水道料金。
- 2、放棄した債権の件数、94件。
- 3、放棄した債権の金額、121万308円。
- 4、放棄した時期、平成29年3月31日。
- 5、放棄した債務者ごとの金額、調定年度及び件数、放棄した事由。

初めに、表の一番右の列、放棄の事由につきましてご説明させていただきます。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定は、町の私債権の放棄ができる事項を第1号から第7号まで定めておまして、今回の債権放棄につきましては、第2号、第3号、第4号事由に該当するものでございます。

なお、第2号に規定する事由は、債務者が生活保護法の規定により保護を受けている、またはこれに準じた著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であるため。

また、第3号に規定する事由は、破産法第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権についてその責任を免れたとき。

また、第4号に規定する事由は、債務者が死亡、失踪、行方不明等で徴収の見込みがないためという3つの事由により、債権を放棄したものでございます。

それでは、放棄事由以外につきまして、債務者ごとに放棄の金額、調定年度、件数の順に

説明させていただきます。

債務者 1、2万5,406円。平成22年度、3件。

債務者 2、2万6,375円。平成22年度、3件。

債務者 3、3,610円。平成22年度、1件。

債務者 4、1万830円。平成22年度、3件。

債務者 5、2,850円。平成22年度、1件。

債務者 6、2万1,660円。平成22年度、6件。

債務者 7、5万7,826円。平成22年度、3件。

債務者 8、1万272円。平成22年度、2件。

債務者 9、3万1,294円。平成22年度、4件。

債務者10、1万6,700円。平成22年度、2件。

債務者11、7,220円。平成22年度、2件。

債務者12、3万260円。平成22年度、1件。

次ページをお願いいたします。

債務者13、7万9,824円。平成22年度、3件。

債務者14、7,220円。平成22年度、2件。

債務者15、2万1,660円。平成22年度、6件。

債務者16、3,800円。平成22年度、1件。

債務者17、17万4,972円。平成22年度、6件。

債務者18、7万5,002円。平成22年度、6件。

債務者19、3,610円。平成22年度、1件。

債務者20、1万9,352円。平成22年度、2件。

債務者21、22万8,396円。平成22年度、6件。

債務者22、7万104円。平成22年度、6件。

債務者23、1万3,537円。平成22年度、4件。

債務者24、3万2,178円。平成22年度、6件。

債務者25、10万9,684円。平成21年度から22年度で9件。

債務者26、12万6,666円。平成22年度、5件。

以上、合計で121万308円、件数94件の債権を放棄したものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（野村賢一君） これで、報告第6号 債権放棄の報告についてを終わります。

---

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、議案第41号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（野村一夫君） それでは、議案書5ページをお開き願います。

議案第41号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本文に入る前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が施行され、公営住宅法施行令及び公営住宅施行規則の一部が改正され、平成29年7月26日に施行されました。

改正の概要といたしましては、公営住宅建てかえ事業における現地建てかえ要件の緩和、高額所得者の明け渡し請求の条例委任及び認知症である方の収入報告義務の免除について改められました。

それに伴い、法令の条項に変更がありましたので、本町の町営住宅設置及び管理に関する条例の条文において、当該法令を引用していることから、改正を行うものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条中「公営住宅法施行規則第10条」を「公営住宅法施行規則第11条」に改める。

第12条中「公営住宅法施行規則第11条」を「公営住宅法施行規則第12条」に改める。

第14条中「公営住宅法施行規則第8条」を「公営住宅法施行規則第7条」に改める。

第38条及び第39条中「令第11条」を「令第12条」に改める。

附則。

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第4、議案第42号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(和泉陽一君) それでは、議案第42号についてご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由を説明させていただきます。

現在、千葉県町村会で行っている軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付事務が、平成30年4月1日から千葉県市町村総合事務組合へ移行するため、千葉県市町村総合事務組合の規約を改正するものです。

規約の一部改正につきましては、関係市町村の協議により改正する必要がありますので、その協議について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第42号 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約。

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

第16号、軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付。

こちらにつきましては、軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付事務を、千葉県市町村総合事務組合同で共同処理する事務に加えるものです。

別表第2に次のように加える。

これは、この共同処理を行う構成市町村を示したものです。

次の8ページになりますけれども、この規約は平成30年4月1日から施行する。これは、共同処理を開始する時期を示したものになります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第5、議案第43号 平成29年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 議案第43号の説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。

平成29年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,606万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,737万3,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものです。

次に、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により、補正予算の説明をさせていただきます。

14ページ、15ページをお開きください。

2、歳入。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目3農林水産業費負担金48万2,000円の増額補正は、小土呂荒関ため池の補修工事に係る地元負担金でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金81万8,000円の増額補正は、平成28年度児童手当の実績による追加交付金でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金57万3,000円の増額補正は、マイナンバーカードの記載事項の充実に関するシステム改修費用に対する補助金でございます。

目2民生費国庫補助金12万9,000円の増額補正は、法改正に伴う障害者総合支援システム改修費用に対する補助金でございます。

項3国庫委託金、目2民生費委託金25万8,000円の増額補正は、制度改正に伴う年金シス

テム改修費用に対する交付金でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金3,758万9,000円の減額補正は、本年の議会定例会6月会議の平成29年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）で予算措置をした、小規模多機能型居宅介護施設整備への交付金を、施設整備の取りやめにより減額するものでございます。

目4農林水産業費県補助金101万3,000円の増額補正は、弓木地先で実施する森林整備事業で間伐材の搬出業務に係る追加費用に対する補助金の増額でございます。

款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金3,100万円の増額補正は、7月末現在でふるさと納税が3,400万円を超過しましたので、今後の推移を見込み計上しました。

款18繰入金、項1基金繰入金、目2ふるさと基金繰入金1,890万2,000円の増額補正は、ふるさと納税の増額見込みに係る返礼品等の事務費に充てさせていただくものです。

目12定住化基金繰入金617万8,000円の増額補正は、定住化対策事業で購入する船子地先の分譲予定地の購入費用に充てさせていただくものです。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金3,621万9,000円の増額補正は、収支の均衡を図るため計上させていただきました。

次のページをお開きください。

款20諸収入、項5雑入、目2雑入808万4,000円の増額補正は、小土呂荒関ため池補修工事に係る全国土地改良事業団体連合会からの交付金と、平成29年3月26日執行の千葉県知事選挙委託金の精算分及び平成28年度交付した入学準備金の返還金でございます。

次に、歳出ですが、今回の補正予算では職員の人事異動に伴う増減がございますので、初めに給与費明細書で説明をさせていただきます。

36ページ、37ページをお開きください。

給与費明細書。1、特別職の表。

区分の欄。比較の款、長等の項、期末手当67万1,000円の減、共済費3万1,000円の減は、本年4月1日に新教育長の任命により、支給基準の在職期間が短くなったことによる減額でございます。

次のページをお開きください。

2、一般職。1号総括の表。

区分の欄。比較の項は給料2,285万7,000円の減額。職員手当774万8,000円の減額。共済費102万4,000円の増額で、合計2,958万1,000円の減額でございます。

職員手当は、次の職員手当の内訳の表のとおりで、時間外勤務手当の増額は町道改良事業の増額でございます。

その他の手当につきましては、対象職員の増減等によるものでございます。

共済費の102万4,000円の増額は、人事異動に伴う減額144万5,000円と、地方公務員等共済組合法の長期給付等に係る追加費用246万9,000円の増額の合計でございます。

以降の表については、説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書により歳出を説明させていただきますので、18、19ページをお開きください。

### 3、歳出。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費528万9,000円の増額補正は、人件費の増額と議会車の購入費用でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費679万3,000円の増額補正は、人件費の増額でございます。

目2 文書広報費145万8,000円の増額補正は、マイナンバー制度のオンライン利用に伴う特定個人情報の安全管理措置に対する業務委託でございます。

目4 会計管理費6万4,000円の増額補正は、支払い通知用の印刷費でございます。

目5 財産管理費17万5,000円の増額補正は、本庁舎入り口のスロープの改修でございます。

目6 企画費6,783万3,000円の増額補正は、定住化対策事業で購入予定の船子地先の分譲予定地の購入費用と、ふるさと基金への積み立て、次のページをお願いします、地域公共交通対策事業のいすみ鉄道基盤維持補助金、ふるさと納税事業の返礼品及びシステム使用料でございます。

目7 電子計算費9万2,000円の増額補正は、業務データ保存用の共有ファイルサーバーの増設ハードディスク購入費でございます。

目8 諸費、44万1,000円の増額補正は、防犯灯新規5灯の設置工事と、平成28年度未熟児養育医療費等国庫負担金を実績により還付するものでございます。

項2 徴税费、目1 税務総務費696万5,000円の減額補正は、人件費の減額でございます。

目2 賦課徴収費1,042万7,000円の増額補正は、パソコン更新に伴うシステム設定委託料、町全域の航空写真データの作成委託料、徴収事務に係る臨時職員の賃金等でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費101万1,000円の増額補正は、人件費の増額と印鑑登録証の印刷費用、マイナンバーカードの記載事項の充実に関するシステム改修



委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

項 5 統計調査費38万5,000円の増額補正は、人件費の増額でございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費144万7,000円の減額補正は、人件費の減額のほか、法改正による障害者総合支援システムの改修費と、国民健康保険特別会計繰出金の変更でございます。

目 2 国民年金費42万7,000円の増額補正は、人件費の増と制度改正による年金システムの改修費用でございます。

目 5 介護保険事業費3,824万6,000円の減額補正は、介護保険特別会計繰出金の減額と、歳入で説明させていただいた、小規模多機能型居宅介護施設整備の取りやめによる交付金の減額でございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費2,242万2,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

次のページをお願いします。

目 4 児童福祉施設費397万5,000円の増額補正は、人件費の増額のほか、みつば保育園の防災用発電設備修繕料と、同じくみつば保育園の業務用冷凍庫の購入費用の増額及び建築物定期調査委託料の減額でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費68万2,000円の減額補正は、人件費の減額でございます。

目 2 予防費37万4,000円の増額補正は、職員の産休、育休に伴う臨時職員の賃金でございます。

目 3 環境衛生費3,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額でございます。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費443万4,000円の減額補正は、人件費の減額と、職員 1 名減による臨時職員の賃金、社会保険料の増額が主な内容でございます。

次のページをお願いします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費30万1,000円の増額補正は、人件費の増額と、パソコン更新に伴う農家台帳システムの設定変更委託料でございます。

目 2 農業総務費718万3,000円の減額補正は、人件費の減でございます。

目 3 農業振興費27万円の増額補正は、パソコン更新に伴う農業振興地域管理システムの設定変更委託料でございます。

目5 農地費892万4,000円の増額補正は、基幹農道平沢地先の落石防止等に係る経費と、小土呂荒閑ため池整備補修工事及び下大多喜土地改良区の用水路改修補助金でございます。

目6 農業施設費154万5,000円の増額補正は、味の研修館の真空包装機の購入でございます。

項2 林業費、目1 林業総務費10万9,000円の増額補正は、人件費の増額でございます。

目2 林業振興費101万4,000円の増額補正は、弓木地先で実施する森林整備事業で間伐材の搬出作業に係る追加費用の増額でございます。

目3 大多喜県民の森運営費61万3,000円の増額補正は、人件費の変更と、次のページに続きまして、県民の森キャンプ場の浄化槽の清掃手数料でございます。

次のページをお願いします。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費457万8,000円の増額補正は、人件費の増額でございます。

目2 商工業振興費1万7,000円の増額補正は、商い資料館の掃除機の購入費用でございます。

目3 観光費267万7,000円の増額補正は、町営駐車場の領収書の印刷経費、やまびこセンターの浄化槽清掃手数料及び小沢又地先にある仮設トイレの撤去経費、中野七面山展望公園通路の復旧工事、観光本陣の自動ドアの修繕料などでございます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費105万5,000円の増額補正は、人件費の減額と道路台帳更新業務委託料でございます。

目2 登記費355万円の減額補正は、人件費の減額でございます。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費311万8,000円の増額補正は、建設課ダンプの修繕料と、次のページにいきまして、車両借り上げに係る運搬手数料、小苗地先の測量委託料、油圧ショベル等作業用車両の借り上げ料、草刈り機の購入経費でございます。

目2 道路新設改良費1,339万2,000円の増額補正は、人件費の増額のほか、町道新坂泉水線ほか2路線の用地測量業務の増額補正でございます。

項4 住宅費、目1 住宅管理費158万8,000円の増額補正は、町営住宅猿稻団地の污水配管改修工事費用でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目3 消防施設費614万7,000円の増額補正は、船子地先に建設予定の消防機庫の用地取得及び設計委託料などと、伊保田地先に設置予定の防火水槽用地取得のための文書作成委託料でございます。

目4 災害対策費225万9,000円の増額補正は、災害発生時の避難所備蓄品の購入と、指定避

難所となっている旧上瀑小学校のグラウンドへの進入の障害となっている構築物解体撤去費用と、防災行政無線屋外アンテナ修繕費用と、総務課内設置の県防災のパソコン及びJアラートパソコンの移設費用でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費449万9,000円の減額補正は、人件費の減額でございます。

次のページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費54万8,000円の増額補正は、大多喜小学校昇降口のフロアマットの購入、大多喜小学校のガス警報器、西小学校の誘導灯などの修繕費用及び両小学校のブラウン管テレビの撤去手数料でございます。

項3中学校費、目1学校管理費28万4,000円の増額補正は、大多喜中学校の消火器の購入費用と、大多喜中学校、西中学校のブラウン管テレビの撤去手数料でございます。

目2教育振興費164万9,000円の増額補正は、西中学校、大多喜中学校の各種大会参加時の交通費の補助と、西中学校の閉校式典開催の補助金及び要保護・準要保護生徒の学用品等の補助金でございます。

項4社会教育費、目1社会教育総務費310万円の増額補正は、人件費の増額でございます。

目2公民館費13万4,000円の増額補正は、封筒の印刷代と屋内消火栓設備、誘導灯バッテリー交換等の修繕費用でございます。

目3図書館費6万6,000円の増額補正は、封筒の印刷代と図書館入り口の自動ドアの修繕費用でございます。

次のページをお願いします。

項5保健体育費、目1保健体育総務費377万9,000円の増額補正は、人件費の増額でございます。

目2体育施設費50万9,000円の増額補正は、上瀑ふれあいセンター自動ドアと海洋センター備品の修繕費用でございます。

目3学校給食費92万8,000円の減額補正は、人件費の減額のほか、被服類の購入、施設の修繕料、また本年10月から3月までの間、毎月実施が必要となったノロウイルスの検査手数料及び給食センターの運営に必要な資格取得のための技能講習の受講負担金でございます。

以上で、議案第43号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 19ページの定住化対策事業の土地の購入、土地の購入自体に、これは大賛成ですけれども、実はちょっとまたいろいろ考えてみて、今度西中学校と大中が合併になります。今、保育園の脇の道路改良工事を着々と進めていると思います。

それで、一番懸念されるのが、雨の日とかだと送迎の車が路上で子供を乗りおりさせている。ましてや、通勤時間と一緒にありますので。あそこの土地を購入して、大中の道路が改良されるまでの間、駐車場の確保の用地として、あそこのところを1年か2年間の間、送迎用の駐車場として使用することはできないのか。

大原中は、駐輪場になっていたところを、やはり車の送迎が多いということで、全部送迎用の駐車場に直しましたですね。それで、今も総元と上瀑の生徒だけでも結構な車の送迎で、車で来ているのに、今度西中からになると、結構また車で送迎する方が多いと思うので、しばらくの間、大中の道路改良工事が終わって、あそこの進入路が立派にできるまでの間、1年か2年、そこを駐車場用地として確保して使うことができないのか。

やっぱり学校の生徒の安全を考えるとというのが一番ではなかろうかと思います。今のままだと路上で結構乗りおりしていますので、生徒の安全を考えると駐車場の確保がどうしても必要であると。ほかに駐車場を確保する予定があるんだということであれば、それはそれでいいんですけれども、あそこは中学校にも近いし、非常にいい場所だと思いますけれども、そういった考え方はないんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ご質問に当たりましては、定住化対策事業で購入する土地についてというようなことでございますので、企画課のほうからまず話をさせていただきますと、この土地につきましては今後取得に当たって、農業委員会のほうの許可とか、売買に当たっての所有権移転登記とか、そういった手続を今後進めていきたいと思っております。

今現在の計画といたしましては、今年度の11月ごろから造成を始められればというような考え方がございます。

その後、宅地造成は新年度に入ってからできればというふうに考えておまして、分譲に当たっては、再来年ですね、31年の1月ごろからになるのかなというような計画で進めておりますが、ただいまのご質問で、中学校の登校に伴う駐車場の用地としてというようなお話

もございました。

これにつきましては、今現在は今申しましたような計画では考えておりますけれども、今後教育課のほうとお話を詰めまして、そこら辺をどういうふうにしていくかは今後、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 根本議員、今のことは、関連で……まだ指していないんですけれども、ちょっと議題と、先の話にいつているんじゃないですか。

○4番（根本年生君） じゃ、これは……いいですか。

○議長（野村賢一君） どうぞ。

○4番（根本年生君） じゃ、この問題はいつ話したら。

この補正が通っちゃってしまえば、定住化ということで、分譲用地ということで使われるということが決定してしまうというふうに思っています。

ですから、ここでちょっと質問して、そういった考え方のもとに、いや、そういった考え方もとることができるんだという回答が得られればと思ってあれしたもので、関連していると思っていますけれども。

○議長（野村賢一君） 了解です。

ほかにございませんか。

○4番（根本年生君） すみません、今の関連で。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 教育長、車の送迎、明治牛乳のところ非常にあそこ、もう乗りおりができないという状況で、今大変困っていると思いますけれども、やっぱり教育現場としてもぜひ駐車場の確保が必要だと思いますけれども、あそこの、定住化しようと思っている土地を駐車場として使うという方向については、どのようにお考えですか。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 統合に関して、確かに牛乳屋さんの前、かなり朝方送ってきたり、あるいは帰りのときに混むという実態は確かにあります。

そういった中で、統合に際して、例えば統合後の送り迎え等どうするかは、うちの課と建設課等、全体を含めて今検討中でございますので、住宅のほうとはちょっと違う考えで進んでおりますので、ご理解いただければと思います。今、検討しておりますので。

○議長（野村賢一君） この件は、購入費が通れば、それからの議論になると思うんですけれ

ども、いかがでしょうか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） わかりました。

じゃ、ぜひそのようなことでお願いできればと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） やはり19ページの定住化対策事業ですけれども、この予算は今、土地代だけですが、これを分譲して販売するという費用も含めて定住化対策に入れるべきだと思うんです。

ちょっと伺ったところによると、機械を借りて造成、自前の造成みたいな、確認しないといけなかったんですが、その造成とか販売にかかわる費用については別口で計上されるというのは、何か全体的に見えないなど。定住化対策事業の土地購入の原資というのは、定住基金から出るんだけど、そういう造成のお金も、やはり定住化の一環なのだからここから出すべきだと思うんですね。その辺の考えはどうなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） このほかに、造成工事にかかわるものは、29ページから31ページにかけての車両運搬手数料及び車両借り上げ料が、その造成に係る費用になります。

これは、土砂を運ぶ際に、コンマ4立米のバックホウ、パワーショベルを借り上げるのと、ならすためにブルドーザーを借り上げるのと、あと4トンダンプを借り上げる費用であります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） だから、そういう造成に対する費用も定住化の費用のほうに入れて、宅地造成をするために幾らお金がかかったのかということが明らかになるような予算の組み方をすべきではないのかなと思うんですが、その辺の考えはどうですかと聞いたつもりなんです。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまのご質問については、確かに造成する土の部分ですよ、その分も定住化事業に入れるのが本来じゃないかというお話ということですよ。

建設課のほうで上げてあります、ただいま申し上げた機械の借り上げについては、たまたま残土がある場所にありまして、そこら辺の移動も、ほかの場所にも移動する部分もありまして、あわせて船子のほうにも移動するというのもございましたので、この部分についての機械、処理代については今回の定住化のほうの費用には上げてありません。

今後造成費というのは、先ほどちょっと言いましたけれども、宅地の造成については来年度から予定しておりますので、それらの費用につきましては来年度の予算のほうで一応予定しておりますので、今年度の補正予算の中には計上していないというようなこととなります。以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 21ページのふるさと納税に関してのところですけども、報償費が1,800万ほど計上されています。ふるさと納税の報償費は当初予算で1億8,700万ほど計上されているんですが、それを使い切ったの補正だと思うんです。

どのようなことに報償費が使われているのか、その傾向について説明してください。今年度の予算の分でいいです。

もう足りないから組んだわけでしょう。だから、かなりのお金が使われているんじゃないかなというふうに推測するんです。でも、説明しやすいようで結構です。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） ただいまの質問について、説明をさせていただきます。

まず、今回の報償費の増額補正ですけども、こちらはふるさと納税の今後見込まれる分、増額補正で見込まれる3,100万円に対しての報償費の所要額ということで、こちらは計上してあります。

なお、今現在、ふるさと納税の返礼品でどういったものかというところにつきましては、支出した金額というよりも、ふるさと納税を申し込んだときに返礼品を選べるというか、選択できるようになっていますので、そちらのほうで答えさせていただきますと、今年度は総件数で約1,100件ほどあります。そのうち、42パーセントほど、500件弱が体験型の返礼品ということで、大多喜町に来ていただいて体験をするというゴルフ場の利用券であったり、養老溪谷の宿泊プランといったようなものが選ばれています。

残りの57パーセントほどは、特産品、物の返礼品を選ばれたもので、その中で一番多いものとしては蜂蜜関連のものが今年度多くなっています。また、レンゲのアイスであったり、

大多喜町のお米、あとタケノコなども返礼品として多く選ばれております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 伺ったのは、町外の方が大多喜町の産業としてというか、特産品として何を求めているかということを生かすことは必要だと思うんです。

ささいな額かもしれませんが、産業振興で求められているものを開発していくという点では、一つの手がかりになると思うので伺ったわけですが、そういう情報の共有というのは、産業関係と行われているんですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 産業のほうと、特産品、町が求められているようなものということでの協議、開発に向けてというのは、産業振興課とはじかには具体的にはやっていないのが実情であります。

ただ、町のふるさと納税の返礼品ということで、毎月返礼品についての実績と今後新しい返礼品についての会議というのを開催して、その中で新しい提案を受けたりなどして、返礼品の充実に努めているところです。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） ページが20、21ページ、8 番の諸費で、交通安全対策事務費、先ほど防犯灯設置ということで、4 基ということなんですが、場所はどこですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 先ほどの説明だと5 基ということで、説明していると思います。

石神地先で4 基、横山地先で1 基でございます。

○5 番（吉野僖一君） 石神と横山。ありがとうございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11 番山田久子君。

○1 1 番（山田久子君） すみません。27ページ、基幹農道整備事業でございますけれども、ここの中の被害防止柵の工事をしていただけるということでご説明いただきました。

これは、どのような形の工事になるのか、また期間はいつごろになるのか。その際に、通行どめ等の措置が発生するのか、その辺をお伺いしたいと思います。



○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 基幹農道の関係でございますけれども、従前ご質問ございましたせせらぎ橋から田代側へ向かう、500メートルほど行きました左側のよく崩れている山、ここの部分に落石の防止柵を設置したいというふうに考えておるところでございます。

そして、構造につきましては、本来であれば完璧に工法を決定しまして、のり面の安定を図るべきところでございますが、仮設的な応急防護柵という形で、現在鋼材でございますH鋼を、延長で16メートルほどの区間に設置いたします。そして、高さが道路面から2メートル50、立てまして、その間を落石が落ちてこないように一応したいというふうに考えています。

そして、工期につきましては、建設課の維持係に予算計上、各種の機材、さらに原材料をこの事業の中に計上してございますので、建設課に依頼したいというふうに考えておりますので、その後の建設課の事業の合間に、できるだけ早いうちに実施していただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 27ページの林業費ですが、森林整備事業として間伐材の搬出ということでした。

この100万円ほどのお金は、業者に落ちるんですか。それとも、地権者が作業して地権者に落ちるのか。あるいは、搬出専門の業者に委託して業者に落ちるのか。どうなんですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 現在、森林整備事業につきましては、千葉県森林組合のほうに委託しておるところでございますが、搬出分につきましても千葉県森林組合に委託するものでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 23ページの介護施設等整備事業の減額の件でお聞きします。

これは、非常に地域密着型ということで、本当に大多喜町、高齢化が進む中で、こういった施設は一つでも多くあったほうが本当に助かるなという思いで、強い期待をしていたとこ

ろでございますけれども、何らかの理由でだめになってしまったと。そのだめになってしまった理由と、こういった施設は大多喜町に今、何件ぐらいあるのか。それで、今後ふやす予定等があるのか。

それと、けさも新聞に出ていました、紙敷のほうで介護疲れの男性が親をちょっとという事件がありました。特老も正直、今非常に厳しい状況で、この間の説明の中で事業を縮小せざるを得ないというようなことも言われています。

そうすると、ますますこういった施設がないと、大多喜町の少子高齢化に伴って、やはり皆さん、できれば町内の施設にというような思いがあろうかと思うんです。その辺も含めて、今後のこういった施設のことをどう考えているのか。介護の問題についてどう考えているのか。

きのうの一般質問の中でも、介護の問題とか福祉の問題とか、結構皆さん質問されていました。しかし、そのたびに予算上の問題があるんだという回答が多かったように思っております。

その辺も含めて、今後の見通しをお知らせください。

○議長（野村賢一君） 根本議員、この議案は先ほど質問があったけれども、廃止した理由を聞きたいということですね。

○4番（根本年生君） 廃止した理由と、今後のこういった施設。

○議長（野村賢一君） そこまで要りますか、話は。

○4番（根本年生君） そこまでお願いします。今後の介護の。せつかくなくなったので、今後こういったことについてはどのように考えているのか。

○議長（野村賢一君） ちょっと無理な話だ。

じゃ、とりあえず理由を言ってください。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、健康福祉課よりお答えいたします。

6月の議会におきまして、介護施設等整備事業費及びこの事業に対する県補助金について、議会の議決をいただいたところではありますが、議会後、事業予定者より、代表者が急逝し、応募時と状況が変わり、資金調達が困難となったことなどの理由から、このまま事業を進めると町にご迷惑をかけることが予想されるということで、事業予定者より辞退の申し出があったところでもあります。

また、この整備事業に対する県補助金につきましても、同様の理由なんですけれども、今

回の事業予定者の施設整備に対し交付の内示をしたものであるため、今回の事業予定者が辞退したことで、県のほうではその事業予定者に交付することで内示したものであるので、県の補助金も取り下げるといふことで減額したものであります。

今後の予定ということでございますけれども、8月31日に介護保険運営協議会を開催いたしまして、この辺のことをお話しさせていただきました。事業が取りやめになったということ。

今後の予定についてということ、町のほうとしては、今回介護保険事業計画第6期の計画が今年度で終了いたします。今年度、来年度から3年間の計画を策定することになりますので、その中に計画を盛り込み、早期に整備をしたいということ、提案をさせていただいて、その予定で事務を進めていく予定であります。

それから、このような施設、同じような施設があるのかということ、ありますけれども、これと同じ施設は、今、町にはございません。ただ、地域密着型の施設というものは、今、本町に2つほどありまして、それが風鈴花と風鈴花おおたきでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 議員の皆様申し上げます。

議案書に沿った質問をお願いします。

ほかにはございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません。21ページ、地図情報システム管理事業委託料の中で、航空写真データ作成業務委託料というのがございますが、これは何に使うのか。なぜこの航空写真のデータを、今、町内全域というふうに使ったんですけれども、その活用方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 山田議員からの質問に、税務住民課のほうから回答させていただきます。

航空写真データの作成につきましては、航空写真を撮影しまして、今現在持っている役場のシステムの地番図あるいは公図のほうとあわせまして、現況を確認するために作成するものであります。

最近撮影したものにつきましては、平成23年度に撮影したものが今のところ一番新しいものになっておりまして、撮影から6年が経過しますので、平成30年度の評価替えにあわせま

して、今回撮影するものになります。

こちらの航空写真につきましては、税務住民課だけではなくて、産業振興課あるいは建設課、環境水道課、あるいは企画課、総務課のほうでも共同で利用するような形をとっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 会議の途中でございますが、ここで10分間休憩したいと思います。

（午前11時06分）

---

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時16分）

---

○議長（野村賢一君） 質疑ございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 19ページの総務ですが、文書管理事業で個人情報保護制度対応支援業務委託料とあります。今、マイナンバーがいろんなところで使われようとしていますけれども、非常に怖い気持ちがあります。この事業の内容について説明してください。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） これにつきましては、特定個人情報安全管理に関する基本方針取り扱い規程、取り扱いマニュアルの新規策定を専門業者に委託しようとするものでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） このマニュアルはどんなふうにして、どういう範囲で使うんですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） これはマイナンバーのオンライン利用に伴う関係で、市町村で整備をするということで、幾つかの項目を整備しなくてはならないんですが、この項目については専門の業者に委託しようということでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 29ページの消防費です。全員協議会でも説明があったんですが、船子

地先に消防小屋を建て直すということですが、大体面積がこの前の資料ですと100坪ぐらいで、心配なのは、この100坪ぐらいで団員の駐車スペース大丈夫なんでしょうか。

今、大体何か事があると、皆さん自家用車で行かれると思うんですが、先ほどもあそこ当分の間、中学校の送迎に使えないかという意見がありましたけれども、消防小屋の駐車場確保という点でよろしいのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） これについては、やはり購入する段階で十分協議して、担当の係とどのような形がいいのかということで協議した中で、一般的にはこのぐらいの面積で十分だろうということで購入しております。

また、駐車場につきましても、例えば役場のようにきれいに駐車線を引いてというふうには考えておりません。いざ有事のときには詰めてでも置くことができますので、そういう形で対応ができるように考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員でございます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第44号 平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは議案第44号の説明をさせていただきます。

47ページをお開きください。

平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,555万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,562万6,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものです。

それでは、事項別明細書により歳入予算の説明をさせていただきます。

52ページ、53ページをお開きください。

2の歳入。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金20万1,000円の増額補正は、基金運用による基金利子20万1,000円の収入増によるものです。

款2繰入金、項2繰入金、目1繰入金2,534万9,000円の増額補正は、いすみ鉄道への経営安定対策事業補助金交付に伴う鉄道経営対策事業基金の処分による2,534万9,000円の繰り入れによるものです。

続きまして、歳出予算になります。

54ページ、55ページをお開きください。

3、歳出。

款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目1事業費20万1,000円の増額補正は、基金運用により増収となった基金利子相当額を鉄道経営対策事業基金に積み立てるためのものであります。

目2助成費2,534万9,000円の増額補正は、いすみ鉄道への経営安定対策事業補助金を交付するものです。

今回の鉄道経営対策事業基金からいすみ鉄道への助成については、8月25日に開催されましたいすみ鉄道対策協議会臨時総会におきまして、基金の処分について承認されたものとなっております。

なお、基金積立及び処分による基金残高は4億1,866万3,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程の追加及び順序の変更

○議長（野村賢一君） お諮りします。

ただいま、志関武良夫君外1名から、発議第4号 議案第44号平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）に対する付帯決議についてが提出されました。

この発議第4号を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

よって、提出された発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（野村賢一君） 議案の配付漏れありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

---

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第1、発議第4号 議案第44号平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）に対する付帯決議についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 発議第4号 議案第44号平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）に対する付帯決議について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙付帯決議案を添えて提出します。

提案理由の説明を行います。

いすみ鉄道は、大多喜町にとって大切な公共交通機関であり、平成31年度までは事業継続をすることが決定しているが、このままでは鉄道運行部分において相当な赤字が見込まれ、いすみ鉄道の存続が危ぶまれる。

いすみ鉄道に対して公共交通機関を担う事業者としての責任を自覚し、事業に取り組むよう要請するとともに、大多喜町においては、町の将来を見据えた公共交通施策の実現に取り組まれることを切望し、いすみ鉄道の経営方針について抜本的に見直すなど経営の安定化を図ることを求めて、次の決議を行う。

議案第44号平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）に対する付帯決議。

いすみ鉄道への支援については、平成19年度までは、前年度の経営損失額に応じて補助を行う欠損補助を行ってきたが、平成20年度以降は上下分離方式の考え方に移行し、鉄道施設の保有・管理に係る経費いわゆる下部の部分を千葉県及び夷隅郡市2市2町で負担する仕組みとした。

いすみ鉄道基盤維持費補助金については、上下分離方式の考え方にに基づき、これまで当該年度に係る経費について翌年度に負担する仕組みとなっていたが、これを当該年度に負担する仕組みに変更したところである。



いすみ鉄道の乗車人員の推移について、平成25年度と平成28年度を比較すると、定期客は減少しているものの全体では0.7%の増となっているが、税引き後の純損益額は、平成25年から4期連続で純損失額を計上しており、また平成28年度における短期借入金は、4,000万円である。

いすみ鉄道は、大多喜町にとって大切な公共交通機関であり、平成31年度までは事業継続をすることが決定しているが、このままでは鉄道運行部分において相当な赤字が見込まれ、いすみ鉄道の存続が危ぶまれる。

よって、いすみ鉄道に対して公共交通機関を担う事業者としての責任を自覚し、事業に取り組むよう要請するとともに、大多喜町においては、町の将来を見据えた公共交通施策の実現に取り組まれることを切望し、下記について決議する。

記。

1、いすみ鉄道の経営方針について、抜本的に見直すなど経営の安定化を図ること。

平成29年9月7日。

大多喜町議会。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦勞さまでした。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員でございます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第45号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 議案第45号のご説明をさせていただきます。

57ページをお開きください。

平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,948万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明をいたしますので、62、63ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目2国民健康保険制度関係準備事業費補助金、補正額86万4,000円の増額補正となります。こちらにつきましては、国保広域化に伴うシステム改修補助金になります。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額32万6,000円の減額補正は、制度改正に伴うシステム改修経費について、国の補助金が見込まれることとなったため減額するものなどございます。

款10繰越金、項1繰越金、目1療養給付費交付金繰越金、補正額89万3,000円の増額補正は、前年度療養給付費交付金の償還金の財源として、前年度繰越金を充てるものなどございます。

款11諸収入、項2雑入、目6雑入、補正額22万9,000円の減額補正は、特定健診の実績に伴う個人負担金の減額でございます。

引き続き歳出でありますが、次のページ、64ページ、65ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額50万9,000円の増額補正でござい

ますが、説明欄記載のとおり、人事異動に伴います人件費で5万9,000円の増額及び事務費として庁内パソコン更新に伴うシステム再設定委託料45万円でございます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目の3償還金89万3,000円の増額補正は、平成28年度療養給付費交付金の確定に伴い、返還額が生じたことによるものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第8、議案第46号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） それでは、議案第46号 平成29年度大多喜町介護保険特別会

計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案つづり75ページをお開きください。

平成29年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ741万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,771万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、80ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）22万5,000円の減額補正は、地域包括支援センター職員の育児休業延長等に伴う人件費の減額によるもので、国の法定負担分の減額でございます。

次に、目3地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）7万9,000円の増額補正は、平成28年度分の交付金の精算に伴う交付金の追加交付によるものでございます。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金25万2,000円の増額補正は、平成28年度分の交付金の精算に伴う交付金の追加交付によるものでございます。

款6県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）11万2,000円の減額補正は、地域包括支援センター職員の育児休業延長等に伴う職員人件費の減額によるもので、県の法定負担分の減額でございます。

目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）4万9,000円の増額補正は、平成28年度分の交付金の精算に伴う交付金の追加交付によるものでございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）11万2,000円の減額補正は、地域包括支援センター職員の育児休業延長等に伴う職員人件費の減額によるもので、町の法定負担分の減額でございます。

節3職員給与費等繰入金54万5,000円の減額補正は、介護保険関係職員の人事異動等に伴う人件費の減によるものでございます。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金12万9,000円の減額補正は、地域包括支援センター職員の育児休業延長等に伴う職員人件費の減額補正によるもので、第1号被保険者の法定負担分の減額でございます。

款8繰入金、項1繰入金、目1繰入金815万4,000円の増額補正は、平成28年度分の負担金

等の精算に伴う国・県支払基金への返還金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

82ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費54万5,000円の減額補正は、職員の人事異動等に伴う人件費の減額でございます。

款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費、目2 包括的支援事業57万8,000円の減額補正は、地域包括支援センター職員の育児休業延長等に伴う人件費の減額でございます。

款4 支払基金、項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金38万円の増額補正は、平成28年度分の交付金の精算に伴う国・県支払基金の地域支援事業交付金追加交付分を積み立てるためのものであります。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付金、目1 償還金及び還付金815万4,000円の増額補正は、平成28年度分の負担金等の精算に伴う国・県支払基金への返還金でございます。

以上で、平成29年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第9、議案第47号 平成29年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 議案第47号 平成29年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案書93ページをお開き願います。

総則。第1条、平成29年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益、既決予定額4億8,980万円、補正予定額33万8,000円、計4億9,013万8,000円。

第1項営業収益、既決予定額3億562万6,000円、補正予定額33万8,000円、計3億596万4,000円。

支出。第1款水道事業費用、既決予定額4億7,822万2,000円、補正予定額マイナス82万3,000円、計4億7,739万9,000円。

第1項営業費用、既決予定額4億4,618万2,000円、補正予定額マイナス82万3,000円、計4億4,535万9,000円。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億1,232万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額850万7,000円、過年度分損益勘定留保資金9,669万4,000円及び当年度分損益勘定留保資金712万7,000円で補填するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,880万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額913万円、過年度分損益勘定留保資金1億272万円及び当年度分損益勘定留保資金695万1,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページをお願いします。

支出。第1款資本的支出、既決予定額2億2,135万9,000円、補正予定額647万3,000円、計2億2,783万2,000円。

第1項建設改良費、既決予定額1億3,511万円、補正予定額647万3,000円、計1億4,158万3,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第4条、予算第10条中5,619万1,000円を5,281万9,000円に改める。

棚卸資産購入限度額。第5条、予算第12条中284万5,000円を332万円に改める。

詳細につきまして、104ページ、105ページ並びに106ページ、107ページの水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入ですけれども、目2その他営業収益の補正予定額33万8,000円の増額の内訳は、節1材料売却収益で、三育学院への量水器ボックス及び止水栓の売却によるものでございます。

次に、支出ですが、目1原水及び浄水費の補正予定額5万9,000円の増額は、職員給与費の増額によるものでございます。

目2配水及び給水費の補正予定額32万円の増額の内訳は、職員給与費で6万5,000円の増額、節10備消耗品費で配水給水施設用消耗品購入による7万7,000円の増額、節23材料費で施設修理用材料執行に伴います17万8,000円の増額によるものでございます。

目3総係費の補正予定額146万3,000円の減額の内訳は、職員給与費で154万8,000円の減額と節17手数料、システム更新手数料8万5,000円の増額によるものでございます。

目6その他営業費用の補正予定額26万1,000円の増額は、節1材料売却原価で貯蔵品執行に伴う増額でございます。

次ページになります。

資本的収入及び支出ですけれども、目3配水施設費の補正予定額448万2,000円の増額の内訳は、職員給与費194万8,000円の減額、節34工事請負費で下大多喜地先ほか2カ所の舗装本復旧に係ります643万円の増額によるものでございます。

目4固定資産取得費の補正予定額14万4,000円の増額は、節6備品購入費で給水用関連機器の購入に伴う増額でございます。

目5施設拡張費の補正予定額184万7,000円の増額は、配水管布設工事に伴います節34工事請負費の増額によるものでございます。

以上で、議案第47号 平成29年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 107ページ一番下の欄の配水管布設工事、これどこですか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 配水管布設工事の場所ですけれども、横山地先です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員でございます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第10、議案第48号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） それでは、議案第48号 平成29年度大多喜町特別



養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

109ページをお開きください。

それでは本文に入らせていただきます。

総則。第1条、平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。科目、第1款特別養護老人ホーム事業費用、補正予定額1,039万7,000円の減、計2億7,534万1,000円。

科目、第1項営業費用、補正予定額1,039万7,000円の減、計2億7,434万円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第3条、予算第7条中2億862万9,000円を1億9,823万2,000円に改める。

続きまして、詳細につきましては積算資料によりご説明をいたしますので、112ページ、113ページをお開きいただきたいと思います。

第1款第1項第1目総務管理費、補正予定額1,039万7,000円の減、第2節給与686万7,000円の減、第3節手当241万8,000円の減、第4節法定福利費111万2,000円の減です。いずれも4月の人事異動等による減額補正でございます。

114ページから121ページまでの給与費明細書は、記載のとおりですので省略をさせていただきます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

以上です。

（午前 11時57分）

---

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後は、この会期中で一番重要な決算の報告がございますので、目を開いてよく聞いていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

（午後 1時00分）

---

◎議案第49号～議案第55号、報告第7号～報告第9号の一括上程、

説明

○議長（野村賢一君） 日程第11、議案第49号 平成28年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、議案第55号 平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について及び日程第18、報告第7号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてから日程第20、報告第9号 平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告についてまで、一括議題とします。

なお、決算認定につきましては、日程でお示したとおり、本日は本会計決算の提案説明までとします。

これより順次説明及び報告をお願いします。なお、説明については、着座のまま説明することを許します。

最初に、議案第49号 平成28年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について、説明を願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議長のお許しをいただきましたので、着座のまま説明をさせていただきます。

それでは、議案第49号の一般会計歳入歳出決算について、財政課及び会計室からご説明させていただきます。

初めに、財政課から平成28年度主要施策の成果説明書を説明させていただきますので、主要施策の成果説明書の2ページ、一般会計歳入歳出総括表をお開きください。

まず、歳入状況でございますが、前年度より増額となった主なものは、10地方交付税、増額の要因は、普通交付税の基準財政収入額の減少による増額でございます。15県支出金は地籍調査事業の増が主な要因でございます。18繰入金の増額要因はふるさと納税事業への繰入金によるものでございます。

次に、減額した主なものとして、14国庫支出金、減額の要因は地域住民生活等緊急支援のための交付金、社会資本整備総合交付金の事業完了による減額で、17寄附金はふるさと納税のふるさと感謝券廃止により寄附額が減少したことが要因でございます。21町債は臨時財政対策債の減額が要因でございます。

総額で、歳入決算額66億7,429万5,000円、前年度に対して7億4,312万9,000円の減額です。

次に、歳出状況でございますが、歳出合計は63億8,343万4,000円で、前年度と比較すると7億5,005万6,000円の減で、対前年比10.5パーセントの減でございます。

歳出の区分の欄で前年度と比較すると、増額している主なものは、2扶助費、この増額は平成27年度から繰り越した年金生活者等支援臨時福祉給付金事業と経済対策臨時福祉給付金事業の増が要因となっており、3公債費は平成24年度借入分の過疎対策事業債の元金償還の開始による増額、4物件費はふるさと納税に伴う返礼品の増額と、地籍調査事業の調査面積増加に伴う委託料の増が主な要因でございます。

減額している主なものでは、8積立金、これはふるさと納税の減額に伴い、ふるさと基金積立金の減、10普通建設事業費、こちらは平成27年度に実施した橋梁長寿命化事業点検業務、農村コミュニティーセンター改修工事、海洋センター改修工事の終了による減額が要因となっております。

次の3ページをお開きください。

本表は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の財政の健全性に関する比率を算出したもので、比率の推移や前年度との比較のため、5年分の比率を記

載してあります。表に記載のとおり、町の財政の健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内でございます。平成28年度決算に基づく健全化判断比率として、別途ご報告させていただきます。

次の4ページからは、各会計での予算科目ごとの主要施策の成果説明でございますが、決算書の説明と重複しますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

なお、決算書につきましては、地方自治法の規定により、会計管理者が調製しましたので、会計室長から説明いたします。

○議長（野村賢一君） 会計室長。

○会計室長（鈴木久直君） 決算書の説明につきましては、会計室でさせていただきます。

初めに、財産に関する調書についてご説明させていただきますので、決算書の266、267ページをお開きください。

財産に関する調書は、決算年度中に増減のあったものを説明させていただきます。

1項公有財産の1号土地及び建物の表の土地の決算年度中増減高は、区分の欄の公共用財産の学校が、66平方メートル、区分のその他が6,973平方メートル、合計7,039平方メートルの増加となっております。

学校の増加は、大多喜中学校用地に含まれる個人の名義66平方メートルについて、長年にわたり学校用地として使用していることから、寄附をいただいたものでございます。区分その他は、平成28年4月1日、土地開発基金廃止に伴い、土地開発基金の土地6,939.94平方メートルを普通財産に変更したことと、旧総元小学校用地に含まれる個人名義32.52平方メートルについて寄附を受けたことにより、合計6,973平方メートルの増加となっております。

次に、建物の木造でございますが、区分の欄の公共用財産の学校が、15平方メートルの減少となっておりますが、これは西小学校プールの附属棟改修工事によるもので、建物面積74.52平方メートルのうち44.71平方メートルを解体し、新たに29.81平方メートルを新築したことにより、建物面積が15平方メートル減少したものでございます。

次に、建物の非木造、区分本庁舎の14平方メートルの増加でございますが、役場庁舎の非常用発電機設置によるものでございます。受電設備1.98平方メートル、発電機施設4.93平方メートル、燃料庫7.5平方メートル、合計14平方メートルの増加となっております。

次の2号の山林は、決算年度中に面積の増減はなく、立木の推定蓄積量といたしまして決算年度中の移動が854立方メートル、決算年度末現在高で5万3,747立方メートルとなっております。

次のページをお開きください。

5号の出資による権利でございますが、南房総広域水道企業団への出資金が2,375万9,000円増額しております。

次のページの2物品の表の自動車区分中、ローラー1台増は建設課のハンドガイドローラー購入によるものでございます。小型動力ポンプ積載車の1台減は、2分団4部の消防車両1台を廃車したものでございます。部の統合により、2台所有していた車両のうち、更新時期の到来した車両を廃車したものでございます。なお、自動車につきましては、建設課のショベルローダー、消防車両は4分団1部の消防ポンプ自動車、2分団1部2班の小型動力ポンプ積載車の買いかえを行っておりますが、決算年度中の増減はございません。

次に、271ページをお開きください。

3基金につきましては、予算額に基づき増減しておりますが、表の中央にあるふるさと基金につきましては、ふるさと納税寄附金の平成28年度決算額は、4億401万3,000円でございますが、出納整理期間の関係で、基金の積み立ては4億2,292万8,000円の決算額のため、4億2,292万8,000円から繰入金11億8,621万9,000円を差し引いた7億6,329万1,000円の減少が、決算年度中の増減高でございます。

4つ下の土地開発基金については、平成28年4月1日条例廃止に伴い、現金2億5,160万7,000円を一般会計に繰り出しし、不動産については普通財産へと変更となっております。

表の下、定住化基金及び高速バス運行基金については、平成28年度にそれぞれの基金条例を制定したもので、定住化基金の2億5,000万円は土地開発基金を原資に、高速バス運行基金の9,384万9,000円はふるさと基金を原資として積み立てたものでございます。基金の決算年度中の増減高の合計は、6億207万1,000円の減少で、年度末現在高の合計は34億2,820万4,000円でございます。

次に、一般会計の歳入歳出決算について、事項別明細書によりご説明させていただきますので、18、19ページをお開きください。

歳入につきましては、右側のページの収入済額、不納欠損額及び収入未済額について申し上げます。

款1町税の収入済額は10億8,651万5,605円、不納欠損額は1,140万5,009円、収入未済額は1億1,232万3,412円、収納率は89.8パーセントでございます。各項別には、項1町民税の収入済額は3億9,139万2,966円、不納欠損額は271万989円、収入未済額は2,181万2,864円、収納率は94.1パーセントでございます。

次の項 2 固定資産税の収入済額は 5 億 6,796 万 8,844 円、不納欠損額は 846 万 1,820 円、収入未済額は 8,669 万 9,448 円、収納率は 85.6 パーセントでございます。

次の項 3 軽自動車税の収入済額は 3,145 万 9,100 円、不納欠損額は 23 万 2,200 円、収入未済額は 233 万 9,900 円、収納率は 92.4 パーセントでございます。

次の項 4 たばこ税の収入済額は 8,583 万 5,845 円でございます。

項 5 鉱産税の収入済額は 245 万 4,000 円でございます。

次の項 6 特別土地保有税の収入済額は 93 万 9,600 円でございます。

次の項 7 入湯税の収入済額は 646 万 5,250 円でございます。

款 2 地方譲与税の収入済額は 6,069 万 3,000 円で、項 1 地方揮発油譲与税の収入済額は 1,772 万 8,000 円。

項 2 自動車重量譲与税の収入済額は 4,296 万 5,000 円でございます。

次の款 3 利子割交付金の収入済額は 80 万 7,000 円でございます。

次のページをお開きください。

款 4 配当割交付金の収入済額は 353 万 3,000 円でございます。

款 5 株式等譲渡所得割交付金の収入済額は 258 万 5,000 円でございます。

款 6 地方消費税交付金の収入済額は 1 億 7,375 万 8,000 円でございます。

款 7 ゴルフ場利用税交付金の収入済額は 1 億 735 万 1,511 円でございます。

款 8 自動車取得税交付金の収入済額は 1,621 万 8,000 円でございます。

款 9 地方特例交付金の収入済額は 263 万 7,000 円で、減収補てん特例交付金として交付されたものでございます。

次の款 10 地方交付税の収入済額は 17 億 4,704 万 1,000 円で、普通交付税、特別交付税の内訳は、備考欄のとおりでございます。

款 11 交通安全対策特別交付金の収入済額は 204 万 8,000 円でございます。

次のページをお開きください。

款 12 分担金及び負担金の項 1 負担金は、収入済額 9,327 万 8,293 円、不納欠損額 63 万 9,028 円、収入未済額は 332 万 6,498 円、収納率は 95.9 パーセントで、内容につきましては、目 1 民生費負担金から目 5 給食費負担金まで、それぞれの事務事業実施に伴う受益者負担、あるいは関係団体の負担金でございます。

款 13 使用料及び手数料の収入済額は 9,840 万 4,069 円、収入未済額は 105 万 7,620 円、収納率は 98.9 パーセントで、項 1 使用料の収入済額は 6,035 万 9,949 円、収入未済額は 105 万 7,620 円

で、目1 衛生使用料から24ページの目6 教育使用料までの施設等の使用料でございます。

項2 手数料の収入済額は3,804万4,120円で、目1 総務手数料から次のページの目5 土木手数料までの各種手数料でございます。

次の款14国庫支出金の収入済額は2億9,366万6,086円、項1 国庫負担金の収入済額は1億8,583万4,421円で、目1 民生費国庫負担金から目4 公共土木施設災害復旧費国庫負担金までのそれぞれの事業に係る国の負担金でございます。

項2 国庫補助金の収入済額は1億490万2,400円で、目1 総務費国庫補助金から30ページの目5 教育費国庫補助金までのそれぞれの事業に係る国の補助金でございます。

次に項3 国庫委託金の収入済額は292万9,265円で、目1 総務費委託金と目2 民生費委託金は、それぞれ国の事務に関する委託金でございます。

次に款15県支出金の収入済額は3億6,553万6,126円で、項1 県負担金の収入済額は1億9,848万950円でございます。県負担金の内容は、目1 総務費県負担金から次のページの目5 教育費県負担金まで、事務事業に対する県からの負担金でございます。

項2 県補助金の収入済額は1億344万4,590円で、目1 総務費県補助金から、36ページの目7 消防費県補助金までの各事務事業に係る県からの補助金でございます。

次の項3 県委託金の収入済額は6,361万586円で、目1 総務費委託金から次のページ目5 消防費委託金までの各事務事業に係る県からの委託金でございます。

次に款16財産収入の収入済額は5,053万6,621円でございます。項1 財産運用収入の収入済額は2,180万5,621円で、備考欄のとおり、自動車学校用地など土地建物の貸し付け収入及び町が設置した光ファイバーをN T Tに貸し付けた収入で、目2 利子及び配当金は、所有している株の配当金でございます。

次のページをお開きください。

項2 財産売却収入は、城見ヶ丘団地と横山分譲地の土地売り払い等の収入で、収入済額は2,873万1,000円でございます。

次に款17寄附金の収入済額は4億939万7,120円で、指定寄附金はふるさと納税が6,743件、教育費寄附金が1件、一般寄附金は6件でございます。

次の款18繰入金金の収入済額は14億9,777万8,919円で、項1 基金繰入金は、各基金から事業に充当するために取り崩したもので、収入済額は14億9,723万4,771円でございます。

次のページをお開きください。

項2 特別会計繰入金金の収入済額は54万4,148円で、国民健康保険特別会計からの繰入金で

ございます。

次の款19繰越金の収入済額は2億8,393万3,732円でございます。

次の款20諸収入の収入済額は6,927万7,089円、収入未済額は251万7,065円、収納率は96.5パーセントでございます。項1延滞金、加算金及び過料の収入済額は21万1,726円、次の項2町預金利子の収入済額は2万140円、項4受託事業収入の収入済額は275万7,315円で、後期高齢者医療広域連合受託事業収入でございます。

次のページをお開きください。

項5雑入の収入済額は6,628万7,908円、収入未済額は251万7,065円で、収納率は96.3パーセントでございます。

目2雑入の内容は、49ページまでの備考欄の記載のとおりでございます。

48ページの款21町債、項1町債の収入済額は3億930万円で、目1総務債から目6災害復旧債まで、各事業の財源に充当するために起債したものでございます。

以上、歳入合計は予算現額67億6,577万円、調定額68億556万3,803円、収入済額66億7,429万5,171円、不納欠損額1,204万4,037円、収入未済額1億1,922万4,595円でございます。

続きまして、一般会計の歳出決算の説明をさせていただきます。

次の50、51ページをお開きください。

初めに、款1議会費、項1議会費の支出済額は7,104万6,062円で、町議会議員と事務局職員の人件費、議会活動に要する事務的経費、会議録作成委託料、政務活動費補助金等でございます。

次の款2総務費の支出済額は26億9万4,960円で、翌年度繰越額は77万2,000円でございます。

項1総務管理費の支出済額は24億4,795万2,128円で、目1一般管理費は、特別職人件費、次のページの一般職の人件費、行政連絡員の報酬、職員健康診断委託料、次の55ページになりますが、各種団体への負担金及び補助金、そのほか職員研修事業や電子調達管理事業などでございます。

56、57ページをお開きください。

目2文書広報費の主な事務事業は、例規集のデータ更新や、法制ソフト支援業務の委託料等で、広報おたき発行事業は年12回の発行と、町長への手紙を年2回発行しております。

次の目3財政管理費は、次のページの予算書・決算書の印刷製本費や財務会計システムパソコンソフト保守委託料、ソフトの借り上げ料が主な経費でございます。



目4 会計管理費は、会計室における出納事務に係る経費でございます。

目5 財産管理費の主なものは、公有財産管理事業の町有建物及び公用車の保険料、公共施設等に係る総合管理計画策定業務委託料、61ページの工事請負費は、役場庁舎の外構整備工事と菓草園跡地の野外トイレ等の建物解体撤去工事、庁舎管理費は庁舎管理のための光熱水費、各種保守委託料などで、そのほかに町有林の維持管理事業、財政調整基金や減債基金への積み立て事業などがございます。

目6 企画費の主な事業は、次のページになりますが、夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金、地域情報通信基盤維持管理事業は、光ファイバー網の保守経費、次のページの大多喜ダム対策事業は、大多喜ダム跡地の管理事業補助金、ふるさと納税の基金への積み立て、大多喜高校への支援事業助成金、地域公共交通対策事業は、町内4路線及び一宮線の補助をしている地方バス路線対策補助金、いすみ鉄道の下部を補助する基盤維持費補助金、次のページの地域公共交通活性化協議会補助金、鉄道輸送対策事業費補助金、ふるさと納税事業は返礼品等に関する経費でございます。公共交通政策事業の主なものは高速バス運行補助金で、そのほかには、次のページの定住化基金積立事業と高速バス運行基金積立事業が主なものでございます。

目7 電子計算費は、町のコンピューター業務に係る経費で、電子計算機器の保守委託料や、サーバー13台、パソコン180台の賃借料などが主なもので、電子計算業務費の前年度繰越分は、基幹系及び情報系のセキュリティー強化対策委託料でございます。

次の目8 諸費の主な内容といたしましては、町に管理責任がある事故が発生した場合の総合賠償保険事業、交通安全対策事務費は防犯灯LED照明1,265基の借り上げ料とその電気代、大多喜交通安全協会補助金等が主なものでございます。

72、73ページをお開きください。

項2 徴税費の支出済額は9,267万1,067円で、目1 税務総務費の主な内容は、職員人件費や関係団体への補助金等でございます。

目2 賦課徴収費の主な内容は、賦課事務費の不動産鑑定委託料や基幹系システム大量一括処理委託料、住民税電子申告サービス利用料、次のページの地図情報システム管理事業は、地図情報システムの設定変更及びデータ修正委託料でございます。

次の項3 戸籍住民基本台帳費の支出済額は3,271万9,026円です。戸籍関係職員の人件費や、出張所の臨時職員の賃金、次のページの戸籍システムの借り上げ料と保守管理委託料、本庁及び老川、西畑出張所の窓口業務の運営に関する経費、それから住民基本台帳ネットワーク

システム事業などでございます。

次の項4 選挙費の支出済額は1,891万5,316円で、目1 選挙管理委員会費は、選挙管理委員会の委員報酬や事務的管理経費及び団体の負担金でございます。

78、79ページをお開きください。

目2 参議院議員選挙費は、平成28年7月10日執行の選挙経費でございます。

目3 千葉県知事選挙費は、平成29年3月26日執行の選挙経費でございます。

次のページをお開きください。

目4 大多喜町議会議員選挙費は、平成29年1月15日執行の選挙経費でございます。

項5 統計調査費の支出済額は750万6,503円で、職員の人件費のほか、次のページの各種団体への負担金、各統計調査に係る事務的経費でございます。

項6 監査委員費の支出済額は33万920円で、監査委員の報酬や事務経費でございます。

次の款3 民生費の支出済額は13億3,142万4,991円で、項1 社会福祉費の支出済額は9億3,282万5,787円でございます。

次のページをお開きください。

目1 社会福祉総務費の主なものは、職員の人件費、事務費のほか、町社会福祉協議会への補助金、障害者福祉事業は次のページの地域生活支援事業委託料16事業者分、扶助費は介護給付費1,613件、重度心身障害者医療費補助延べ4,271件、障害児通所給付費182件、自立支援医療給付費13件、次の民生委員活動事業費は、報償費が主なものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金、少子化対策事業は28件分の出産祝い金、89ページの各給付金事業は、臨時福祉給付金1,610名分、前年度繰越分の年金生活者等支援臨時福祉給付金1,260名分、経済対策臨時福祉給付金1,320名分、そのほか福祉基金への積み立てでございます。

次のページ、目2 国民年金費は職員の人件費と国民年金事務に係る経費でございます。

目3 老人福祉費の主な内容は、緊急通報システム業務委託料451件、外出支援サービス委託料6,698回分でございます。敬老祝事業費の報償費は、敬老祝い金174人分、祝い品252人分でございます。その他、老人クラブ活動に対する補助金や地域ボランティア事業補助金でございます。

次のページをお開きください。

目4 青少年女性対策費は、青少年相談員の報酬及び活動に係る経費と大多喜町青年サークルへの結婚支援事業補助金でございます。

目5 介護保険事業費は、介護保険事業の推進に係る経費で、主なものは地域包括センターの運営経費、介護保険特別会計への繰出金、次のページの次期介護保険事業計画策定業務委託料などでございます。

目6 後期高齢者医療費の主なものは、後期高齢者医療広域連合負担金、療養給付費及び後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。

次の項2 児童福祉費の支出済額は3億9,859万9,204円でございます。

目1 児童福祉総務費は職員の人件費のほか、次のページの子ども医療対策事業の扶助費は、乳幼児医療費5,002件、児童医療費小学生分4,221件、中学生分1,837件の助成でございます。

目2 児童措置費の主な内容は、扶助費の児童手当及びその支給事務に係る経費でございます。

目3 母子福祉費のひとり親家庭等医療費は、通院件数延べ208件、調剤件数延べ43件の助成でございます。

次の目4 児童福祉施設費は、職員の人件費、保育園管理運営事業は、保育園嘱託医の報酬、臨時保育士、臨時調理員の賃金、次のページの給食用賄材料費、保育園の施設警備や保守点検料、園児の送迎バス委託料やつぐみの森保育園の借地料等でございます。そのほか、児童クラブの運営経費や、次のページの地域子育て支援センターの運営経費などが主なものでございます。

款4 衛生費の支出済額は、4億7,781万2,408円で、項1 保健衛生費の支出済額は2億1,232万933円でございます。

目1 保健衛生総務費の主なものは、職員の人件費と国保国吉病院の負担金でございます。

目2 予防費は次のページにわたりますが、各種検診事業や予防接種事業、健康増進事業等に係る経費で、実績については検診事業受診者5,754人、予防接種事業3,599人でございます。そのほか、高齢者肺炎球菌ワクチンの助成等に関するものが主な内容でございます。

104、105ページをお開きください。

目3 環境衛生費は、職員の人件費、環境対策審議委員の報酬、不法投棄監視員の報償費、夷隅環境衛生組合負担金、次のページの住宅用太陽光発電設備導入促進補助金、合併処理浄化槽7基分の補助金、小水力発電所の管理運営経費や環境基金への積み立てが主な内容でございます。

続いて目4 母子保健事業費は、母子保健事業の運営に係る協力医の報酬や、健康診査に係る消耗品や健康診査の委託料でございます。

108、109ページをお開きください。

目5火葬場費は、運営委員会の委員報酬のほか、燃料費、施設修繕料、管理経費、施設の点検管理、火葬炉運転業務などの委託料や、火葬炉改修工事が主なものでございます。

目6地域し尿処理施設管理費は、船子城見ヶ丘団地内の56戸の利用するコミュニティプラントの維持管理経費でございます。

次の項2清掃費の支出済額は1億6,560万4,475円で、目1清掃総務費は職員の人件費、次のページの臨時職員の賃金、一般廃棄物処理施設建設基金への積み立てが主な内容でございます。

続いて目2塵芥処理費は、環境センターの管理運営に係る経費で、ごみ収集委託料や粗大ごみ処理委託料、ごみ袋の作成や販売委託料、一般廃棄物処分業務委託料、次のページの工事請負費はベルトコンベア設置工事で、そのほかいすみクリーンセンター塵芥処理負担金などが主なものでございます。

項3上水道費の支出済額は9,988万7,000円で、主なものは水道企業会計に対する上水道高料金対策補助金と南房総広域水道企業団に対する補助金及び出資金でございます。

次の款5農林水産業費の支出済額は2億117万7,888円で、項1農業費の支出済額は1億2,138万4,742円でございます。

目1農業委員会費は、職員の人件費及び農業委員会委員の報酬、事務経費のほか、各種業務委託料が主な内容でございます。

次の114、115ページをお開きください。

目2農業総務費は、職員の人件費と農家組合長の報酬等が主な内容でございます。

次の目3農業振興費は、農業再生協議会補助金、青年就農者確保育成給付金事業補助金、農業生産法人等誘致事業が主なものでございます。

次のページをお開きください。

目4畜産業費は、関係する各種団体に対する補助金及び負担金でございます。

次の目5農地費の主なものは、平沢ダムの管理委託料、次のページの多面的機能支払交付金12件、中山間地域等直接支払交付金4件などでございます。

次の目6農業施設費は、次のページにわたりますが、基幹集落センターを初め、各農業関係施設の維持管理経費などでございます。

120ページの項2林業費の支出済額は7,979万3,146円で、目1林業総務費は、職員の人件費や事務経費、次のページの関係機関の負担金、有害鳥獣の捕獲報償金、駆除委託料、有害

獣被害防止の物理柵、電気柵等に係る補助金等が主な内容でございます。

目2 林業振興費は、森林の機能を維持していくための間伐や下刈り、枝打ち等を行う森林整備事業委託料でございます。

目3 大多喜県民の森運営費は、職員の人件費、臨時職員の賃金、竹細工や各種講座等の講師謝礼、次のページの光熱水費などの施設管理運営経費でございます。

款6 商工費と項1 商工費の支出済額は同額の6,964万1,927円でございます。

目1 商工総務費は、職員の人件費のほか、商工関係の事務及び管理経費でございます。

目2 商工業振興費は、次のページの商工会への補助金、商店街街路灯修繕事業補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金、商い資料館の管理経費、空き家等を活用した起業支援事業補助金等が主なものでございます。

目3 観光費は、公衆トイレや公園の維持管理、町営駐車場の管理業務委託料、大多喜駅前の観光センターの維持管理経費、129ページの観光振興事業は、お城まつり実行委員会、町観光協会や関係団体への補助金及び負担金が主なものでございます。

○議長（野村賢一君） 説明の途中で大変恐縮でございますが、ここで10分間休憩したいと思います。

（午後 1時57分）

---

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時08分）

---

○議長（野村賢一君） 会計室長、続いてお願いします。

○会計室長（鈴木久直君） それでは、引き続き130ページの款7 土木費から説明させていただきます。

款7 土木費の支出済額は4億202万9,289円で、項1 土木管理費の支出済額は2億372万8,620円でございます。

目1 土木総務費の主なものは、職員の人件費と、次のページの臨時職員賃金、道路照明32カ所分の電気料金、パソコン用ソフト保守委託料やその借り上げ料、各種団体への負担金や補助金、道路整備基金への積み立てでございます。

目2 登記費は、職員の人件費のほか、次のページ、用地測量委託料、測量機器の保守委託料や使用料が主なもので、登記実績は所有権移転登記、分筆登記など19件でございます。

次の目3 国土調査費は、地籍調査に係る臨時職員の賃金のほか、事務経費や、船子、森宮、新丁、小沢又の4地区の地籍調査委託料が主な内容でございます。

136、137ページをお開きください。

目4 道の駅管理費は、石神地先の道の駅の維持管理費等で、トイレの水道使用料や清掃管理業務委託料が主なものでございます。

項2 道路橋梁費の支出済額は1億6,926万5,134円で、目1 道路維持費は町道の補修員と臨時作業員に係る経費、公用車の燃料費。委託料は、町道舗装維持管理に係る修繕計画策定業務委託料。工事請負費は、町道田代寺下線の舗装修繕工事と葛藤筒森線町道補修工事で、備品購入費はミニショベルカーなどの建設車両等の購入でございます。

目2 道路新設改良費は、職員の人件費と、次のページの測量設計委託料は増田小土呂線ほか5路線分で、工事請負費は増田小土呂線の歩道整備工事や中野大多喜線の道路改良工事、道路排水整備工事等が主なものでございます。

目3 橋梁維持費は、町道横山大久保線の大久保橋ほか橋梁長寿命化改善計画策定等に係る業務委託料と、町道小土呂若宮線の橋梁補修工事が主なものでございます。

目4 交通安全対策費の区画線工事は、新丁行徳線ほかで、交通安全対策材料はカーブミラー一等の購入費でございます。

項3 都市計画費の支出済額は6万6,960円で、目1 街路事業費は街並み整備事業の設計審査業務委託料でございます。

項4 住宅費の支出済額は2,896万8,575円で、目1 住宅管理費は、次のページにわたりますが、町営住宅9団地111戸の管理に関する経費で、主なものは黒原団地の屋根修理等に係る施設修繕料、長寿命化のための町営住宅保守計画策定業務委託料等でございます。

目2 住宅造成費は、城見ヶ丘団地の定住化補助金1件が主なものでございます。

目3 住宅助成費は、定住化対策を目的としたもので、住宅取得奨励金16件、住宅リフォーム補助金19件でございます。

目4 住宅建設費は、横山宮原住宅建設に係る立木伐採撤去委託料と、上水道加入負担金でございます。

款8 消防費、項1 消防費の支出済額は同額で3億3,278万2,056円でございます。

142、143ページをお開きください。

目1 常備消防費は、夷隅郡市広域常備消防負担金で、目2 非常備消防費は、消防団員353名分の報酬と消防団員の健康診査委託料、退職報償金支給事務負担金等でございます。

目3 消防施設費の消防用施設整備事業の主なものは、次のページの工事請負費、堀之内地先ほか5カ所の防火水槽等改修工事と、6カ所の消火栓改修工事負担金でございます。消防機械器具整備事業は、各分団における消防車の燃料、車両の車検や整備費用、ポンプ自動車及び小型動力ポンプつき積載車の購入が主な内容でございます。

目4 災害対策費は、災害の発生が懸念される場合の職員の時間外手当、役場庁舎の非常用発電機設置工事等のその他管理委託料、次のページの久保排水機場及び葛藤・八声水門管理委託料、防災行政無線施設保守委託料等が主なものでございます。

146ページの款9 教育費の支出済額は3億9,314万3,855円で、項1 教育総務費の支出済額は9,713万3,279円でございます。

目1 教育委員会費は、教育委員の報酬や教育委員会活動に要する事務費、関係団体負担金等でございます。

目2 事務局費は、教育長人件費や職員の人件費、次の149ページの教育委員会事務事業の特別支援教育支援員及び学校用務員の賃金、関係団体への負担金や補助金、151ページの小中学校施設整備基金への積み立てが主なものでございます。

項2 小学校費の支出済額は5,154万8,276円で、目1 学校管理費の小学校管理事務事業は、学校医、薬剤師の報酬のほか、西小学校及び大多喜小学校の送迎バス委託料等が主な経費で、小学校施設管理事業は光熱水費、教育用パソコン等のリース料が主なものでございます。

153ページの学校管理事業は、町内2小学校の管理事務経費や学校施設管理経費でございます。

目2 教育振興費は、2小学校の教材備品等の購入費、クラブ活動助成補助金や遠距離通学費補助金。155ページの小学校教育振興事業は、英語教室と低学年の外国語活動委託料で、扶助費は要保護・準要保護児童等24人分の学校用品の就学支援、7人分の特別支援教育就学奨励費でございます。

次の項3 中学校費の支出済額は3,507万1,178円で、目1 学校管理費の中中学校管理事務事業は、学校医、薬剤師の報酬のほか、中学校施設管理事業の光熱水費、教育用パソコン等リース料、2中学校の管理事務経費や学校施設管理経費でございます。

目2 教育振興費は、2中学校の教材備品等購入費、クラブ活動や各種大会への生徒派遣費補助金、遠距離通学生徒の通学費補助金等が主な内容でございます。

159ページの中中学校教育振興事業の委託料は、中学校外国語指導助手委託料で、扶助費は準要保護生徒等5人分の学用品等の就学支援や、5人分の特別支援教育就学奨励費ござい

ます。

負担金補助及び交付金は、平成29年1月より実施された中学校の学校給食費補助金197人分でございます。

次の項4社会教育費の支出済額は6,965万5,256円で、目1社会教育総務費は、職員の人件費のほか、社会教育委員の報酬、生涯学習推進事業は町民カレッジや、おいでよ子ども土よう塾等の開催経費、旧田代分校の管理費、社会教育関係団体への負担金や補助金でございます。

160ページの目2公民館費は、公民館運営のための維持管理経費でございます。中でも決算額の大きなものは光熱水費、施設や設備の管理委託料、公民館バスの管理経費でございます。

162ページの目3図書館費は、図書館天賞文庫の管理運営経費及び図書の購入費、各種活動に要した経費でございます。

次のページの冊子等作成業務委託料は、移住希望者向け冊子「あてら」作成委託料でございます。

次の目4文化財保護費は、町文化財保護に係る補助金等が主なものでございます。

目5視聴覚教育費は、夷隅郡視聴覚教材センターの負担金でございます。

項5保健体育費の支出済額は1億3,973万5,866円で、目1保健体育総務費は職員の人件費、スポーツ推進委員の報酬や、ジュニアスポーツクラブやリズムウォーキングなどの主要事業に係る経費と、次のページの教育関係団体補助金や負担金が主なものでございます。

目2体育施設費は、海洋センターや野球場、テニスコート、総合運動場の管理運営経費で、主なものとして光熱費や野球場芝管理委託料、プール監視業務委託料等でございます。

168ページの目3学校給食費は、職員の人件費のほか、学校給食センターの管理運営に係る経費でございます。管理運営事業の主なものは臨時調理員の共済費や賃金、光熱水費、賄材料費、次のページの給食配送委託料、工事請負費は、排水処理施設ブロワ交換工事や給食センター雨どい改修工事でございます。

次の、款10災害復旧費の支出額は1,874万5,075円でございます。

道路橋梁災害復旧事業の主なものは、昨年9月の大雨で崩落した町道老津線の崩落箇所復旧設計業務委託料と、町道黒原上野線ほか1件の災害復旧工事でございます。

款11公債費の支出済額は4億8,553万5,764円でございます。これらの支出は、今まで借り入れた起債198件分の元金及び利子でございます。



172、173ページをお開きください。

款12予備費の当初予算額は500万円で、予備費を充当した額は48万6,000円でございます。

歳出合計の支出済額は63億8,343万4,275円、翌年度繰越額の繰越明許費は1億3,999万3,000円、事故繰越は632万5,000円、不用額は2億3,601万7,725円でございます。

以上が一般会計歳出決算の事項別明細書の状況でございます。

次の174ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。この表は、会計年度の実質的な収入、支出の額を示したものでございます。

区分及び金額でございますが、1、歳入総額66億7,429万5,000円。2、歳出総額63億8,343万4,000円。3、歳入歳出差引額2億9,086万1,000円。4、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額7,487万7,000円、事故繰越繰越額632万5,000円。5、実質収支額は繰越額を差し引いた2億965万9,000円となりました。

以上で、平成28年度の大多喜町一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでございました。

次に、議案第50号 平成28年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、議案第50号 平成28年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

決算書の182ページ、183ページをお開きください。

歳入。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1基金利子の収入済額は21万円で、鉄道経営対策事業基金を運用した利子となります。歳入合計につきましても、同額の21万円となります。

次のページをお開きください。

歳出。

款1鉄道経営対策事業費、項2鉄道経営対策事業費、目1事業費、節25積立金21万円は、鉄道経営対策事業基金の利子を基金へ積み立てたものでございます。歳出合計につきましても同額の21万円でございます。

なお、積み立て後の基金残高は4億4,373万5,589円となります。

次のページをお開きください。

実質収支に関する調書は、歳入総額と歳出総額が同額のため、歳入歳出差引額以降の行はゼロ円となっております。

以上で、鉄道経営対策事業基金特別会計の説明を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第51号 平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、議案第51号についてご説明申し上げます。

決算の説明の前に、国民健康保険の状況でございますが、加入者数は平成29年3月末時点で前年度と比較し6.6パーセント減の2,859人、世帯数は5.5パーセント減の1,677世帯となっております。

加入者の年齢構成を見ますと、65歳以上75歳未満の割合が加入者全体の44パーセント、60歳以上で見ますと約57パーセントを占めており、加入者の高齢化が進んでいます。

決算収支につきましては、前年度と比較し、歳入は1.8パーセント、歳出は5.7パーセントそれぞれ減少しております。

それでは、決算につきまして事項別明細書によりご説明させていただきます。

決算書は198、199ページになります。

初めに歳入でございます。

説明は、款2一部負担金以降は、科目及び収入済額を読み上げさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

款1国民健康保険税、予算現額2億9,680万円。右のページになりますけれども、調定額3億9,536万2,920円、収入済額2億8,976万5,912円、不納欠損額1,154万450円、収入未済額9,405万6,558円となります。収納率は現年度分94.04パーセント、滞納繰越分で12.02パーセントでございます。不納欠損につきましては、地方税法の規定による時効成立等によるもので181件でございます。

国民健康保険税の内訳としまして、目1一般被保険者国民健康保険税、調定額3億8,671万4,735円、収入済額2億8,246万8,251円、不納欠損額1,122万5,493円、収入未済額9,302万991円。

目2 退職被保険者等国民健康保険税、調定額ですけれども864万8,185円、収入済額729万7,661円、不納欠損額31万4,957円、収入未済額103万5,567円でございます。

款2 項1 目1 一部負担金につきましては、収入はございませんでした。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料、右のページになりますけれども、10万3,900円でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、次のページ、200ページ、201ページになりますけれども、目1 療養給付費等負担金2億513万1,668円。医療費及び後期高齢者支援金、介護納付金等の国庫負担金でございます。

目2 高額医療費共同事業負担金1,036万4,608円。高額療養費共同事業拠出金の4分の1を国が負担するものでございます。

目3 特定健康診査負担金140万円、補助率は国基準額の3分の1でございます。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金5,929万6,000円。市町村間の財政の均衡を図るため、国から交付されるものでございます。

目2 国民健康保険制度関係準備事業補助金54万円。国保広域化に伴うシステム改修の補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

款5 項1 目1 療養給付費交付金3,095万3,000円、退職被保険者等の医療費に係る交付金でございます。

款6 項1 目1 前期高齢者交付金3億6,947万9,019円。65歳から75歳未満の医療費負担を軽減するための交付金でございます。

款7 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金1,036万4,608円です。高額医療費共同事業拠出金の4分の1を県が負担するものでございます。国庫負担金と同額が交付されております。

目2 特定健康診査負担金140万円。特定健康診査の県負担金でございます。

項2 県補助金、目1 財政調整交付金9,836万1,000円。国保財政の平準化を図るための補助金でございます。

次のページ、202、203ページをお願いします。

款8 項1 目1 共同事業交付金2億8,571万2,779円。内訳としまして、高額医療費共同事業交付金、節1ですけれども、レセプト1件当たり80万円を超えるものに対して交付されるものです。節2 保険財政共同安定化事業交付金は、全ての医療費に対して実績に応じて交付されるものでございます。いずれも国保連合会からの交付になります。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金1億4,558万7,704円でございます。

節1としまして、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は、県及び町からの繰入金で、負担率は県4分の3、町4分の1でございます。軽減の実績に応じて法定の繰入金となります。節2保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は、国・県及び町からの繰入金で、負担率は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。節3職員給与費等繰入金は、人件費及び事務費に対する繰入金でございます。節4助産費等繰入金は、出産育児一時金の3分の2相当額を繰り入れするものでございます。節5財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化及び保険税の負担の平準化に対する繰入金でございます。節6財政調整繰入金は、一般会計からの法定外の繰入金となります。節7特定健康診査等事業費繰入金は、特定健康診査の追加検診項目に対する繰入金でございます。

款10項1繰越金1億2,298万9,160円、前年度繰越金でございます。

款11諸収入96万5,277円は、項1延滞金及び過料3万1,077円、次のページになりますけれども、項2雑入93万4,200円の内訳としまして、一般被保険者第三者納付金、第三者行為による国保連合会からの納付金となります。

目6雑入の節1特定健康診査徴収金になりますけれども、こちらは40歳以上70歳未満の国民健康保険加入者が受けた特定健康診査の個人の徴収金になります。1人当たり500円ということです。節2一般被保険者指定公費分は、昭和19年4月1日以前に生まれた方について、窓口負担が本来2割のところ、1割負担となっておりますが、残りの1割分を国が補填するものになります。節6特定健康診査負担金精算金は、平成27年度特定健康診査負担金の確定に伴う国・県の追加交付金でございます。節7診療報酬返還金でございますけれども、医療機関の過誤申し出による返還金となります。

歳入合計、予算現額15億8,309万3,000円、調定額17億3,801万1,643円、収入済額16億3,241万4,635円、不納欠損額1,154万450円、収入未済額9,405万6,558円でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたしますので、次のページをお開きください。

科目及び支出済額について読み上げさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、右のページになりますが、支出済額3,250万9,766円。備考欄記載のとおり、職員4名分の人件費及び事務費、あと国民健康保険連合会への負担金となります。

国民健康保険事務費の主な支出は、委託料としまして、基幹系システム大量一括処理委託料、レセプト電算処理委託料、パソコン用ソフトの修正委託料となります。あと、使用料及

び賃借料としてパソコンソフトの使用料等でございます。

項 2 目 1 運営協議会費 8 万 500 円。こちらは、国民健康保険運営協議会 3 回分の委員報酬となります。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費 6 億 8,597 万 6,641 円となります。

目 1 一般被保険者療養給付費 6 億 5,775 万 7,849 円は、一般分の医療費でございます。

次のページになりますが、目 2 退職療養者等療養給付費 2,100 万 9,441 円でございます。こちらは、厚生年金、共済年金等の受給者で、65 歳未満の方の医療費になります。

目 3 一般被保険者療養費 564 万 5,917 円。補装具等の医療費で、償還払い分でございます。

目 4 退職被保険者等療養費 8 万 412 円。退職被保険者等の償還払い分でございます。

目 5 審査及び支払手数料 148 万 3,022 円は、レセプトの審査手数料等でございます。

項 2 高額療養費 9,361 万 1,197 円。

内訳としまして、目 1 一般被保険者高額療養費 8,881 万 3,264 円です。

目 2 としまして、退職被保険者等高額療養費 479 万 7,933 円でございます。

目 3 一般被保険者等高額介護合算療養費及び、次のページになりますが、退職被保険者等高額介護合算療養費は支出はございません。

項 3 移送費につきましても、支出はございませんでした。

項 4 目 1 出産育児一時金 126 万 630 円。支給件数は 3 件で、1 件当たり 42 万円を支給するものでございます。

続きまして、項 5 目 1 葬祭費 75 万円。国民健康保険に加入されている方が亡くなった場合に支給されるもので、1 件当たり 5 万円で、支給件数は 15 件となります。

款 3 項 1 後期高齢者支援金 1 億 6,349 万 9,279 円です。後期高齢者医療制度を支えるため、国保加入者全員が負担する支援金及び、次のページになりますが、事務費の拠出金になります。

款 4 項 1 前期高齢者納付金等、目 1 前期高齢者関係事務費拠出金 11 万 7,972 円。65 歳から 75 歳未満の国保加入者に応じて納付するものでございます。

款 5 項 1 老人保健拠出金、目 1 老人保健事務費拠出金 5,846 円になりますけれども、老人保健制度の精算事務費となります。

款 6 項 1 目 1 介護納付金 8,734 万 8,509 円。40 歳から 65 歳未満の国保加入者が負担する介護給付費納付金となります。

款 7 項 1 共同事業拠出金、目 1 高額療養費共同事業拠出金 4,145 万 8,435 円は、レセプト 1

件当たり80万円を超える医療費に係る共同事業の拠出金となります。

次のページ、214、215ページをお願いします。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金 2億9,764万6,085円になります。こちらは、レセプト1件当たり80万円未満の医療費に係る共同事業拠出金でございます。国民健康保険連合会へ拠出しているものになります。

目3 その他共同事業拠出金287円でございます。

款8項1目1 保健事業費407万3,255円は、備考欄記載のとおり、国保総合健康づくり支援事業とし、主なものとして人間ドック経費の補助金になります。受診者は86名分で370万497円が主なものでございます。

項2目1 特定健康診査等事業費999万5,156円は、備考欄に記載のとおり、特定健康診査の委託料が主なものになります。

款9 諸支出金2,253万5,094円は、次のページになりますけれども、一般被保険者保険税還付金306万2,000円、目3 償還金1,947万3,094円。こちらは平成27年度国庫負担金等の確定に伴います返還金でございます。

款10項1 基金積立金、目1 財政調整基金積立金1,050万円は、国保財政調整基金へ積み立てるものであります。

款11 予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計、予算現額15億8,309万3,000円、支出済額14億5,136万8,652円、不用額1億3,172万4,348円でございます。

次のページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、単位は千円単位です。

歳入総額16億3,241万5,000円。歳出総額14億5,136万9,000円。歳入歳出差引額1億8,104万6,000円。実質収支額1億8,104万6,000円でございます。

実質収支額につきましては、翌年度に繰り越しとなりますけれども、使途としましては平成28年度の国庫負担金等の額が確定したことによる返還が見込まれるための財源、予算不足が生じた場合の補正財源、また平成29年度保険税率を据え置きしたことによる歳入不足の補填財源に充当を予定しております。

以上で、平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計の決算の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(午後 2時55分)

---

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時05分)

---

○議長（野村賢一君） 次に、議案第52号 平成28年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、議案第52号について、ご説明を申し上げます。

事項別明細書によりご説明させていただきますので、決算書226、227ページをお願いいたします。説明は、款2 使用料及び手数料以降は、科目及び収入済額を読み上げさせていただきますので、ご了承をお願いします。

初めに、歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料、予算額7,885万1,000円、右のページになりますが、調定額7,778万5,000円、収入済額7,741万5,600円、収入未済額36万9,400円でございます。収納率につきましては、現年度分99.8パーセント、滞納繰越分27.6パーセントでございます。

保険料の内訳としまして、目1 特別徴収保険料、調定額及び収入額とも5,196万4,500円でございます。年金からの特別徴収分となりますので、収納率は100パーセントでございます。

目2 普通徴収保険料、現年度分と滞納繰越分を合わせまして、調定額で2,582万500円、収入済額としまして2,545万1,100円、収納率は98.6パーセントでございます。現金納付や口座振替によるものでございます。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料、右のページになりますけれども、収入済額1万7,400円でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金84万1,044円は、事務費相当の繰入金になります。

目2 保険基盤安定繰入金3,730万5,659円は、保険料の軽減対象者分の繰入金で、負担割合は県4分の3、町4分の1となります。

款4 項1 目1 繰越金383万1,800円、前年度からの繰越金でございます。

款5 諸収入41万700円は、保険料還付金でございます。

歳入合計でございますが、予算現額 1 億2,139万6,000円、調定額 1 億2,019万1,603円、収入済額 1 億1,982万2,203円、収入未済額36万9,400円でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

次のページをお願いします。

科目及び支出済額を読み上げさせていただきます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、支出済額61万8,428円です。備考欄記載のとおり、需用費、役務費、委託料等になります。

項 2 目 1 徴収費24万16円、備考欄記載のとおり、保険料徴収に係る経費でございます。

款 2 項 1 目 1 後期高齢者医療広域連合納付金 1 億1,853万6,459円、被保険者様から納付されました保険料及び保険基盤安定繰入金を後期広域連合へ納付するものでございます。

款 3 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金41万700円、転出等による保険料を還付したのになります。

項 2 繰出金については、支出はございません。

次のページになりますけれども、230、231ページになります。

歳出合計、予算現額 1 億2,139万6,000円、支出済額 1 億1,980万5,603円、不用額159万397円となります。

次のページ、232ページになります。

実質収支に関する調書で、単位は千円単位でございます。

歳入総額 1 億1,982万2,000円、歳出総額 1 億1,980万5,000円、歳入歳出差引額 1 万7,000円、実質収支額 1 万7,000円でございます。

実質収支額につきましては、翌年度に繰り越すこととなりますけれども、こちらの繰越額は平成29年度に後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

以上で、平成28年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算の説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第53号 平成28年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） それでは、議案第53号について、ご説明をいたします。



決算の明細については事項別明細書でご説明をいたしますので、決算書の242ページ、243ページをお開きください。

まず歳入でございますが、款1保険料、調定額1億9,692万4,700円、収入済額1億9,116万5,000円、収納率97.08パーセント。内容につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。不納欠損額56万6,900円は、時効成立した延べ25名分の保険料でございます。

これ以降につきましては、収入済額を主に説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

款2分担金及び負担金、項1負担金、目1介護予防教室事業参加者負担金26万4,500円は、いきいき塾参加者負担金、認知症予防教室参加者負担金でございます。

款3使用料及び手数料、項1手数料、収入済額9万280円、目1事務手数料4万9,380円、これは認定情報の情報公開に伴う手数料でございます。

次に、目2督促手数料は4万900円ございました。

款4国庫支出金、収入済額2億5,523万5,314円、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億7,243万7,805円は、介護給付費に係る国の法定負担金でございます。

項2国庫負担金、目1調整交付金、収入済額7,640万1,000円につきましては、介護保険の財政調整を図るため、第1号被保険者の年齢別、階層別分布状況、所得の分布状況を考慮して市町村に交付されるものでございます。

目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、収入済額374万9,464円、包括的支援事業・任意事業費に係る国の法定負担金でございます。

目4地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、収入済額246万7,045円は、総合事業に係る国の法定負担金でございます。

款5支払基金交付金、収入済額2億7,925万1,834円、244ページ、245ページをお開きください。

項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、収入済額2億7,639万4,834円は、介護給付費に係る第2号被保険者分の法定交付金及び平成27年度分の精算に伴う追加交付金でございます。

目2地域支援事業支援交付金、収入済額285万7,000円は、地域支援事業費に係る第2号被保険者分の法定交付金でございます。

款6県支出金、収入済額1億5,415万110円。

項1 県負担金、目1 介護給付費県負担金、収入済額1億5,093万6,600円は、介護給付費に係る県の法定負担金でございます。

項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、収入済額187万4,732円、目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、収入済額133万8,778円につきましては、それぞれ地域支援事業に係る県の法定負担金でございます。

款7 繰入金、収入済額1億9,091万892円。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、収入済額1億7,903万3,892円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る町の法定負担金並びに職員人件費、事務費及び低所得者の保険料軽減に係る繰入金でございます。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金、収入済額1,187万7,000円は、介護給付費の第1号被保険者分の不足を補うために繰り入れたものでございます。

246、247ページをお開きください。

款8 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、収入済額4,724万922円は、前年度の繰越金でございます。

款9 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料につきましては、実績がございませんでした。

項2 及び目1 雑入、収入済額27万4,187円は、生活保護者認定調査等手数料、予防給付介護負担金、介護予防ケアマネジメント負担金及び介護給付費返還金でございます。

以上、歳入合計11億1,858万3,039円でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

248ページ、249ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額を主に説明させていただきます。なお、支出のない科目は割愛をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

款1 総務費、支出済額4,223万1,897円。

項1 総務管理費、目1 一般管理費、支出済額3,310万8,004円は、職員の人件費及び介護保険事業の事務的経費でございます。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費、支出済額102万6,207円は、第1号被保険者保険料の賦課及び徴収事務に係る経費でございます。

項3 介護認定審査会費、目1 介護認定審査等費、支出済額461万70円は、認定調査に従事する臨時職員の賃金、主治医意見書作成手数料及び認定調査委託料でございます。

250ページ、251ページをお開きください。

目 2 介護認定審査会共同設置負担金、支出済額345万9,616円は、2市2町による審査会共同設置に係る負担金でございます。

項 5 及び目 1 選定委員会費、支出済額 2 万8,000円は、小規模多機能型居宅介護施設を公募した際の公的介護施設等整備事業者選定委員会の委員報酬でございます。

款 2 保険給付費、支出済額 9 億7,688万157円。

項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費、支出済額 3 億459万4,804円は、訪問系サービス、通所系サービス及び短期入所等に係る給付費でございます。

目 2 地域密着型サービス給付費、支出済額5,131万7,277円は、グループホーム等の地域密着型サービスに係る給付費でございます。

目 3 施設介護サービス給付費、支出済額 4 億8,733万8,522円は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設入所に係る給付費でございます。

252、253ページをお開きください。

目 4 居宅介護福祉用具購入費、支出済額80万9,209円は、入浴や排せつ等に使用する補助用具の購入について、対象経費10万円を限度に給付するものでございます。

目 5 居宅介護住宅改修費、支出済額252万6,415円は、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をした際、対象経費20万円を限度に給付するものでございます。

目 6 居宅介護サービス計画給付費、支出済額4,035万9,786円は、ケアマネジャーが作成するケアプランの作成費でございます。

項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費、支出済額1,706万9,841円は、要支援 1、2 の方に対する訪問系サービス、通所系サービス及び短期入所等に係る給付費でございます。

目 3 介護予防福祉用具購入費、支出済額26万960円は、要支援 1、2 の方に対する福祉用具の購入経費で、対象経費10万円を限度として支給したものでございます。

目 4 介護予防住宅改修費、支出済額132万5,770円、254ページ、255ページをお開きください、これは要支援 1、2 の方に対する住宅改修に要する経費で、対象経費20万円を限度として支給したものでございます。

目 5 介護予防サービス計画給付費、支出済額291万8,809円は、要支援 1、2 の方に対するケアプランの作成費でございます。

項 3 その他諸費、目 1 審査支払手数料、支出済額67万2,204円は、国保連合会への介護給付費に係る審査支払手数料でございます。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費、支出済額2,107万727円は、月額の利用者負担額が一定額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものです。

項5 高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス費、支出済額108万7,059円は、介護保険と医療保険の両方の自己負担額が合算して年額の限度額を超えた場合、超えた分について保険給付するものでございます。

256、257ページをお開きください。

項6 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費、支出済額4,550万1,074円は、低所得者の施設利用が困難とならないよう、所得に応じ食事と居住費の一定額を超えた分について保険給付するものです。

目2 特定入所者介護予防サービス費、支出済額2万7,700円は、特定入所者介護サービス費と内容は同じで、対象者が要支援1、2の方のものとなります。

款3 地域支援事業費、支出済額2,688万5,605円、項2 包括的支援事業・任意事業、目1 任意事業費、支出済額168万9,949円は、介護保険事業の安定的な運営及び地域の実情に応じ必要な支援を行うもので、介護給付費の適正化や家族介護支援等の事業に係る経費でございます。

258、259ページをお開きください。

目2 包括的支援事業、支出済額1,382万5,882円は、地域包括支援センター職員の人件費及び事務的経費でございます。

項3 介護予防・日常生活支援サービス事業費、目1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、支出済額821万3,234円は、総合事業に移行した要支援1、要支援2の方の訪問型サービス、通所型サービス及びケアプラン作成に係る経費でございます。

項4 その他諸費、目1 審査支払手数料、支出済額1万6,796円は、国保連合会への総合事業費に係る審査支払手数料でございます。

項5 一般介護予防費、目1 一般介護予防事業費、支出済額313万9,744円、260ページ、261ページをお開きください、これは高齢者及びその支援のための活動にかかわる者を対象に行う事業等に係るもので、具体的には介護予防の普及啓発に資する介護予防教室の開催、介護予防にかかわるボランティア及び地域で活動するグループや団体の育成、支援、地域住民が行う介護予防教室等への技術的助言等をするため、リハビリ訓練士等を派遣する経費などでございます。

款4 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金、支出済額2,632万

1,611円は、前年度から繰り越された保険料及び支払基金交付金の精算に伴う過年度交付分の積み立てでございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付金、262、263ページをお開きください、目1償還金及び還付金、支出済額1,289万4,551円は、平成27年度分の精算に伴う国・県支払基金への返還金及び過年度分保険料の還付金でございます。

以上、歳出合計10億8,521万3,821円でございます。

264ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額11億1,858万3,000円、2、歳出総額10億8,521万4,000円、3、歳入歳出差引額3,336万9,000円。実質収支額の3,336万9,000円につきましては、平成28年度分の精算に伴う国・県支払基金等への返還金、平成29年度保険給付費などの財源となるものでございます。

以上で、平成28年度大多喜町介護保険特別会計の決算の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第54号 平成28年度大多喜町水道事業会計決算認定について説明願います。  
環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 議案第54号 平成28年度大多喜町水道事業会計決算の認定について説明いたします。

別冊の水道事業会計決算書によりご説明申し上げますので、1ページをお開き願いたいと思います。

平成28年度大多喜町水道事業決算報告書。

（1）収益的収入及び支出。

収入。第1款水道事業収益の決算額は4億9,701万6,404円、第1項営業収益3億1,296万5,272円、第2項営業外収益1億8,405万1,132円です。

支出。第1款水道事業費用の決算額は4億8,108万5,449円、第1項営業費用4億4,691万3,752円、第2項営業外費用3,417万1,697円、第3項予備費につきましてはありません。

次に、2ページの資本的収入及び支出。

収入。第1款資本的収入の決算額は5,751万3,583円、第1項負担金551万3,583円、第2項企業債5,200万円、第3項固定資産売却代金はありませんでした。

支出。第1款資本的支出の決算額は2億621万7,021円、第1項建設改良費1億2,147万8,933円、第2項企業債償還金8,473万8,088円です。

資本的収入及び支出において、資本的収入が資本的支出額に不足する額1億4,870万3,438円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額780万7,031円及び過年度分損益勘定留保資金1億2,637万6,916円及び当年度分損益勘定留保資金1,451万9,491円で補填いたしました。

次に、3ページをお開き願いたいと思います。

平成28年度大多喜町水道事業損益計算書になります。

1、営業収益。(1)給水収益2億8,801万9,855円、(2)その他営業収益183万4,381円。営業収益の合計は2億8,985万4,236円となります。

2、営業費用は、(1)原水及び浄水費から(6)その他営業費用までの合計額は4億2,974万9,971円となります。この結果、営業損失といたしまして1億3,989万5,735円となりました。

3、営業外収益。(1)受取利息及び配当金から(5)雑収益までの合計は1億8,402万1,018円です。

4、営業外費用。(1)支払利息3,107万5,132円、(2)雑支出265万2,765円で、営業外費用の合計額は3,372万7,897円でございます。この結果、営業外利益といたしまして、1億5,029万3,121円となりました。このため、水道事業としての経常利益は1,039万7,386円となりました。これにより、当年度純利益は1,039万7,386円となり、前年度繰越利益剰余金660万2,429円がありましたので、最終的に当年度未処分利益剰余金は1,699万9,815円となりました。

次に、4ページをごらんください。

平成28年度大多喜町水道事業剰余金計算書です。

当年度の変動額はありませんでした。

利益剰余金については、当年度純利益1,039万7,386円の発生に伴いまして、利益剰余金の年度末残高が1,699万9,815円となり、資本合計は12億6,123万8,406円となりました。

次に、5ページをお開き願いたいと思います。

上段部分の平成28年度大多喜町水道事業剰余金処分計算書になります。

先ほどご説明いたしました損益計算書において、当年度未処分利益剰余金1,699万9,815円の処分方法について、全額を未処分利益剰余金として翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、平成28年度大多喜町水道事業貸借対照表ですが、これは水道事業の平成29年3月31日現在の財政状態を示した表になりますが、内容につきましては割愛させていただきます。

1、資産の部。(1)有形固定資産の合計は31億4,567万6,650円で、前年度に比べまして4,351万217円の減となりました。この減額要因は、固定資産の除却と減価償却によるものでございます。

(2)無形固定資産合計額は506万2,503円で、前年度と同額でございます。

(3)投資その他の資産は1億6,087万3,800円で、前年度に比べ5,000万円の増となり、この増額の要因は資金運用を目的といたしました投資有価証券の増によるものでございます。固定資産の合計額は33億1,161万2,953円となります。

2、流動資産。(1)現金預金の合計額は2億2,307万6,087円で、前年度に比べ3,634万3,434円の減でございます。

(2)未収金の合計額は2,888万8,134円で、前年度に比べまして232万3,411円の減でございます。

(3)貯蔵品の合計額は940万226円で、前年度に比べまして7万5,963円の減で、流動資産の合計額は2億6,136万4,447円で、前年度比3,874万4,808円の減でございます。

資産合計額は35億7,297万7,400円となり、前年度比3,225万5,025円の減となります。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

負債の部。

3、固定負債。(1)企業債13億370万3,860円は、前年度に比べ3,424万7,715円の減となります。

(2)引当金の合計は1,772万6,368円で、前年度に比べまして176万円の減となります。

固定負債の合計は13億2,143万228円でございます。

4、流動負債。(1)企業債は8,624万7,715円で、前年度に比べまして150万9,627円の増となります。

(2)未払金合計は6,575万4,846円で、前年度に比べまして2,589万8,724円の増でございます。

(3)引当金合計は375万8,000円で、前年度に比べまして37万6,441円の減で、流動負債の合計は1億5,576万561円で、前年度に比べまして2,778万4,792円の増となります。

5、繰延収益。(1)長期前受金は18億6,554万1,793円で、前年度に比べまして80万

6,843円の増でございます。

(2) 収益化累計額はマイナス10億3,099万3,588円で、前年度に比べまして3,523万6,331円の増でございます。

繰延収益の合計は8億3,454万8,205円となり、負債の合計は23億1,173万8,994円で、前年度に比べまして4,265万2,411円の減でございます。

続きまして、資本の部。

6、資本金。(1) 資本金合計は11億4,329万7,623円で、前年度と同額でございます。

7、剰余金。(1) 利益剰余金合計は1億1,794万783円で、剰余金合計も同額となり、前年度に比べまして1,039万7,386円の増となりました。

資本合計は12億6,123万8,406円となり、前年度比1,039万7,386円の増となります。

負債資本合計は、35億7,297万7,400円で、前年度に比べ3,225万5,025円の減となります。

次に、7ページ、8ページにつきましては、重要な会計方針につきまして、引当金の計上方法や引当金の取り崩し状況等を注記してございます。

続きまして、決算附属書類の10ページをごらんいただきたいと思います。

1、概況。(1) 総括事項ですけれども、イ、業務の状況。本年度の給水状況は、給水戸数3,781戸、前年度に比べ9戸の増でございます。給水人口は8,527人で、前年度に比べまして141人の減となりました。

年間総給水量は115万7,073立方メートルで、前年度に比べまして1万9,473立方メートルの減、年間総有収水量は103万4,686立方メートルで、前年度に比べまして1万9,470立方メートルの減となり、これに伴い有収率は89.42パーセントで、前年度に比べまして0.1パーセントの減となりましたが、全国的に見ても高い有収率を保っております。

ロ、建設改良状況。改良工事では緊急性のあるものを優先しまして、老朽化した配水管の布設がえ工事6カ所1,143メートル、橋梁添架工事116メートル、道路改良工事に伴います布設がえ工事108メートルを行い、安定供給の向上に努めました。

また、拡張工事では面白浄水場導水管布設がえ工事232メートル、粟又第2加圧所更新工事を行いました。

ハ、経理の状況。経理の状況につきましては、決算報告及び損益計算書の内容と重複しますので、割愛させていただきます。

次に、11ページをお開き願いたいと思います。

(2) 議会の議決事項ですが、議案6件、報告1件、全て記載のとおり可決されました。



12ページの（3）規定規則改正事項ですけれども、規定の一部改正を1件実施いたしました。

（3）行政官庁認可事項は、平成28年度起債同意申請及び市町村水道総合対策事業補助金交付申請を行いました。

（4）職員に関する事項ですが、技術系職員1名増員となりました。また、給料等につきましては下表に記載のとおりでございます。

次に、13ページ、14ページをごらんいただきたいと思います。

2、工事等。（1）建設改良工事の概況ですが、加圧所設置工事ほか20件の改良工事を実施し、内容につきましては記載のとおりでございます。

（2）主な修繕工事では、横山浄水場給水ポンプ修繕工事ほか3件を実施し、内容は記載のとおりでございます。

（3）保存工事の概況は、量水器の検定満了に伴います量水器交換工事としまして806個を実施しました。

次に、15ページ、16ページにつきましては、業務に関する事項を前年度と比較したのになっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思いますので、割愛させていただきたいと思います。

次に、17ページをお開き願いたいと思います。

4、会計。（1）契約では建設工事請負契約11件、物品売買契約1件、業務委託契約2件を実施し、内容については記載のとおりでございます。

（2）企業債の状況ですけれども、前年度末残高が14億2,268万9,663円、本年度借入額は5,200万円で、本年度償還額は8,473万8,088円、本年度末残高は13億8,995万1,575円です。この借入残高の件数は60件、内訳につきましては22、23ページの企業債明細書のとおりでございます。

（3）その他会計に関する重要事項につきましては、消費税に係る特定収入等の使途の特定状況を記載したものでございます。

次に、18ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度大多喜町水道事業キャッシュフロー計算書について、ご説明申し上げます。

このキャッシュフロー計算書は、平成28年度会計期間の現金の流れを事業活動別に記載したものでございます。計算書中段部分の業務活動によるキャッシュフロー①とあります。この部分が収益的収支に該当する現金の収支となり、1億5,455万2,973円の増となります。

投資活動によるキャッシュフロー②では、資本的収支に該当する現金の収支となり、1億5,815万8,319円のマイナスになります。

財務活動によるキャッシュフロー③では、企業債の借り入れによる収入及び企業債償還による支出となり、3,273万8,088円のマイナスになります。

平成28年度中の現金増減額はマイナス3,634万3,434円となり、年度末の現金預金の期末残高は2億2,307万6,087円となります。この額につきましては5ページの貸借対照表、2、流動資産、(1)現金預金と一致するものでございます。

続きまして、19ページ、20ページの収益費明細書につきましては、割愛させていただきたいと思っております。ご了承お願いいたします。

次に、21ページ、固定資産明細書につきましてご説明申し上げます。

(1)有形固定資産明細書中、資産の取得に伴います当年度増加額の合計が1億1,326万3,489円、資産の除却等に伴います当年度減少額が4,962万5,593円となり、年度末残高は61億7,314万3,121円となりました。

減価償却累計額につきましては、当年度増加額1億3,122万5,427円、当年度減少額が2,407万7,314円、償却額累計は30億2,746万6,471円で、有形固定資産の年度末償却未済額は31億4,567万6,650円となりました。

(2)無形固定資産明細書につきましては、増減額ございませんでした。

(3)投資明細書については、資金運用のための投資有価証券を購入したため、5,000万円が増加し、1億6,087万3,800円となりました。

22、23ページの企業債明細書につきましては、先ほどご説明いたしました企業債の状況の内訳60件分となっております。

以上で、平成28年度大多喜町水道事業会計の決算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくご願ひいたしたいと思っております。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

ここで10分間休憩します。

(午後 3時49分)

---

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時58分)

---

○議長（野村賢一君） 次に、議案第55号 平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） それでは、議案第55号 平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についてご説明をさせていただきます。

別冊の決算書の1ページ、2ページをお開きください。

（1）収益的収入及び支出。

まず収入でございます。

第1款特別養護老人ホーム事業収益、予算額の合計は2億6,607万9,000円、決算額は2億5,935万1,667円となり、決算額は予算額に比べ672万7,333円の減額となります。

次に支出ですが、第1款特別養護老人ホーム事業費用、予算額の合計は2億9,648万7,000円、決算額は2億8,979万5,474円となります。

続きまして、（2）資本的収入及び支出でございます。

収入でございます。

第1款資本的収入、予算額及び決算額ともに実績がございません。

次に支出ですが、第1款資本的支出、予算額の合計は385万5,000円、決算額は303万8,142円となります。

資本的収入額が資本的支出に対して不足する額303万8,142円については、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

続いて3ページをお開きください。

損益計算書でございます。1の営業収益合計2億3,292万228円から2の営業費用合計2億8,979万5,474円を差し引きますと5,687万5,246円の営業損失となり、3の営業外収益2,643万1,439円を加えた事業の経常損失は3,044万3,807円となります。

前年度繰越利益剰余金4,703万2,244円から当年度損失を差し引きますと、当年度末処分利益剰余金は1,658万8,437円となります。

続いて、4ページは剰余金計算書でございます。本年度は処分する剰余金はございません。続きまして、決算附属書類でございます。

7ページをお開きください。

1の概況、（1）総括事項、業務ですが、表をごらんください。

初めに施設入所ですが、28年度の年間利用者は2万3,627人で、1日の平均利用者数は

64.7人となります。

続いて短期入所の年間利用者は1,354人で、1日の平均利用者数は3.7人となります。

続いて13ページ、キャッシュフロー計算書でございます。

キャッシュフロー計算書は1年間の資金の流れを示したものです。下から3行目になりますが、今年度は国債の売却等により資金が8,223万8,501円増加して、資金期末残高は3億9,784万1,593円となりました。

続いて14ページをお開きください。

特別養護老人ホーム事業会計収益費用明細書でございます。

(1) 事業収益。

第1款事業収益は2億5,935万1,667円となります。

第1項営業収益は2億3,292万228円でございます。内訳として、第1目介護報酬収益が1億8,851万5,731円でございます。第2目の介護負担金収益が4,440万4,497円となります。

第2項営業外収益は2,643万1,439円となります。内訳としまして、第1目受取利息35万6,244円、第2目寄附金3万円、第3目長期前受金戻入944万9,730円、第4目その他営業外収益は1,659万5,465円でございます。

続いて(2) 事業費用でございます。

第1款事業費用、第1項営業費用2億8,979万5,474円、第1目総務管理費1億5,488万3,092円。内訳でございます。第1節報酬1万4,000円、運営委員さん4名分の報酬でございます。第2節給料7,314万9,890円、第3節手当2,820万7,691円、第4節賞与引当金繰入額1,099万5,221円、第5節法定福利費3,620万7,256円につきましては、職員25名分の人件費でございます。

続いて15ページをごらんください。

第10節手数料9万1,890円は、細菌検査手数料と口座振替手数料でございます。第11節印刷製本費3万2,400円につきましては、封筒の印刷代でございます。第16節使用料305万2,351円につきましては、企業会計のシステムリース料、パソコンの借り上げ料、福祉総合情報システムの借り上げ料等でございます。

続きまして、第2目施設管理費2,389万9,258円、第8節備消耗品費583万5,563円につきましては、介護材料等の購入経費でございます。第12節修繕料120万3,248円につきましては、公用車の車検時修繕料、その他備品の修繕料でございます。第14節委託料335万3,605円につきましては、エレベーター、電気保安業務、庁舎の清掃業務などの委託料でございます。第

20節光熱水費954万7,360円につきましては、電気、ガス、水道の使用料でございます。

第3目居宅介護事業費260万9,591円、こちらは短期入所に関する事業費でございます。第4節法定福利費34万8,827円、第6節賃金226万764円、こちらにつきましては臨時職員1名分の人件費でございます。

第4目施設介護事業費9,015万2,100円、第1節報酬123万1,200円、定期往診の3病院分の報酬でございます。第4節法定福利費612万7,713円、第6節賃金4,130万3,966円、こちらにつきましては臨時職員24名分の人件費でございます。第14節委託料357万2,157円につきましては、協力医といすみ医療センターの定期健診、それからリハビリ訓練士に対する委託料、それと派遣看護師の委託料でございます。第22節補償補填及び賠償金1,533万1,658円は、平成29年9月に起きました事故に関する損害賠償金でございます。

第5目減価償却費、第1節有形固定資産減価償却費1,825万1,433円。

第6目資産減耗費、第1節固定資産除却費の支出はありませんでした。

17ページの固定資産明細書及び18ページの注記につきましては、記載のとおりですので、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、報告第7号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について報告願います。  
財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第7号を説明させていただきます。

議案書の137ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を報告いたします。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率、表内の項目の実質赤字比率は、一般会計、鉄道経営対策事業基金特別会計を合わせた普通会計の実質収支が赤字の場合、その額の標準財政規模に対する割合を示すもので、平成28年度は黒字のため該当ありませんでした。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に加え国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計の収支、さらに公営企業における資金不足額など、町のあらゆる会計の収支の合計から判断するもので、平成28年度の連結実質収支は黒字のため該当ありませんでした。

次に、実質公債費比率は、地方債の元利償還金に加え一部事務組合等への負担金や他会計

繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すもので、平成28年度決算は前年度より0.4ポイント減少し、5.4パーセントとなり、早期健全化基準を下回っております。

最後に、将来負担比率は、地方債現在高や一部事務組合等の地方債の償還に対する将来の負担見込み額、退職手当負担見込み額などから、これらに充当可能な基金現在高、基準財政需要額、参入見込み額などを控除した額の標準財政規模に対する割合を示したもので、平成28年度決算は前年度より8.8ポイント減少し、24.9パーセントとなり、早期健全化基準を下回っております。

以上のとおり、平成28年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内であり、ますことをご報告させていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 財政課長、これは数値が低いほうがいいのですか、内容は。それも説明して。

○財政課長（君塚恭夫君） 赤字比率はないほうがいいというもので、ないということは赤字がないということで、実質公債費比率、将来負担比率は数字が低いほうがいい、なければないほうがいいというものです。

○議長（野村賢一君） ありがとうございます。

次に、報告第8号 平成28年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 報告第8号 平成28年度大多喜町水道事業会計決算に基づきます資金不足比率の報告につきまして説明いたします。

139ページをごらんください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により資金不足比率を報告いたします。

経営健全化に関する指標については、平成28年度における資金不足比率がマイナス68.3パーセントとなり、資金不足はなく、国の基準であります20パーセントを下回っており、経営状況は健全の範囲となっておりますので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、報告第9号 平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について報告願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） それでは、報告第9号 平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について説明をさせていただきます。

141ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による経営健全化に関する指標につきましては、マイナス182.2パーセントで、資金不足は生じておりません。国の経営健全化基準の20パーセントを下回っており、経営状況は健全の範囲となっております。

以上、報告させていただきます。

○議長（野村賢一君） ありがとうございます。

それでは、議案第49号から議案第55号までの各会計決算認定についての説明及び報告第7号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてから報告第9号 平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告が終わりました。

ここで、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。

滝口代表監査委員。

○代表監査委員（滝口延康君） ただいま議長よりご指名ございましたので、これから監査報告をいたします。

皆さん、大変お疲れでしょうから、なるべく簡潔に行いたいと思いますが、それにしても少し時間がかかりますので、着座して報告しますのでご了承ください。

それでは、平成28年度大多喜町一般会計、特別会計、事業会計の決算及び基金の運用状況、また財政健全化及び経営健全化に係る審査につきまして、その結果についてご報告いたします。

まず、審査の日程ですけれども、水道事業及び特別養護老人ホームの事業会計につきましては去る7月7日に、また一般会計、特別会計につきましては8月17、18日の両日、渡邊監査委員とともに慎重に審査を実施いたしました。

まず初めに、一般会計、特別会計ですが、各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める附属書類等が関係法令に準拠して作成されているか、また予算は地方自治法に規定する原

則、すなわち公共の福祉の増進のため適正に執行されたか、また計数は正確であるかに主眼を置きまして、担当職員の説明を聴取しながら審査を行いました。

その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及び関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、また予算の執行は適法かつ適正に執行されておりました。そして計数も正確でありました。

続きまして、基金の運用ですが、基金は総数24基金でございます。年度末総額は34億2,820万4,000円でございます。昨年度に対しまして6億207万1,000円減額しておりますが、この要因としましては、ふるさと基金の7億6,329万1,000円の減が大きな要因となっております。

また、基金の運用状況ですけれども、見回しますと全く移動のない基金も見られます。いろいろと事情があるのでしょうかけれども、基金の持つ目的に従いまして有効に活用されるよう希望いたします。

なお、詳細につきましては、平成28年度大多喜町一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見及び基金の運用状況審査意見をごらんいただきたいと思います。

続いて、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の決算について申し上げます。

こちらについても審査に付されました大多喜町水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、また経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づいて目的どおりに執行されているか、そして計数は正確であるかなどに主眼を置きまして、担当職員の説明を聴取し審査を行いました。

その結果でありますけれども、両事業会計ともに決算書及び附属書類はいずれも法令に準拠して作成をされておりました。また、適正な表示の上、そして経営活動は基本原則に基づいて目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

ただし、ご承知のとおり、特別養護老人ホーム事業会計につきましては、平成26年度、27年度に引き続き赤字の決算となりました。これはもろもろの要因が重なり、本当に事業の経営は大変だと思いますけれども、少しでも赤字を減らしていただきたいと、担当職員の方は大変ご努力なさっておりますけれども、より一層のご努力をお願いしたいと思います。

詳細につきましては、平成28年度大多喜町水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計決算意見書をごらんください。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によります大多喜町財政健全化審査及び経営健全化審査を実施しましたので、ご報



告します。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかについて、担当職員の説明を聴取しながら審査を行いました。その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。ちなみに、計数は、先ほど説明ありましたけれども、実質公債費比率、将来負担比率は5年前と比較すると大幅な改善がされております。堅実な財政状況が構築されているということが、この計数を見てもわかると思います。

続きまして、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の経営健全化審査については、審査に付されました資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを、担当職員の説明を聴取しながら審査を実施しました。

その結果、資金不足比率については、両事業とも問題ありません。そして、その算定の基礎となる事項を記載する書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

詳細につきましては、平成28年度大多喜町財政健全化及び水道事業、特別養護老人ホーム事業経営健全化審査意見についてをごらんいただきたいと思っております。

以上をもちまして、平成28年度大多喜町一般会計、各特別会計及び事業会計の決算、そして基金の運用状況並びに財政健全化等に係る審査意見についての報告にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で監査報告を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

12日と13日は、総務文教・福祉経済常任委員会の合同の委員会協議会が予定されております。時間はいずれも午前9時から、会場はここ、議場で開催します。

また、9月15日は午前10時から本会議を開きますので参集願います。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（午後 4時26分）

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

( 第 3 号 )

平成29年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

平成29年9月15日(金)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	西郡栄一君
企画課長	米本和弘君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	和泉陽一君	健康福祉課長	西川栄一君
建設課長	野村一夫君	産業振興課長	吉野敏洋君
環境水道課長	山岸勝君	特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君
会計室長	鈴木久直君	教育課長	古茶義明君
生涯学習課長	宮原幸男君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 吉野正展 書記 金杉孝枝

議事日程(第3号)

- 日程第 1 議案第 49 号 平成 28 年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第 50 号 平成 28 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第 51 号 平成 28 年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第 52 号 平成 28 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第 53 号 平成 28 年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第 54 号 平成 28 年度大多喜町水道事業会計決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 7 議案第 55 号 平成 28 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について（質疑～採決）
- 追加日程第 1 発議第 5 号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について

---

### ◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。

ご苦労さまでございます。

本日の議事は、既に配付の議事日程第3号により平成28年度大多喜町一般会計のほか各特別会計4会計及び2事業会計の決算に関する質疑、討論及び採決を行います。

また、既に委員会協議会を開催しておりますので、質疑に際しては重複する部分をご遠慮いただき、議事進行にご協力くださるようお願い申し上げます。

なお、滝口代表監査委員につきましては、所用のため欠席する旨の通告がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

(午前10時00分)

---

### ◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

本日、議会定例会9月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議会定例会9月会議の最終日でございますが、議長さんを初め議員の皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

行政報告につきましては、本定例会初日以降の行事でございますので、お手元に配付させていただきました報告書によりご了承いただきたいと思います。

さて、本日の定例会9月会議最終日の会議事件は、平成28年度の一般会計のほか4つの特別会計並びに2つの事業会計の決算認定でございます。決算の内容につきましては、既に本会議で議案説明をさせていただき、その後常任委員会協議会において詳細な説明をさせていただいているところでございますが、いずれの会計においても経常的な経費が増加する中で、創意工夫に努め事業を推進してまいりました。この結果、健全な財政運営に配慮しつつ一定の成果を上げることができたものと考えておりますので、よろしくご審議をいただき、ご承認くださるようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

---

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に諸般の報告であります。9月6日以降の議会関係の主な事項は、お配りした議会諸報告によりご了承いただきたいと思っております。

また、本日職員研修の一環として、優秀な課長補佐級職員が傍聴していますのでご承知願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎議案第49号から議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第49号から、日程第7、議案第55号までの平成28年度大多喜町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各事業会計決算については、既に一括議題として提案説明が終わっています。9月7日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

次に、質疑要領ですが、一般会計において歳入は全般にわたり、また歳出は款ごとに行いますのでご協力をお願いします。

また、質疑の際は決算書記載のページを必ずお示しいただくとともに、議題外にわたり、またその範囲を超えることのないようお願い申し上げます。

再度申し上げます。質疑の際は、決算書記載のページを必ずお示ししていただくとともに、議題外にわたり、またその範囲を超えることがないようお願い申し上げます。

なお、質疑に当たりましては決算書で質疑をされますようお願いいたします。また、質疑は1項目について3回までとしますのでよろしく申し上げます。

日程第1、議案第49号 平成28年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入については全般、歳出については款1 議会費、款2 総務費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 59ページの下段の公共施設等総合管理計画策定業務委託、これについては多分、大多喜町が所有する建物について、今後どのように管理していくかという目的で作成されたものと思っています。かいつまんで結構なんですけれども、その具体的な計画

が上がってきた内容と、今後これをどのように生かしていくのか、それをお聞かせください。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） ただいまの大多喜町公共施設等総合管理計画についての質問を財政課のほうからさせていただきます。

まず、この計画なんですけれども、こちらは平成26年に総務大臣の通知により、公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針ということで通知があり、各地方公共団体において保有する公共施設の老朽化対策が課題となっている中、早急に公共施設の全体を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化を計画的に行うということを目的に策定するものです。

昨年度策定したこちらの計画なんですけれども、計画期間を40年、2017年から2056年までの40年間で策定したものです。計画は大多喜町の第3次総合計画と国の定めてあるインフラの長寿命化計画と連携を図りながら、大多喜町の公共施設について、今後更新、建てかえであったり、維持管理にかかる経費が膨大になることが見込まれるということから、その負担を平準化する、もしくは適正な規模の公共施設の維持に努めるということで策定をしたものです。

今後なんですけれども、大多喜町の公共施設は、耐震化の基準と耐震補強については全て終わっているということで、ただ古い建物につきましては、今後20年、30年計画期間、40年の中で当然建てかえが必要となってくる施設もありますので、そちらを計画的に進めるために策定し、今後町の総合計画の中の実施計画に合わせて、毎年各担当と財政のほうの管理をする方で調整しながら、計画的に必要な更新もしくは補強等を進めていこうとするものです。

以上です。

○議長（野村賢一君） 議員の皆さんに申し上げます。

暑いですから上着を脱いで結構ですから。

ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） そうしますと、今後は建物ごとにどのような計画で維持していくのか、あるいは取り壊すということになるかもわかりませんですね。それを各建物ごとに調査して、年次的に計画を立てて、この建物はこういったふうに補修しよう、これはもう難しいから取り壊そうとかということの計画を立てて、毎年予算措置をしていって実行していくということによろしいんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 財政課長、もう少し大きな声でマイクをつけてやってください。

○財政課長（君塚恭夫君） 建物ごとに個別に、そういった計画というよりは、毎年施設を管理している所管部署と財政のほうで、現状の確認と今後の要は見通しというようなところで、今後の方針を決めてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかに。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） じゃ、この策定計画の中で各個別の建物についてそれぞれ、現在こういった状況だとか細かいものはわからないでしょうけれども、具体的に一つの建物についてこういった状況であって、今後こうしなくちゃいけないというあらかじめの計画というんですか、内容は今回のでつくられていると。それとも、まるきりそういったことはなくて、今後、本当に一から一つの建物についてやっていかなくちゃいけないものなのか、その辺はどのようになっていますか。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 個別の施設について、現状がどのようになっているかということと、今現在どれだけ維持費がかかっているか、今後どの時期に更新というか補強なり何らかの措置が必要、もしくは耐用年数の関係で建てかえが必要というのは、各施設ごとに個別にでき上がっています。ですので、これに対して更新の時期を伸ばすための長寿命化を図ったり、補強の対応をしたり、もしくは施設によっては、今後その運用のあり方を、廃止を含めて検討していくというふうになります。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 関連で、けさ方も出かけるときに特別養護老人ホームとか、いろんな会社の話がありましたよね。大多喜町のところの職員が退職とか、職員が減ってきてしまって、なかなか大変なことで、施設が古くなっているし、やはりエレベーターがないとか、そういう基礎的な問題、環境整備というか、それは計画があるということなんだけれども、特別養護老人ホームのそういうあれは積立金とか、この前審議したんですけれども、ちょっとわからないので、計画に載っているのか教えていただきたい。

○議長（野村賢一君） 吉野僖一議員に申し上げます。

予算書に沿ってやっていただければありがたいと思います。この件はまた後で。



(「これは何だ、公共施設だって」の声あり)

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番(根本年生君) 63ページの定住化対策事業、この中だと思うんですけども、東京のほうに行ってふるさと回帰センターとか都市交流センターとか、そのほかの、あと国際フォーラムですか、そういったところによって移住者というんですか、移住者の方々にいろいろな相談会を開いていると思います。28年度ですね。29年度もやっていると思いますけれども。28年度そういったところに出向いて、移住関係、田舎暮らしの人たちについて、何回ぐらいそこへ出かけて行って、その成果についてはどのようになっているのかお聞かせください。

○議長(野村賢一君) 企画課長。

○企画課長(米本和弘君) ただいまのご質問ですが、平成28年度においては2回実施しております。まず昨年の10月22日にふるさと回帰フェアというようなものがございまして、そちらのほうに参加をして、これはかなり規模が大きいフェアだったんですが、来場が1万8,176人というようなことで、本町に関しての移住相談は10件ということでした。

それからもう一回が、年明けの1月15日に移住交流フェアというのが、これは移住交流推進機構というところの主催で開会されております。これは来場者が8,591人というような規模のフェアでしたが、本町の移住相談は13件ございました。

その後ということですが、その後については特に個々には当たってはいないんですけども、問い合わせがあったかどうかと、そういうことでしょうか。

(「だから、その成果が上がったのか上がっていないのか」の声あり)

○企画課長(米本和弘君) 成果というのは、実際にこちらに来られたかとかそういうことでしょうか。そこまではないんですが、相談はあったというふうに聞いております。

○議長(野村賢一君) 先ほどの吉野僖一君の質問に関して、これは後ほど担当課から説明させていただきますので、ご了承願います。

4番根本年生君。

○4番(根本年生君) 私もそのフェアに何回かお邪魔させていただいて、その状況は見せていただいています。たくさんの自治体に来て、各自治体とも一生懸命やっています。やはりどこも競争なんだなということを強く思っておりますけれども、今後あいつたところに出向いて、本当に間近に移住者の方の声を聞いて、大多喜町には何が不足しているのか、大多喜町にとってこうしたらもっとベストなんじゃないかなろうかという課題も当然見えてきている

んではなかろうかと思います。今後やっぱりそういったところに出かけて行って、さらなる成果を上げるために、今後どのような形をとっていったほうがいいのか。28年度の反省を踏まえて、どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 反省を踏まえてということなんですけれども、こういったイベントに参加することについては、まず大多喜というものを知ってもらうというようなことが第一に目的だと思っております。今年度も既に2回ほど開催しております。8月のときには、市原市、君津市、それから大多喜町の連携をとった連携事業というようなことで実施しております。それから、9月10日にもふるさと回帰フェアというようなことで実施しておりますので、今後まずは大多喜を知ってもらって、いろいろとまず名前を知ってもらうことが大事ではないかというふうに考えております。

それから、受け入れ態勢を今後とも整備していければというふうに考えております。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

以上で歳入及び歳出のうち款1 議会費、款2 総務費の質疑を終わります。

次に、款3 民生費、款4 衛生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 一人ばかりやってもらって申しわけございません。

95ページ、次期介護保険事業計画等策定事業、上段のほうですね。これは今年度でこの計画が終了するので、来年度に向けて基礎調査というかそういったものをやられたのか、来年度に、平成30年度に計画を練るために、ここでどのようなことをやったのか、計画ですね、その内容を教えてください。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、健康福祉課よりお答えいたします。

平成28年度の介護保険事業計画策定業務に係る内容でございますけれども、平成28年度はニーズ調査を実施しております。約2,200件の住民に対してニーズ調査をやりまして、約70パーセントの回答率でありました。

それで、結果も……、内容も。

(「簡単にわかったら」の声あり)

○健康福祉課長(西川栄一君) ニーズ調査の結果については、ちょっと今手元に資料がないんですけれども、町の傾向としては、閉じこもりとかそういう傾向が強いというようなことが課題として上がっております。

○議長(野村賢一君) 4番根本年生君。

○4番(根本年生君) じゃ、来年度計画するに当たってのニーズ調査をしたということで、前回のでも述べさせていただいたんですけれども、小規模多機能でしたっけ、地域密着型の施設が大多喜町にないので、つくろうと思ったけれどもなくなってしまったと。それと、特別養護老人ホームを、町営はあるけれども、一般の社会福祉法人がやっているところについては大多喜町にない。そういったものもぜひ大多喜町に必要なと思うので、つくっていかなくちゃいけないと思うんですけれども、この次期介護保険計画等の策定のニーズの中で、そういったものをつくってほしいと、そういったものもぜひ必要なのでやってほしいというニーズはかなりあったんでしょうか。それとも余りなかったんでしょうか。

○議長(野村賢一君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(西川栄一君) ただいまのご質問に対して健康福祉課よりお答えします。

ニーズ調査のほうは65歳以上の方を対象といたしまして、生活の実態とかをどのような生活の状況をしているかというような内容となっております。施設整備とかという部分の項目がございませんで、その他の部分でそういう意見があれば書いてもらうというふうになっておりますが、私の記憶の中では、そういう要望があったというのはちょっと記憶にございません。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) 4番根本年生君。

○4番(根本年生君) じゃ、仮にそういったものをつくる場合には、前年度のニーズ調査とか基礎調査に基づいて、そういった施設が必要だよと、ぜひ欲しいねということであれば、30年度からの計画の中にこれを生かしながらつくっていくと。そういった計画の中にのせることによってつくることができる、要はのせなければつukれないというような、そういった認識でしょうか。

○議長(野村賢一君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(西川栄一君) ただいまのご質問に対して健康福祉課よりお答えいたします。

一応事業計画のほうに整備計画等をのせませんと、整備のほうはちょっとできないというようなことで、なぜかといいますと、県のほうにこれを提出しますので、そのようなことから一応計画にのせるということが大前提となつてまいります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 同じく95ページのすぐその下、低所得者保険料軽減繰出金、この内容について教えてください。私は、介護保険については軽減措置というのはないと思っていたのでお願いします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 低所得者保険料軽減繰出金ですけれども、これは27年度より始まったものでありまして、第1段階の方の保険料を軽減するというので始まっております。軽減の金額ですけれども、一応2,700円を軽減するというようなことで、27、28、29年度実施しております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 第1段階というのは生活保護でしたっけ、生活保護と同程度の方の第2段階の軽減というのはないんですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 第1段階だけです。

（「わかりました」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 113ページの一番上の欄の19、負担金補助及び交付金で、いすみクリーンセンター塵芥処理負担金6,400万円なんですけど、これは可燃ごみの処理です。協議会するときにも伺ったんですけども、細かいところまで確認するのを忘れました。

可燃ごみ、不燃ごみとも、ごみの量は減っているんですけども、同時に人口も減っています。住民課の資料によると、28年度、29年度5月段階の比較によると182人減っているんですね。だから、ごみが減っても人口割で減っていて、1人当たりの排出量がふえているのか減っているのかというのをきちんと知らないと、やっぱりごみが本当に減っているのか減っていないのかというのはつかめないと思いますので、1人当たりの排出量というか、あるいは1人当たりでこの1年間にどのくらい減っているのか、どちらでもいいんですけども、

教えてください。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） いすみクリーンセンターへの一般家庭の持ち込み量ですけれども、この3年間の統計で換算しますと、まず平成26年ですけれども1人当たり125キロの排出となっております。また、平成27年は119キロ、平成28年度、昨年度は116キロということで、年々減少が見えている状況でございます。今後も減少に向けて努力してまいります。以上です。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません。107ページの小水力発電所管理運営事業、これは前年度ですか、関電工さんに委託というか貸して、いろんなことをやってもらっているということでしょうけれども、たしか前年この28年度ですか、増水によって一時的にポンプがとまって発電ができなくなってしまったということを聞いています。その期間がどのくらいあって、その費用とかその辺はどのように捻出したのか。

それと、今後とも関電工さんと連携してやっていくんでしょうけれども、今後の見通しというんですか、その辺がわかりましたら教えてください。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 小水力発電所の関係ですけれども、まず初めに増水により発電所が停止した期間ですけれども、平成28年9月22日から平成29年4月24日の期間、増水によって施設は停止しております。なお、その修繕にかかります費用につきましては関電工で全て支出しております。

また、今後の見通しですけれども、関電工さんのほうで思うように流水が受けられないということで、今後取水槽、除塵機がある場所なんですけれども、その改造を含めて今検討している段階でございます。また、今後、隧道についても堆積物がないかということで精査をしたいということで、水道課のほうには申し出があっている状況でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 関電工さんも大変苦勞してやっているものと思われま。ただ、この夏結構、栗又の滝の水量が本当になくて、観光客の方が来てもほとんど流れていない状況が

多かったと記憶しております。その辺の兼ね合いはどのようになって、小水力発電が水を取っちゃうからとか、どういった理由かわかりませんが、その辺の兼ね合いはどのように考えていますか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 実際、ことしは非常に雨が少なくて渇水が続いたんですけども、その取水をします栗又の取水門につきまして、環境水道課の職員が2日に一回とか天気の状態を見ながら門の開閉を行っております、ことしの場合はゼロに、門を閉めたような状況は結構ありました。それで、天気を見まして、雨が降るような状況が見られる場合は開閉を少し、5センチとか10センチとかに開けて調整しております。

○議長（野村賢一君） ほかに。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） じゃ、この小水力の関係と栗又の滝の水量についてはさほど影響がないと。要は影響があると、観光客が来ても栗又の滝が流れていないと、なかなか皆さんに勧めることもできないような状況ですので、地元の方も大いに心配なさっていると思いますので、その辺の考え方をいま一度整理してお答え願えると助かります。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 取水門につきましては、先ほど申し上げましたとおり渇水状況が続きますと、水量が少ない場合は全閉にして対応しております。なるべく滝のほうへ流れるような処置をとっているんですけども、なかなかそこまで行けるまでの水量はことしはなかったということで、大分滝のほうに水が流れないということで、私のほうにもお話が来ております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今の関連のことなんですけれども、やっぱりいいところのまねをするというのがいいと思うんです。

ちょっと提案なんですけれども、青森の奥入瀬溪谷ありますよね、十和田湖から奥入瀬溪谷。あそこは観光地でもって、夜は水も流さないでためておいて、昼の中流すとかそういう対策をとっている。それでだから、一応栗又の水道と両方その滝のほうとあるので、昔バラ園の、1つ尾根を越えて、栗又のずっと左の奥かな、県道よりも一つ、陰の谷は結構水量が

あるんですね。そこら辺にちょっとした小さなダムでもつくって調整するとか、そういう提案というか、提案で今出しているんですけども、そういう計画はないですか。これからはそういうふうにしないと、水が不足した場合に困ると思うので、そういう小さなためというか、大きいのはちょっと無理だと思うんですけども、そういう対策というのも今後必要だと思うので、検討していただきたい。これは要望というか今の件で。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長、今の吉野僖一議員の提案を参考にさせていただけたらと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

以上で、款3民生費、款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、申しわけないです。

137ページの町道維持管理事業、これについては、大多喜町は範囲が広い中、町道の路線数も多くて、山の中とかも大変多い状況の中を、皆さん一生懸命管理なさってくれているものと思います。しかしながら、皆さん一生懸命やっているんですけども、なかなか要望というんですか、要は悪くなっているところを補修することがなかなか対応ができていないように思えて、結構時間がかかってしまったりとか、また草刈り等についても、やはり夏とか秋、今の時期もやっているんでしょうかね、なかなか手が回らないという状況が多々見えてくると思っています。

ですから、この辺は28年度決算が終わった段階で、もうちょっと予算をふやしてその辺の手当てをして、人員をふやすとか何かの形でもう少し迅速に対応していただけると、非常に住民も喜ぶんじゃないかと思うんですけども、28年度この予算と人員で十分だったのか、それとも十分じゃないので、次年度以降はこれをもっと充実させていこうと思っているのか、その辺も含めてお聞かせください。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 現在、補修員の方は4名いて、職員が1名ついて毎日補修事業を行っているんですけども、道路補修の関係は舗装とかU字溝布設、路面の復旧とか得意な

分野のものがありまして、人数がもう少しでもいいんじゃないかと思えますけれども、道路のそばということで緊張感を持ってやっていますので、なかなか、来ても過去にはやめていったりしてしまう人もいますけれども、もう少し人数はいてもいいと思います。

例えば、舗装、舗設する場合ですと、中の職員が旗振りとか舗設、舗装を協力して大勢でやるような場合もありますので、人数は多いほうがもう少しでもいいんじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今の答弁の中で、やはりこれについては非常に重要なものなので、今の平成28年度の体制ではちょっと足りないんじゃないかと、もうちょっと充実させなくちゃいけないんじゃないかという認識でよろしいですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 道路の補修に関しては、やっぱり生活に密接している。特に災害の、大雨が降ったときなどは緊急で出動しなければいけないということで、町内の業者も昔は多かったんですけども、最近は3社ということで、災害時等はそういう協力をしてやっていかななくてはいけないと考えています。

それで、予算の面ですけれども、道路補修員に関しては、予算はまだ余裕があるので、1人、2人ふやしても問題はないと思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今の答弁の中で、実際やっぱりこれはなかなか不足している。不足というんですか、もうちょっと充実させて、住民側に応える、要望に迅速に correspond してもらいたいと思っています。それについては、やっぱり28年度のお金もそうでしょうし、人数的なものも非常に不十分だというふうに思っています。これはやっぱり28年度の決算を、経験を踏まえて、今年度はもう終わっちゃいましたけれども、来年度以降こういったものを充実させていくという方向でよろしいんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 人員の関係でのご質問ということで、定員のほうは総務課のほうでも管理しておりますけれども、やり方としては町がもちろん直営するやり方もあるでしょうし、物によっては地域の事業者の皆さんにお願いすることもあるかと思えます。ですから、その辺のバランスをうまくとって、何かしら対応していかなくちゃいけないんですけれ



ども、全てが町で全部行うというよりも、場合によっては地域の事業者の皆さんにご協力をお願いするという内容についても検討していきたいと思います。

(「お願いします」の声あり)

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番(野中眞弓君) 123ページ、林業振興費の中の森林整備事業ですが、委託料、県単森林整備事業委託料が報告されております。これは伐採と、それからその後の伐採した材の搬出の事業だということを聞きました。

間伐材の搬出の件なんですけれども、林業の雑誌などを見ますと、最近では建築用材に使えない材をチップとかペレットとかをつくる工場に運び込んで、トン当たり何ぼで買ってもらおう。それがその日の手間賃くらいになって、微々たるものだけでも森林手当ての励みになっているというのがたびたびあちらこちらで目にするんですが、大多喜町でもこの事業のように、もう一括でどばつというんじゃなくて、地権者のところに、この方式だと地権者の懐は潤わないんじゃないかと思うんですね。切ってもらっても、人によっては自分で搬出する条件のある人は自分で持って行って売れるよとか、あるいは一斉にこういうふうにはやらないと、個人的な間伐作業でも、間伐材を持っていけば工場で引き取ってくれるよというような事業の展開、住民が直接潤うような事業の展開が考えられないのか、あるいは考えられなかったのか伺いたいと思うんです。

ちょうどチップ工場が老川と西畑の村境のところにできたことで、そういう民間の力を上手に回して、地域経済の循環、循環的な地域経済を起こしていくということは、今求められていることじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長(野村賢一君) 産業振興課長。

○産業振興課長(吉野敏洋君) 林業整備事業の県単の整備事業ということで、産業振興課のほうからお答えさせていただきます。

ご質問がございましたチップ、ペレット等というところで、現在老川、西畑の境に1企業さん進出していただきました。この会社さんも同様にチップを前提ということで、国有林の間伐材を搬出して、現在集積しているところでございます。

確かに現時点では、この県単でありますれば、既に伐採いたしました材を土場まで運搬をする事業というところで、本来この委託料を出しておるところでございますが、1業者に現在のところお願いしているというところでございます。しかしながら、県の整備事業の要綱

等を今後さらに精査しまして、個人的な対応ができるかどうか、これも含めまして、県とも相談をしてみたいと思います。

ただ、地権者さんが個人で伐採してそのような材を売っていくというシステムのもの、これはすぐにできるかどうか。これにつきましては、やはり山林の所有者の方々のご意向もあると思いますので、そのようなご意向が今後多数出てくるようであれば、やはり考えていかなければならないものというふうに思います。

以上でございます。

(「了解」の声あり)

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番(吉野僖一君) 今の関連なんですけれども、今西畑とか老川で間伐をやっているのは、あれは町が介在して、それとも県の事業ですか。

○議長(野村賢一君) 産業振興課長。

○産業振興課長(吉野敏洋君) 場所はどこあたりになりますでしょうか。

○5番(吉野僖一君) 場所というか、全般にやっていますよね。それで、たまたま燃料を買いに行くので話を聞くと、県の仕事だと言って、たまたま今月の30日に三条区で県の職員が間伐のことで、それがだから町を飛び越して何か動いているような、きのうちちょっと情報が入ったんだけど、その辺はどうなっているのか。

○議長(野村賢一君) 課長、大丈夫ですか。

産業振興課長。

○産業振興課長(吉野敏洋君) その事業につきましては民間主導でやっておるものでございまして、大多喜町森林友の会、こちら様が森林整備計画を樹立しまして、県と直接いただいているところでございます。それで、町には現時点では計画等も、森林整備計画は上がっておりますけれども、事業的な伐採関係については町はタッチはしていないというところでございます。

(「わかりました」の声あり)

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

次に、款 8 消防費、款 9 教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 147ページ、防災無線維持管理費についてご質問させていただきます。

この中に含まれていると思うんですけども、けさからも騒がれておりますJアラート、こちらのほうの町の作動点検というのは、どのくらいの周期で、誰がいつ行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） それでは、総務課からお答えさせていただきます。

Jアラートの保守につきましては、この事業の中の13、委託料の中で防災行政無線施設保守委託料の中に含まれております。このうちの12万9,600円が保守料ということで、これにつきましては年に1回、接続から全ての点検を実施しております。これは専門業者に委託して実施しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

そうしますと、それこそきょうの新聞なんですけれども、やはり点検をしても誤作動が起きているということで、ことしの10月から毎月1回の点検を市町村にも行っていただくような形の新聞記事が出ておりました。そうしますと、今後この辺の予算というのも大きくふえてくるということが考えられる状況にあるということになるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） この辺については、今のところ毎回、毎月やるという方向性はまだ出しておりませんが、万が一動かない場合とかそういう場合については、町の場合は日直、宿直が必ずいる形になっておりますので、直ちにそういう形での対応を実施する予定であります。

法定でその1回やらなくてはならないというような形かどうか、そこら辺はもう一度確認してみたいと思いますけれども、今のところ町では年に一度の点検を実施しているということでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 163ページの図書館管理運営事業、これは主要成果説明書の中に人数が載ってまして、図書館の貸出冊数、図書館貸出者数とも前年度に比べて大幅に伸びております。20パーセントから25パーセントぐらい伸びております。それで、特に小学生の利用とか高校生の利用、あとは町外の方もかなり伸びているというふうな記述になっています。これは職員の皆様が一生懸命努力した結果だと思いますけれども、この辺どうしてこういった数字が伸びているのか、そのあれに比べると維持費、予算のほうが、この人数が2割もふえているのに予算は大して変わっていない。その辺の兼ね合いはどうなるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） ただいまの図書館のご質問に、生涯学習課のほうからお答えさせていただきます。

まず、増員の理由といたしましては、移動図書館の回数の増加、それによりまして小学生の利用がふえているものと思われまます。また、ブックスタートといたしまして、子供さんの読み始めのときの本を渡しておりましたり、また昨年からその前の赤ちゃん計測会等にも参加させていただいて、本の紹介をさせていただいているところでございます。

また、あとは先ほど来、内容のことなんですが、館内の環境整備、また利用者のニーズに応えた運営ということで、レイアウト、また紹介コーナーなどに工夫をしております。また、読む場所の提供などもしておるところでございます。

昨年アンケートを行ったんですが、町内の方からも利用が多くなりまして、気分よく利用できるというような回答が多くありました。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） それで、町外の方がかなりふえていると思われるんですけども、さっき移動というのは、町内の小学生とか町内で行くんですよね。町外の方もかなりふえていることが数字上見受けられます。やっぱり図書館というのは町にとって必要なものですし、文化の誇り高い大多喜町ということになると、やっぱり図書館も非常に重要なウエートを占めてくるのではなかろうかと思っています。

今後とも28年度の実績を踏まえて、どんどん伸ばしていかなくちゃいけないと思いますけれども、それにはある程度予算も確保して、次年度以降、さっき言ったレイアウトの変更とか、いろいろなもので皆さんが使いやすい状況をつくっていくべきだと思いますけれども、

その辺は町外の方が伸びている理由、さっき町内の方は移動とかと言っていましたけれども、町外の方がふえている理由と、やはり皆さんに喜んでもらうためにはある程度、たくさんの方が来てくれているわけですから、ある程度予算をかけてレイアウトを充実させるとか、それもしていかなくちゃいけないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） ただいまの町外の方の利用者の増につきましては、現在も町外の方が利用されていたり、高校生が使われていたり、いろいろな状況があると思います。その中で、口コミで結構広がっておりまして、自分の地元の図書館よりもいいということでご利用いただいているところでございます。

また、予算につきましては必要に応じてまた要求させていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

以上で、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を終わります。

ここで、会議の途中ですが10分間休憩したいと思います。

（午前10時52分）

---

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時01分）

---

○議長（野村賢一君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 私は、平成28年度大多喜町一般会計決算に反対の立場から討論させていただきます。

地方自治体の役割を地方自治法の第1条の2は、住民の福祉の増進を図ることを基本にして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする規定しています。地方自治体の最も基本的な役割は、住民をより幸せにすることだと私は理解しております。この1年間、どのくらい大多喜町民の幸せ度は増したのだろうか、生きていくこと

の不安がどれくらい取り除かれたのだろうかと思っております。

今全国的に言われていることは、アベノミクスは庶民の暮らしを楽にはしていないということではないでしょうか。この1年間、資本金10億円以上の大会社は、内部留保の総額を400兆円を超えて403.4兆円までにふやしている一方で、庶民の可処分所得は減少しています。

本町の課税義務者の平均年収は、担当課の大変な労力を出していただきましたが、年々減少基調にあります。減少一直線の下り坂になっております。ふるさと納税で18億円のお金が臨時的に流入し、その少ない部分が町内に流れたはずなのに、関連とおぼしき分野の町民の増収はわずか、全体で約1,200万円ほどしかありません。業者さん平均で6万3,000円ほどにしかありません。

こういう状況では、町の施策は、町民の暮らしを支えるということが重点課題となってしかるべきではないでしょうか。その点で28年度は、29年1月から最後の3カ月ですけれども、中学生の給食費が完全無料化されたことは手放しで評価したいと思います。

また、私は温暖化対策にもつながるものと考えているごみの減量化の取り組みも成果をもたらしていると思っております。可燃ごみも不燃ごみも昨年より重量で一、二割減少しました。減少を人口減に伴う減量かとも考えられましたが、先ほどの質疑の中で、1人平均でこの3年間紛れもなく減り続けているということが明らかになりました。

この成果が、これを実際に取り組んでいる町民の皆さんの励みになるよう、町民が町政をつくり出していく、町の顔をつくっていくということが大事だと思います。必ずこの成果を町民に届けていただき、町民みんなで未来につながる環境づくり。

今台風18号が近づいております。非常に大きい台風で、日本近海だけではなくて世界的なレベルで気候変動が激しくなっております。未来どうなるんだろう、近い未来に人間が住める環境が残っているのだろうかという不安がありますが、未来につながる環境づくりを大多喜町でも進めていこうではありませんか。

一方、28年度の施策で看過できないものもあります。

1点目は、公共交通政策と銘打った品川行き急行バスの運行です。28年度の赤字補填は5,600万ですが、一般財源からの補填が400万近く、回数券販売代金が、160万ぐらい引いてみると総額5,800万円強の事業でしたが、町民の要望でないこと、初めから1億5,000万円もの赤字を前提に運行されていること。これはほかの住民サービスと違って、民間でもやっていて、しかも利益を上げる事業だと思うのにもかかわらず、非常に甘い計画のもとで、住民に1,500万もの損金をもたらすものだと私には思われてなりません。そして、既に走ってい

る既設バス路線利用者への不公平な対応というのもあると思います。

今公共交通で住民が望んでいるものは、私も含めてですが、あと何年かして車の運転ができなくなったとき、日常の格安な足の確保、どこにいても同一料金で動けるというような足の確保が求められていると思います。そういうものを28年度には実現するのかと思っておりましたが、それもまた先送りになっています。住民生活の向上ということがないがしろにされているのではないのでしょうか。

2点目の看過できないことは臨時職員対策です。特に年金受給者でない臨時職員の低賃金の解消は、個人の経済面の問題だけでなく、少子化、高齢化対策としての面でも有効だと思われれます。低賃金は人の尊厳を損ないます。低賃金では自立、結婚できません。低賃金では、もう一人産んで、その子供を仕込むこともできません。

老人ホームでの臨時職員の賃金は、正職員の49パーセントでしたっけ、去年の予算認定の答弁であったと思いますが。保育所ではそれが44パーセント、給食センターでは29パーセント。ほぼ同じ仕事をしているのに、これでいいのでしょうか。今子供を産めない年齢の方もいらっしゃると思いますけれども、若い方も臨時職員ではいらっしゃいます。この人たちがこの町に定着して、この町で子育てできるよう、そういう賃金体制を早急に確立すべきではないのでしょうか。

政府は、来年度から臨時職員にもボーナスを出すという政策を出しました。私もせめてボーナス対応するよにということも前にも言ってきましたが、まだ実現していません。国がやったらやるのではなくて、町独自の施策としてなるべく早くこの12月からでもやってほしいことを申し添えます。

3点目は産業振興の問題です。本町は経済の土台である産業振興を企業誘致に頼ろうとしているのではないかと、そういう気がしてなりません。今、日本列島全体の産業が衰退している状況では非常に難しいであろうし、また企業誘致ではいつ撤退されるのかわからないという不安も抱えることになります。総合計画作成時にも提示したのですが、地元資源を生かした産業振興ということを追求すべきではないのでしょうか。

お断りしますが、企業誘致をないがしろにしているわけではありません。来てくれる企業については大変ありがたいと思っております。

以前にも提案しました、先ほどもちょっと質疑で確認もしましたが、間伐材のバイオエネルギー利用が各地でふえています。発電や燃料に利用し、雇用の創出、財政削減に役立っているということです。

災害対策で3,500万円の発電機を導入しましたが、あれを災害時だけの稼働電源ではなく、日常的に稼働するバイオ発電であれば、導入には時間がかかったかもしれませんが、より無駄のない有効打となったであろうと思われます。役場の事業は多目的で事業を考える、そういうシステムが欠如しているように思われます。そういうことが私にとっては今回の緊急発電装置導入で露呈したと思われます。

複眼的視野で考え、将来的な事業展開も考え、特に町の中に町民の中にお金落ち、お金が町の中を循環する、そういう事業展開を今後積極的に導入すること、そのためには職員の資質向上、研修が求められます。

職員の一層の資質向上を求めて、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

大多喜町の現在の人口の減少等を考えた中で、現在の状況での財源を考えますと、行政もそういう中での予算と思われます。住民の生活の向上、幸せを考えていくことは当然のことと思われますが、まだまだ各事業に努力していかなければならない、そういう状況に置かれていていると思われます。

町民の税金を無駄に使うのではなくて、現在の状況をよく執行部の皆さんもお考えになって努力していただきたい。そういう思いがあります。そういう中でも、やはり苦しい中での予算だと私は考えております。

これからも町民のために精いっぱい努力して、議会と一体となった考えを持って進めていただきたいと、そういうふうに思うわけでございます。そういう中で、私はこの苦しい中での予算編成ということで考えておりますので、このことについては賛成をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 私は、議案第49号 平成28年度大多喜町一般会計歳入歳出決算につきましては、賛成の立場で討論させていただきます。

私自身思いがありまして、予算のときには立ち会っておりませんので、いろいろと隣にい



る渡辺監査役やあるいは滝口監査役の書面を読ませていただきました。そして自分なりにも精査させていただきました。

政治学の中でいえば、私どもの目的というのは希少価値の権威的配分ということです。それはつまり、私どもの予算が正しく住民の意思に合致し使われているかということ判断することです。

今回は、財政健全化の判断比率であります実質公債費比率は、5パーセント台であります。これは極めて良好、そして筋肉体質であると思います。この点に関しては、当町は誇れるのではないかと。ただ、今置かれている中で地方自治というのは、地方分権の流れの中で各自自治体間競争であります。より快適により魅力的に、そして誇りの持てる愛国心、愛郷心を育むまちづくりが望まれるのは言うまでもありません。健全体質、筋肉体質である今回の決算に当たりまして、賛成である立場より、今後この決算をより具体化し町民に誇れるようにするにはどうしたらいいか。

今町に置かれている課題というのは人口減少があります。これは人口減少ショックというか、常日ごろ根本議員が、今年度生まれたのは25名だよとかいろいろ教えていただきます。これは本当に危機的状況であります。私どもの議員も、そして執行部の皆さんも、町民の皆さんも望むのは、より一層大多喜町に来ていただける、そして定住可能な町。大昔定住圏構想というものもありました。田園都市構想というのもありました。大多喜町もそのときにそれなりの施策は施したと思います。

しかしながら、計画があってもなかなかそれが実を結ばない。しかし種はまかなくてはいけない。私ども次世代へ、今後夢と希望を語れる町に、きょうよりもあした輝ける町に、そのために私常日ごろ提言し、そして実行しておりますけれども、人材育成が最も町の施策として必要であります。ふるさとの未来を託す子供たち、あるいは青年たち、これらが再びこの町に戻ってこられるように。映画で「シェーン、カムバック」というのがありました。どうでしょうか。大多喜に再び戻ってこいよ、大多喜に帰ってこいよ、18で出ていっても再び戻ってこられる、そういうまちづくりがこれからは叫ばれるのだと思います。

最後に、これはよく私も委員会等でお伝えしたり、区長会等でお話ししているので、もしかしたら執行部の方々も聞いたことがあって、また同じことかと言われるかもしれませんが、戦国の武将毛利元就の3本の矢の話があります。

それは、1本の矢では折れてしまう。1本の矢というのは、町民の一般住民の方々が目指す道であります。

2本の矢になる、2本の矢は何だろう。それは、私ども住民の意思をしっかりと把握し、そしてそれを伝えていく伝道師の役割である議員であります。この2の矢が一緒になる。しかしこれでももしかすると折れてしまうかもしれない。

3本の矢は何か、それは住民の意思をしっかりと把握し、そして伝道者である私どもの施策をきちんと取り上げ、それを実行し執行する、行政執行を担う執行部の皆さん。その3本の矢、これがどうでしょうか、3つ束にしたら折れない。

一つの例として、強靱な財務体質を今誇っております。あとは魅力ある、俗に言う湘南は格好いいとか、品川ナンバーは格好いいとか、それと同じように、俺は大多喜出身だよ、俺は大多喜に住んでいるよ、これが一つのブランドになる。そのまちづくりをするために、私は今回皆さん方のこの決算に関しては、賛成という立場より討論させていただきました。

ともに大多喜町を思う気持ちは同じであります。一緒になって汗まみれになり、泥まみれになり、そしてつくり上げていこうじゃありませんか。今回賛成させていただきます。今後とも3本の矢がしっかりと同じ方向性向くような形で行っていきたい、そういう所存です。

どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号 平成28年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第49号 平成28年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第2、議案第50号 平成28年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号 平成28年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第50号 平成28年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第3、議案第51号 平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) 198、199ページ、国民健康保険税で一般費のところですが、説明の中で納入率が94パーセントという説明があったと思いますが、94パーセントということは滞納されている方が6パーセントいるということです。この滞納者について伺いたいと思います。

滞納者については、滞納の度合いによって正規の保険証が交付されません、制度として。1年以上滞納すると、資格証明書、通称資格証と呼ばれているものが交付されます。これは、この資格証でお医者さんにかかる窓口で全部全額払って、それで後で役場に来て戻してもらうという証明書だと思います。そのほかの滞納者については、滞納の長さによって1カ月の滞納、2カ月の滞納、3カ月、4カ月、半年とかというふうに分かれているというふうですが、この滞納者の数を教えてください。

○議長(野村賢一君) 税務住民課長。

○税務住民課長(和泉陽一君) 滞納者の数なんですけれども、国民健康保険税につきましては世帯課税となっておりますので、滞納世帯数ということでよろしいでしょうか。

滞納世帯数は全部で189世帯になります。資格者証を発行している世帯が24世帯、短期保険証の発行につきましては116世帯というふうになっております。

以上です。

(「ありがとうございます」の声あり)

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番(野中眞弓君) やはり歳入ですが、このページは198、199、それから次にいって、それは国庫支出金です。その次のページにいて款7、県支出金について伺います。

介護保険も後期高齢者の健康保険もこの国民健康保険もそうですが、保険会計というのは保険料として我々住民サイドが出す部分と、それから行政、国、県あるいは町が出す部分と、それから特に国民健康保険、介護、社会保険の人たちの分担分というのは、税金が投入される部分と、我々のお金が投入されることによって運営されています。この税金の投入部分について今どうなっているのか教えていただきたいと思います。

国、県の負担部分の割合が本町の場合はどのくらいなのでしょう。

○議長(野村賢一君) 税務住民課長。

○税務住民課長(和泉陽一君) 歳入の内訳ですけれども、決算書の188、189ページの款4国庫支出金と款7県支出金の割合ということでお話しさせていただきますけれども、国庫支出金につきましては、国民健康保険の歳入総額のうち16.7パーセントを占めております。款7の県支出金ですけれども、6.7パーセントを占めております。合計しますと23.4パーセントということになっております。

以上です。

(「ありがとうございます」の声あり)

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番(野中眞弓君) 私は、平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計に反対の立場から討論させていただきます。

国民健康保険の対象者は、かつてはまだ盛んであった第一次産業に携わる農林・漁業者や

自営の商工業者など収入のある階層が中心でありました。しかし今は、これらの方々に加え高齢者、退職者、失業者などの収入の少ない人の割合が多くなった上、今の質疑の中でも明らかのように、国、県の負担分が激減しております。この制度ができたときの国、県の税金の負担分は45パーセントであったと聞いております。その分どこがふえたかといいますと、我々国民の持ち分がふえ、高過ぎる国民健康保険、国民をいじめて苦境に立たせているという現状があるわけです。

本町の農業所得は、3年連続で赤字収入です。年金も年々削減されているにもかかわらず、保険料は28年度の場合、料率は前年度と同じですけれども、上限が全体で4万円ふやされ89万円にも上っております。収入のある人ということになると思いますけれども、89万円というのは非常に苛酷な保険料です。にもかかわらず、28年の納税率は前年度より上昇し94パーセントにもなっています。県下で屈指の高さであります。真面目な町民性のあらわれだと思います。厳しい経済状況の中、やむなく滞納に陥っている方も少なくありません。加入者1,647世帯中192世帯が、加入者の1割以上の方が滞納に陥っておられます。

その中でも、滞納が1年以上になると窓口割引の保険証がもらえず、窓口支払いが10割、後で割り引く分が戻されるという通称資格証の交付となっております。これが、病気が重篤になるまで医者にかかれない人がふえていると言われております。本町でも毎年20人以上の方に交付されております。28年度は、先ほどの話ですと24世帯27人に交付されております。資格証を発行したからといって納付や疾病が減るわけでもなく、かえって病状が重篤化し、いざ医者にかかったときより多額の医療費がかかり、保険財政の負担をふやす、保険財政を圧迫するということになりかねません。何より住民の福祉の増進に反するのではないのでしょうか。保険料が払えなくて保険証をもらえないという心理的な苦しさ、これは福祉の増進とは真逆のことではないのでしょうか。

隣の長南町は、滞納者はいても資格証は何年にもわたり発行していないばかりか、保険料は毎年減少しています。もちろん本町よりも安い保険料です。本来なら、町民に安全、幸せを保障するはずの国民健康保険制度は、今や国民にとって大負担の国民健康保険制度であります。苦境の中にいる人にこそ安心が届けられるような制度適用は、役場の考え方にかかっていると思います。

県内でも、保険証を出していない自治体は片手ぐらい、5つぐらいあるかに記憶しております。今のままでは、収納率は上がってはいますけれども、この運営についてよしと認めることはできません。お金がなくて日常的に苦しい思いをしている人たちにこそ、安心の暮ら

し向きを保障することこそ町政の役割ではないでしょうか。

以上をもちまして私の反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

5番吉野儔一君。

○5番（吉野儔一君） 国民健康保険特別会計について賛成の立場から討論していきます。

私は賛成の立場で討論をいたします。

公的医療保険である国民健康保険は、医療技術の進歩や少子高齢化、国保加入者の減少により、年々医療費に対する自己財源の確保が困難な状況になっています。

本町の国民健康保険事業についても、保険税の歳入が減少し、ますます保険財政は厳しい状況であります。その中で平成28年度の歳入については16億3,241万4,635円、歳出については14億5,136万8,652円です。予算に計上された諸事業も適切に施行されており、基金への積立金も1,050万円とされております。また、医療費の抑制を図るため、積極的に検診事業や保健事業に取り組まれています。

以上のことから、本決算については賛成するものであります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号 平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第51号 平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第4、議案第52号 平成28年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号 平成28年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第52号 平成28年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第5、議案第53号 平成28年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 261ページの地域介護予防活動支援事業、介護を皆さんが老人の方がいつまでも健康で長生きできるように大多喜町にはいろいろな方が地域支え愛サポーターとして活躍しています。その費用、経費はここから出ているということでもいいですか。

いろんなサポートの方が一生懸命頑張っています。特にうちからも外からも。私はたまに周辺の市町村等に行ってこの辺のところを聞いたことがあるんですけども、大多喜町の地域支え愛サポーターの方は非常に優秀で本当に自慢できるものだ。外にも出かけているし、外からもいろんな研修の人が来ているような状況だと思います。

それで、このサポーターの方々に今ポイントが出ていると思います。このポイントがあるからサポーターをやるとかやらないとかの問題ではなくて、一所懸命やっている方には何かの形で評価してあげたい、少しでもおもてなしの気持ちで、多少なりともという気持ちでやっていると思うんですけども、サポーターの今の種類というか、何人ぐらいいらっしゃる、そのうち総額で大体40万くらい報償費が出ているということ、これは交通費とかは出な

いで、あくまでもポイントのお金だけという考えで、そのほかの、要はちょっと暑いからジュースを飲むとかそういった費用等は一切含まれていない、あくまでもポイントだけの費用と考えていいですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 健康福祉課のほうからお答えいたします。

サポーター制度の費用のほうですけれども、この中ではポイントの換金に当たりまして25万7,400円、ポイントのほうを換金しております。それから、それ以外のものについては特に飲み物代とかそういうのは出しておりません。

地域支え愛サポーターの今の登録者数ですけれども、84名となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今84名の方が一生懸命頑張っているということで、これを継続的に本当に続けていく、後継者もどンドンふやしていくためには、やはりある程度手厚い、28年度の決算だと25万円ということでしたけれども、1人当たりになると本当にわずかなものだと思っています。

やっぱりこれからこういった人たちがいないと、なかなか介護の問題は解決しないし、皆さんが健康で暮らしていくこともなかなかできないんじゃないかならうか、役場だけじゃできないですから。この辺をもうちょっと28年度の決算を踏まえて、少し手厚く、もう少し何かの形でやってあげないと、なかなか後継者等も育てこないんじゃないかならうかと思えますけれども、その辺の考え方はどうですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） サポーターへの支援ということでよろしいでしょうか。

28年度は、サポーターに対しましてポイントの換金ということで、先ほど言いました金額を換金して支給したということでありまして、それ以外にボランティアさんの養成講座とか定例会、そういうのも実施しております。それから、新しいボランティアさんの養成講座、そういうのも実施しておりまして、29年度につきましても同じような形でということで今実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、この方々の評価というんですか、非常に大事な人たちで



す。役場のほうからすると、28年度こういった人たちに支えられて介護の支援をやっていると思いますけれども、この方々についての評価というんですか、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） この制度につきましては、根本議員さんがおっしゃるとおりなかなか町だけではやっていけないというところがありますので、ボランティアさんの力をかりて介護予防に活動してもらいまして、できるだけ高齢者が住みなれた地域で生活できるようにということで、この制度が始まっております。

この方々の評価ということでございますけれども、担当している職員から話を聞きますと、うちのボランティアさんたちは、どこのボランティアさんよりもいいというような話も聞いておりますし、私もやっているところを見る限り、素晴らしい方たちの活動であるというふうに認識しております。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 勉強不足で申しわけない。そのポイント制というのはどういう内容なのかちょっと説明願えますか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 地域支え愛サポーター制度につきましては、この制度にまず登録をしていただきまして、活動の内容といたしまして、町内にある介護保険施設等でボランティア活動をするというのが1つ。それから、町や社会福祉協議会の行う介護予防事業で、そのお手伝いをするという活動が1つ。それから、自分たちで地域の青年館とか集会所を借りて、地域の高齢者等を集めて介護予防活動を行うというのが1つ。それから、在宅の高齢者のお宅に伺って見守り、傾聴、お話を聞くということですね。そのような活動をするというのが1つ。全部で4つの活動の種類がありまして、この4つの中で自分がやりたいところに手を挙げてもらって、実際にそこに行って活動してもらおうと。その活動に当たって、1回やるごとに100ポイントまたは200ポイントのポイントをつけて、年間たまったポイントを換金することができるという制度でございます。

なお、ポイントの換金については、本人の意向もありますので、中にはやっぱりボランティアでやっているんだという方もいらっしゃると思いますので、ポイントを換金されないという方もいます。

希望される方には、上限を1万円でお金を支給していると。それで、お金を支給する人、支給しない人関係なく、年間の活動回数はこれだけでしたという証明を皆さんにお渡しして、活動の評価をしているというような制度でございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） すみません。今ポイント、100ポイントとか200ポイントとか、1ポイントの単価は幾らなんですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 100ポイント100円ということで。

（「割ると1円」の声あり）

○健康福祉課長（西川栄一君） 割るとそうなりますね。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 242ページ、243ページ、介護保険料ですが、介護保険料の滞納世帯数、どういう理由の滞納が多いのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 滞納世帯数ということでありまして、とりあえず件数ということで数字のほうを今把握しておりますので、よろしいでしょうか。

滞納の件数としましては、179件です。

滞納の理由等でありますけれども、経済的な困窮ですとか制度への不理解、不満、あとは転出してしまっているとか、そういうような状況でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 困窮者の割合はどのぐらいいるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 申しわけございません。そこまでちょっと我々でも出しておりませんので、またちょっと調べさせてもらえればと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 介護保険料は基本的には年金天引きですよね。それから、1年間の年金収入が18万以下の方に関しては、普通徴収ということでよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） そのとおりです。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は平成28年度大多喜町介護保険特別会計に、反対の立場から討論させていただきます。

最近、働き盛りの子供が離職して親の介護に当たる介護離職とか、介護に疲れ果てての介護殺人など、町内でも痛ましい事件が起きましたが、そういうことがちまたに行き交っています。

介護保険は、介護はもう個人でやらないで社会で面倒をみる、つまり介護の社会化ということで始められましたが、しかし利用者がふえるほど保険料が上がる仕組みになっております。3年1期の平成28年度は6期目の真ん中で、保険料は当初の約2倍近くに膨れています。

収入がなくても保険料の負担があります。個人が入るんだということで、その個人の方に収入がなくても保険料が請求されるという点では、世帯単位で請求される国民健康保険とは異なっております。私は、これは非常に苛酷な制度だと思います。そして減免制度は生活保護以外ありません。お金のない人は、保険料は取られるんですけども、利用したくても利用できません。

その上、安倍政治は、国民の自己負担がふえるように、公的負担が減るように制度の改悪を重ねに重ねています。6期に入った27年には、現役並み所得者の方の利用料は自己負担が2倍になりました。低所得者の入所の場合の食費や居住費の軽減に制限をかけたりにしています。28年度は要支援1、2の階層への給付減らしをたくらみ、自治体の裁量下に置く制度にしました。

介護報酬の引き下げは介護事業所の経営を圧迫し、事業閉鎖に追い込まれています。大多

喜の特老も閉鎖まではいきませんが、経営困難に、困難までいかないかもしれませんが、経営不振という状況ではないでしょうか。介護士の離職も大問題になっています。

年々改悪を重ね、住民の間に不公平感を醸成する現制度のあり方に対して、戦闘機購入には気前よく税金を投入します。国民の社会保障をますます圧迫するような、そういう政府のやり方、制度に対して、経済弱者への配慮を欠くそういう制度なのに、大多喜町介護保険は見て見ぬふりをしているような気がします。そういうやり方を見過ごすわけにはいきません。誰もが安心できる大多喜町実現の一つとして、介護制度の町独自の充実もこれからは求められているということを強調して、反対討論を終わります。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私は、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

平成28年度の予算編成から見ますと、町財政状況を十分に理解し、町税収入を初めとする財源確保並びに全町を見据えた業務事業の必要性和効率性を職員一人一人が認識の上からの予算編成と理解しております。

28年度介護保険の歳入総額11億1,858万3,000円、歳出総額10億8,521万4,000円で、前年比歳入総額マイナス693万3,000円、歳出総額マイナス693万9,000円と、いずれも前年比700万円弱のマイナスでした。歳入歳出の差引額は、前年度はプラス4,724万1,000円、28年度はプラス3,336万9,000円と、いずれの年度もプラスになっております。

また、事業の執行においては、介護保険制度の普及、利用促進からの介護予防や地域での共助に重点が置かれるようになり、本町においてもボランティアと協力し、介護予防活動を行う地域支援サポーター制度、脳トレ教室など各種の事業に取り組んでおり、これらの事業を継続することで、給付費の抑制や、高齢者の住みなれた地域で生活の継続につながるものと期待するものであります。

このような内容の中、予算決算、事業執行に職員の苦労も大変なものと想像しますが、監査の特別指摘もなく良好な決算執行と判断し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号 平成28年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

を採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第53号 平成28年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

会議の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして午後1時から会議を再開します。

(午後 零時03分)

---

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

○議長(野村賢一君) 日程第6、議案第54号 平成28年度大多喜町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番(野中眞弓君) ページを指定しろと言われてちょっと困るんですけども、3ページ一番下、当年度未処分利益剰余金が、ことしは1,699万9,815円になりました。この剰余金を使って、基本料金の基本水量を1立米だけでも下げるという考えはないでしょうか。もしも1立米下げるとしたら幾ら必要になるのでしょうか。

○議長(野村賢一君) 環境水道課長。

○環境水道課長(山岸 勝君) では、今のご質問に環境水道課からお答えさせていただきます。

1立米下げた場合の金額ですけれども、水道料金につきましてはご存じのとおり2カ月に一度の水道料を徴収しているわけですが、基本水量というのが月8立方で2カ月に16立方になります。また、16立方に満たない、基本水量に満たない世帯ですけれども、検針月によって異なるんですけれども、本年の3月で試算した場合ですけれども、対象となる世帯が1,104戸ございます。その世帯につきまして、一律一月1立方に換算しますと206円、8立方未満が206円になりますので2カ月に412円ということで、それを減額した場合ですけれど

も、年間で273万円ほど必要になると試算できます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「もう一つ」の声あり）

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） その剰余金を使いまして、高齢者の世帯の負担を軽減できないかということなんですけれども、水道課といたしましては、今後施設の老朽化がますます進む中でございまして、水道の安定供給を図るために施設の更新を実施していく必要がございます。また、使用しなくなりました施設の除却も実施していかなければなりません。このため、相当額の減価償却費や資産減耗費が発生します。また、その発生に伴いまして赤字になることが予想されますので、この赤字を解消すべき財源としまして未処分利益剰余金を充てたいと考えております。

仮に、現在の剰余金を高齢者の負担減額に使用した場合ですけれども、赤字解消の財源がなく累積欠損金が発生いたしまして、水道料金の改定を考えなければならないという状況になりますので、このような状況を防ぐためにも剰余金を補填財源としたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、平成28年度大多喜町水道事業会計決算書に反対の立場から討論いたします。

水道会計は、ここ数年黒字決算を続けています。繰越利益金も黒字になって2年になります。古い施設を更新したり、水圧不足の地区の改善をしたり、住民の水環境の整備を地道に遂行し、漏水対策も進んでおります。担当課の地道な取り組みを評価いたします。

今年度の黒字は約1,040万になりました。そして、累積で約1,700万円になっております。

この使途であります、今申しましたように水道代の値下げを要求する声が高齢者を中心に根強くあります。高齢者は収入も少なく激減しているわけですが、基本料金の中の基本水量を8立米から7立米に1立米だけでも引き下げてはいかがでしょうかということですが、こういう住民の声にも応える、高齢者の声に応える事業も施策も必要だと思えます。大多喜町水道会計は長い間応えておりません。高齢化社会を迎え、安心して暮らせるまちづくりの一環として、基本料金の引き下げはするべきだと考えます。よって、それを認めない28年度決算については反対いたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 私は、平成28年度大多喜町水道事業会計決算について、賛成の立場で討論いたします。

この平成28年度の水道事業会計の決算は、補助金を繰り入れての利益ではありますが、当年度1,039万7,386円の純利益を計上しております。

本町の広大な面積や高低差のある地形などを背景としながらも、高い有収率の維持や経費削減などの努力も見られます。また、この利益につきましても、将来起こり得る状況、また事業を見据えての留保とされているものであるため、適正な決算と思っております。

附属書類のバランスシート、またキャッシュフロー計算書を見ましても、厳しい状況の中できちっとした計数管理がなされているというふうに認めます。

よって、この決算については賛成するものといたします。

以上で私の賛成討論を終わります。

○議長（野村賢一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号 平成28年度大多喜町水道事業会計決算認定についてを採決します。本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第54号 平成28年度大多喜町水道事業会計決算認定については認定する

ことに決定しました。

日程第7、議案第55号 平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号 平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第55号 平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定については認定することに決定しました。

以上で、各会計決算認定についての審議が全て終了しました。

---

### ◎日程の追加

○議長(野村賢一君) お諮りします。

ただいま渡邊泰宣君外1名から、全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について発議案が提出されました。

この発議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに



決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(野村賢一君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

---

### ◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 追加日程第1、発議第5号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長(吉野正展君) それでは、発議案を朗読します。

発議第5号、平成29年9月15日、大多喜町議会議長野村賢一様。

提出者、大多喜町議会議員、渡邊泰宣、賛成者、同山田久子。

全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

次のページをお開きください。

森林環境税の創設に関する意見書

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林を多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、「平成29年度税制改正大綱」において、「市町村が主体的となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合

的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源強化は、喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記。

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る。」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

次のページをお開きください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長宛て。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 朗読が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから、発議第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎休会について

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、あす16日から12月31日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

よって、あす16日から12月31日まで休会とすることに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

（午後 1時18分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成29年12月14日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 山 田 久 子

署 名 議 員 野 中 眞 弓